#### 平成20年6月飯島町議会定例会議事日程(第1号)

平成20年6月10日 午前9時10分 開会・開議

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 1 町長議会招集あいさつ
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 四区陳情審査特別委員会の設置について
- 日程第 5 第 1号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を 求めることについて
- 日程第 6 第 2号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 第 3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 第 4号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 第 5号議案 平成19年度飯島町一般会計補正予算(第8号) 専決
- 日程第10 第 6号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 専決
- 日程第11 第 7号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第3号) 専決
- 日程第12 第 8号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決
- 日程第13 第 9号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)専決
- 日程第14 第10号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)専決
- 日程第15 第11号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号) 専決
- 日程第16 第12号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第13号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第14号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 第15号議案 平成20年度飯島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第20 第16号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 第17号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 第18号議案 飯島町道路線の廃止について
- 日程第23 第19号議案 上伊那広域連合規約の一部変更について
- 日程第24 第20号議案 伊南行政組合規約の一部変更について

#### ○出席議員(12名)

1番 森岡一雄2番 曽我 弘3番 宮下覚一4番 坂本紀子5番 三浦寿美子6番 野村利夫7番 宮下 寿8番 竹沢秀幸9番 平沢 晃10番 内山淳司11番 松下寿雄12番 織田信行

#### ○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人会計課長 豊口敏弘
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠 議会事務局書記 千村 弥 紀

#### 本会議開会

#### 開 議 議長

平成20年6月10日 午前9時10分 おはようございます。

定足数に達していますので、ただ今から、平成20年6月飯島町議会定例会を開会しま

議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご 協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日午前10時より午後3時30分までの間、文部科学省検査第1課会計実地検 査が行われます。検査会場は役場防災集会室、関係者の控室は役場防災研修室となってい ます。議員の皆様にお願いを申し上げます。午前の休憩は会計検査員に対する理事者挨拶 等を考慮いたしまして、時刻ならびに時間を決定いたします。また会計検査の進行上、理 事者及び次長の出席を求められる場合には暫時休憩で対応したいと思います。流動的な本 会議運営となりますがご理解とご協力をお願いいたします。また休憩時間における廊下等 での会話につきましては検査に支障をきたさないようご配慮をお願いいたします。以上本 日の会計検査に関連して議長からお願いを申し上げました。

なお本日は気温の上昇が予想されます。上着の着用を自由と致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

#### 町 長

おはようございます。議会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成20年 5月16日付飯島町告示第63号をもって平成20年6月飯島町議会定例会を招集をいた しましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜り、心か ら厚くお礼を申し上げます。

今年は4月当初桜の開花を初めとする春の芽吹きが例年より早く進んだ一方で、開花後 の天候が一進一退であり、日々変わる気温に遅霜や雹害、体調管理にも気を使う毎日でご さいましたが、心配された災害もなくここに初夏を迎えました。しかしながら世界に目を 向けたときにミャンマーでの大型サイクロンの大被害、中国四川大地震での大被害に対し ましては、改めて自然災害の恐ろしさを身にしみて感じられるところでございます。亡く なられました方々には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお 見舞いを申し上げ、一日も早い復興を心から願うものでございます。また、ついこの8日 の日曜日の白昼、東京秋葉原で発生をいたしました理不尽な無差別殺傷事件は誠に許しが たく、胸を痛め申し上げる言葉もございません。これまた心よりお悔やみとお見舞いを申 し上げる次第でございます。

さて県内の梅雨入りも平年より6日、昨年より20日早い梅雨入りが発表をされました。 地球温暖化が進行がその一因とされておりますが、近年の異常気象を見るにつけ、これか ら本格的に迎える梅雨がどうか災害のない梅雨であることを切に願っておる次第でござい ます。

一方、地方にとって最重要問題でございました道路特定財源問題も、ようやく4月の3 0日と5月13日に法律がそれぞれ成立し、わが町にとっては一安心といったところであ りますが、飯島町の道路環境を見たときにまだまだ道路財源確保は必要不可欠となってお ります。今後においても国の来年度における一般財源化も視野に入れた道路財源確保に向 けた取り組みが求められる中で、真に必要な道路をきちんと位置付けすることを求めなが ら、その財源確保に向けて全力を傾注してまいりたいと考えておるところでございます。

またふるさと納税制度につきましてもその具体的な取り扱いが決定をされたところでご ざいます。ふるさと飯島に思いを寄せていただくべき、町としまして積極的に啓発を行っ て対応してまいりたいと考えております。新年度に入ってはや2カ月が経過をいたしまし た。平成20年度予算ではまちづくりの重点施策として、「協働と子育てで未来を育む健 やか予算」と位置付け事業を展開をしておるところでございますが、特に各地区の地域づ くり委員会では地域住民との協働のまちづくりを目指して、積極的な取り組みをしていた だいております。行政としてもこれを積極的にサポートしてまいりたいと考えております。 またこのほど各地区別に実施をいたしましたまちづくり懇談会では、町民の皆さんからの 要望意見が出されました。これらの問題につきましても厳しい財政状況の下ではあります が、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件7件、補正予算案 件が10件、その他案件3件、計20件でございます。いずれも重要案件でありますので、 なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますよう心からお願いを申し上げ るとともに、先ほど議長さんからもお話いただきましたように、本日、会計検査対応をし なければならない状況となっておりますので、その点につきましてもご協力をいただいて 議会招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、11番 松下寿雄 議員、1番 森岡一雄 議員、を指名します。

#### 議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会 運営委員長の報告を求めます。

平沢 議会運営委員長。

議会運営委員長 会期について報告をいたします。去る5月26日に議会運営委員会を開催し、本定例会 の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から6月17日までの8日間 と決定されましたのでご報告いたします。なお、本定例会で扱う請願・陳情等のうち飯島 町四区連絡協議会からの陳情につきましては、陳情の内容からいたしまして特別委員会を 設置し、付託して審査することがよいということに決定されましたので併せてご報告致し

#### 議長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月17 日までの8日間としたいと思います。

異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日から6月17日までの8日間とすることに決定 しました。委員長自席にお戻りください。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長

日程第3 諸般の報告を行います。

先ず、町長からの報告を求めます。

町 長

それでは私の方からは4件につきましてご報告を申し上げます。先ず、平成19年度の 飯島町一般会計の繰越明許費の繰越計算書についてご報告を申し上げます。先の3月議会 定例会において議決をいただきました災害にかかる繰越明許費について、地方自治法施行 令第146条第2項により、別紙のとおりご報告を申し上げますので、ご覧をいただきた いと思います。

次に平成19年度飯島町土地開発公社決算についてご報告を申し上げます。平成19年 度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月29日開催の公社理事会において審 議をお願いし承認をいただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の 規定に基づきご報告を申し上げます。平成19年度の土地開発公社事業は伊南バイパス用 地の代行買収に加えて、新たに工業団地拡張事業を始めたため近年にない決算規模となり ました。伊南バイパス用地の取得につきましては、土地開発公社が平成17年度から直轄 権限代行事業として行っておりますが、19年度も引き続いて行い、飯島北地区について ほぼ昨年度と同規模で計画どおり取得をしたところでございます。また造成済宅地分譲地 も赤坂分譲地を8区画売却したほか、新たに企業からの引き合いに対応するため久根平工 業団地及び陣馬工業団地の拡張を計画し、この用地取得を行いました。更に、七久保にあ ります道の駅北側へ建設計画のある栗加工販売施設の用地取得についても土地開発公社に て取り組んだところでございます。また累積する公社損失額の補てんに町から 20,000,000 円の補助を受け、公社経営の改善を図りました。主な収益は伊南バイパス用地取得事業で 260,000,000 円、分譲宅地売却事業で81,000,000 円など事業収益345,000,000 円に、町の 補助金などの事業外収益 23,000,000 を加えた収益合計は 368,000,000 円に対し、用地取 得等事業原価 347,000,000 円に一般管理費および事業外費用等 6,000,000 円を加えた費用 合計が 353,000,000 円となりまして、差し引き当期利益は 15,000,000 余りの黒字決算と なりました。これにより前期からの繰越拠出金を考慮した欠損金合計は101,000,000円余 りとなり、欠損金の減少を図ることができました。まだまだ厳しい財務体質は続きますが、 今後とも土地開発公社本来の目的達成のために努力をしてまいります。決算内容の詳細に つきましてはお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻ご覧をいただきたいと 思います。

続いて3番目に、平成19年度第25期財団法人飯島町振興公社事業報告について申し上げます。平成19年度第25期の財団法人飯島町振興公社事業報告・決算につきましては、去る5月29日の理事会において認定されましたので地方自治法の規定によりご報告を申し上げます。平成19年度の振興公社事業は指定管理業務2年目を迎え、本郷「道の駅」産地形成促進施設、千人塚公園、与田切公園、図書館の4指定管理業務及び山岳施設

の管理、道の駅本郷の管理、観光協会事務局の3業務において契約に基づき業務を実施を してまいりました。与田切公園管理では近年のアウトドアライフ人気の中、家族連れ及び 団体の利用により、キャンプ及び「かまど」の利用はシャワー増加傾向にありますが、利 用料金は横ばいとなっております。プール施設利用者及び平日の親子連れ、あるいは「越 百の水」の利用者は増加傾向にございます。千人塚公園では観光資源である桜にテングス 病がまん延しており、維持管理ついては「桜守」と連携を図りながらご協力をいただいて 実施をしてまいりました。図書館管理におきましては本年度から祝日開業を開始をいたし ました。利用状況は図書館カウンター利用者が減少をしておりますが、移動図書館車の利 用が増加し、全体としては前年並みのご利用をいただきました。また事業としては千人塚 マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年 間登録者は242人と前年に比べて16人ほど減少をいたしました。登録利用者の利用が 減少傾向にあります。自主事業のマレット世界大会は第23回を迎え、144名、これは 外国籍の方26名14カ国の方が参加をして実施をいたしました。 釣事業におきましては 「城ヶ池」の改修工事によりまして当該年度は実施ができませんでした。主な収益は指定 管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ 事業収入において、合計で43,901,660円に対しまして、事業費として一般管理費を加え た合計 44,038,143 円となりまして、当期計上増減額はマイナスの 278,004 円となりまし た。今後とも事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力をしてまいります。内容 につきましてはお手元の決算書をご覧いただきたいと思います。

最後に株式会社エコーシティ駒ケ岳の第17期決算について申し上げます。株式会社エ コーシティ駒ケ岳の平成19年度第17期の決算につきましては、去る5月20日開催の 同社株主総会において承認をされておりますので、地方自治法の規定によりましてその概 要をご報告を申し上げます。エコーシティ駒ケ岳の平成19年度事業は事業開始以降13 年を経過し、伊南4市町村の情報センターとしてより安定した経営基盤が出来上がりまし た。平成19年度は本格的なデジタル放送の時代となり、アナログ放送が終了する201 1年7月までには全加入者にデジタル加入を図らなければならないこととなっております。 このために引き続きPRをしているところであります。インターネットは通信や速度が安 定し好評で、インターネット接続の増加、新規加入件数の増加が順調に推移をし、期中と しては507件の増加と経営環境に大きく貢献をすることとなりました。駒ケ根・飯島の 有線放送電話につきましては設置以来15年を経過し、保守備品もなくなり今後継続的に 使用していくことが不可能となりましたので、アンケートの結果、電話機能を廃止し、音 声告知機能を継続するための設備改修を平成20年度で行うことといたしました。次に経 営状況でございますが、САТ V 及びインターネット新規加入計画に対して、加入者が増 加したことや経営の合理化に努めた結果、営業収入では632,600,000円余となり、費用を 差し引いた営業利益は 120,500,000 円余となりました。これにより当期の最終利益は 75,800,000 円余の黒字決算となり、当期未処分利益366,100,000 円余のうち設備更新のた めに 50,000,000 円を積み立てて、次期繰越利益金として 286,000,000 円ほどを計上する ことができました。以上が株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成19年度決算の概要でござ います。詳しくはお手元の資料にございますので後刻ご覧をいただきご報告とさせていた だきます。よろしくお願いをいたします。

#### 議長

ただ今の報告につきましては最終日の全員協議会において質疑を行います。 次に議長から申し上げます。

最初に平成20年3月定例会において議決された農業委員会必置規制の堅持に関する意 見書につきましては、平成20年3月18日に衆参両院並びに関係行政機関へ送付いたし ましたので報告いたします。

次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願陳情等はお手元の請願陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び92条の規定により所管の委員会に審査を付託します。なお、特別委員会付託つきましてはこの後お諮りいたします。

次に例月出納検査結果について報告します。3月から5月における例月出納検査の結果、 特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 以上で諸般の報告を終わります。

#### 議長

日程第4 四区陳情審査特別委員会の設置についてを議題とします。本件について議会 運営委員会の検討結果は先程の平沢議会運営委員長の報告のとおりです。お諮りします。 別紙の通り議長を除く11人の委員で構成する四区陳情審査特別委員会を設置し、お手元 の請願陳情等文書表にあります飯島町四区連絡協議会陳情については、これに付託して審 査することにしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

#### 議長

異議なしと認めます。従って本件については11人の委員で構成する四区陳情審査特別 委員会を設置することに決定しました。

ここで四区陳情審査特別委員会の開会について申し上げます。本日、本会議終了後正副 委員長選出のため4区陳情審査特別委員会を開会いたします。委員の皆さんは本会議終了 後委員会室1にお集まりください。

#### 議長

日程第5 第1号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の 承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

#### 身間偏

第1号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本改正条例は根拠となります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成20年3月26日に公布され、平成20年4月1日から施行されたこと、これによりまして地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。改正の内容は、条例第3条3項における非常勤消防団員等という表記がございますが、この等の範囲を列記して明記するというものでございます。消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急処置従事者、というふうに個々具体的に明記をするという改正でございます。併せて非常勤消防団員が公務により死亡、負傷もしくは疾病にかかり、障害の状態となった場合の損害補償基礎額にかかる、扶養加算額のうち配偶者以外の扶養親族について、200円の規定を217円と17円の引き上げ、これを平成20年4月1日から適用するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか (異議なしの声)

異議なしと認めます。従って第1号議案は承認することに決定しました。

議長

議長

日程第6 第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申しあげます。本改正条例は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成20年4月30日に公布され、同日施行されたことによりまして、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。主な改正点でございますが、1点目として個人住民税にかかる寄付金控除、これを所得控除から税額控除方式に変更するということ、これに加えまして地方公共団体に対する寄付金、いわゆる、ふるさと納税制度が新設されたということが1点目でございます。2点目としては証券税制の見直し、3番としてエンジェル税制の廃止、4番目として21年度から個人住民税にかかる公的年金からの特別徴収制度を導入する、その改正、5番目として省エネ改修工事を行った既存住宅にかかる固定資産税の減額措置の創設、6番目としまして企業立地関係の固定資産税の免除規定が適用法令の見直しに伴い新設されることが主な改正点でございます。細部につきましてお手元の資料に基づきまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

#### 住民福祉課長

(補足説明)

(補足説明)

議長

ちょっとお待ちください。この議案の説明の途中でございますけれども、ここで休憩を とります。再開時刻を午前10時30分といたします。休憩。

> 午前 9時58分 休憩 午前10時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。第2号議案にかかる補足説明を継続いたします。 中村住民福祉課長。

住民福祉課長

議長

これから本議案に対する質疑を行います。

5番

三浦議員

ひとつこの条例改正案とその資料についてのことについて、大量な改正の内容でありま

して、本日資料としては現行と改正案ということで対照表が配られましたが、これだけの 大量な内容ですと大変理解もできませんし、事前に配布をしていただくようなことができ ないものかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

住民福祉課長 お答えいたします。資料の配布につきましては慣例によりまして当日配布するようにと いうふうに聞いておりますが、本議案のとおりボリュームが大変に多い案件でありますの で、以後のことについては検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいた します。

議長

他に質疑ありますか。

6番

野村議員

先ず2点ほど説明をお願いしたいと思いますが、第2号議案の資料の4ページ、これは 個人住民税における公的年金特別徴収制度導入、これについては来年度から特別年金から 引き落としという考えていいわけですね。

あ、ちょっと待ってください。それでそれについて実はあの後期高齢者、この問題で天 引き、引き落とし、こういう問題が非常に大きくあったわけであります。もしこれをまあ 実施になるわけでありますけれども、町民への説明、これについてどのように考えておら れるかまず第1点をお聞きいたします。

住民福祉課長

後期高齢者制度の天引き制度と同様、21年度からこの制度が制度化されることであり ます。新たな制度でありますので広報等を通じて周知徹底をしたいというふうに考えてお ります。

6番

野村議員

次に第1ページ、今の資料の第 1 ページですが、これはまあふるさと納税の関係で、た くさんの資料の中から何とか理解できます。そうして実は3ページ証券の関係、条例のこ の配当、配当金の関係、これについては、まあ今現在は分離課税で3-7ということで引 かれておるわけなんですけれども、これが22年からは申告ということで考えていいわけ ですか。この辺はどんなふうに考えたらいいか、ちょっと莫大な資料で理解に苦しむんで すけれども、それでまあ特例があって5%から15%ということで上がってくるわけなん ですけれども、22年度までについては現行 1,000,000 円以下の場合には現行でいくとい うことで、いよいよ21・22年度からですか、これは今度は申告で行くのかどうか、こ の辺はちょっとはっきりわかりませんので説明をお願いしたいと思います。

住民福祉課長 お答えをいたします。3ページに書いてございます。今まで上場株式等の譲渡益だとか 配当益については申告制度になっていたかと思われますので、21年度以降も実線で書い てあります本則税率の適用、あるいは特例措置の譲渡益につきましては 5,000,000 円以下 の3%、7%、それから配当につきましての特例措置あるいは本則税率の適用等につきま しては、その現行どおりの規定で進むものと思われます。

議長

他に質疑ありませんか。

3番

宮下覚一議員

まああの専決処分の関係でございますけれども、そうはいっても町民に直結する税の条 例でございます。で、ちょっと内容的にですね非常にあの理解し難い点が多く見られます ので、ここで即決をするのはどうかなあというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長

今あの質疑の段階ですので討論等の段階で。それでは採決の段階で今の動議を取り上げ

させていただきます。あの今質疑のあれですので採決の。

3番

宮下覚一議員 えーとこの動議の中で協議会に切り替えていただきたいと思います。

(賛成の声)

議長

只今意見がございました。只今宮下議員から協議会の動議が出され、賛成者の発言があ りました。よってこれから協議会といたします。

それでは只今3番宮下議員から第2号議案を本日採決に付すべきではないという動議が 出されました。1人以上の賛成がありますので動議は成立いたしました。

それでは本日採決すべきではないという動議を議題といたします。即決すべきではない というご発言でしたね。議長から申し上げます。3番宮下議員さんに発言の趣旨について 確認させていただきます。即決すべきでないという中で、もう少し説明を要するというこ とで全員協議会に切り変わりました。その中で内容についての質疑等の内容が深まったわ けでございますけれども、それによってこの即決すべきではないということでなくて、こ の全協でのその内容でこなされたということで即決しても、本日のこの採決に付してもよ いというそういうふうに解釈していってよろしいでしょうか。

それでは他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 計論なしと認めます。これで計論を終わります。

> 第2号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決 します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第2号議案は承認することに決定しました。

議長

日程第7 第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求 めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることに ついて提案理由の説明を申し上げます。本改正条例は地方税法等の一部を改正する法律が 平成20年4月30日に公布され、同日施行されたことにより地方税法の規定によりまし て専決処分をしたものでございます。改正の内容は被用者保険の被扶養者であったものが 国民健康保険の被保険者となったときの国民健康保険税の減免申請の手続き、これを簡素 化するという内容でございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よ ろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長

(補足説明)

議長 これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 9 -

- 10 -

(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議長 第3号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることに ついてを採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか (異議なしの声) 議長 異議なしと認めます。従って第3号議案は承認することに決定しました。 議 長 日程第8 第4号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部改正にかかる専決処分の 承認を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 第四号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部改正にかかる専決処分の承認を求め 副町長 ることについて提案理由の説明を申し上げます。本改正条例は療養の給付、老人医療及び 公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令が、本年3月15 日に公布され4月1日から施行されることとなったこと、また中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が、昨年の11月28日に公布され、 本年4月1日から施行されることとなったこと、これによりまして地方自治法の規定によ りまして専決処分をしたものでございます。改正の内容でございますが、老人医療制度が 廃止されたことに伴う先ず条文の整理、それと中国残留邦人等の方々を現行の生活保護法 による支援から今回定められた特別法での支援対象とすることとなったために、本条例の 改正が必要となったという内容でございます。細部につきましてはご質問によりまして担 当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたし ます。 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (かしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議長 第4号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部改正に係る専決処分の承認を求める ことについてを採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか (異議なしの声) 議長 異議なしと認めます。従って第4号議案は承認することに決定しました。 日程第9 第5号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算(第8号) 専決を議題とい 議 長 たします。本案について提案理由の説明を求めます。

は、町議会の皆様はじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜物と心より感謝を申し上げ る次第でございます。平成19年度における各種事業費の確定及び国県支出金の確定によ りまして、平成19年度決算に当たって必要な補正をいたしました。予算規模につきまし ては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 126,876,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4.434.661.000 円とするものでございます。先ず歳入でございますが、町税につきましては 予算規模では当初に比べて157,000,000円の伸びとなりました。また、特別地方交付税は平 成18年度の実績に比べて28,000,000円増額になったものの、普通交付税は75,000,000円 の減額となり、地方交付税全体としては 47,000,000 円、率にして3.2%の減額となりま した。地方譲与税、配当割交付金、自動車取得税交付金などにつきましても交付額が確定 いたしましたので補正をするものでございます。国県支出金は各種事業の終了に伴う精算 補正でございます。なお、町債につきましては事業費が確定したことに伴いまして、起債 総額が決まったことによる補正でございます。一方歳出につきましては各種事業終了に伴 う減額補正が中心であります。また今後増加する公債費への償還等を考慮して財政調整基 金や減債基金への積み立てを行い、更に公共施設等の整備基金への積み立てを行うことと いたしました。このほか土地開発公社への補助金 30,000,000 円の交付、予備費につきまし ては 38,000,000 円余を増額をいたしました。以上が専決をした補正予算の概要でございま す。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議の 上、承認を賜りますようお願いいたします。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明) (補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長 議長

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算(第8号) 専決を採決します。お諮り します。本案は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第5号議案は承認することに決定しました。

議長

日程第10 第 6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5 号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 専決 につきまして提案説明を申し上げます。今回の補正は3月の議会定例会後において補正の 必要が生じたものを、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をいたし ましたので、ここにご報告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算規模につきま

- 11 -

町 長

それでは第5号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算(第8号) 専決につきまして

提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必

要が生じたものにつきまして予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により3

月31日付でもって専決処分をいたしましたので、法の規定に基づきまして今回の議会に おいて報告を申し上げ承認を求めるものでございます。平成19年度事業につきましては

厳しい財政環境の下ではございましたが、概ね計画どおりの行財政運営が出来ましたこと

- 12 -

しては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 64.268,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 933.207,000 円とするものでございます。平成19年度における国民健康保険給付費の確定 及び国県支出金の確定によりまして、平成19年度決算に当たって必要な補正をいたしま した。主には歳入で国県の補助金等の増額 7,900,000 円余り、療養給付費交付金の減額 61,700,000 円余り、共同事業交付金の減額 800 円余りでございます。歳出では保険給付費 の減に伴う支出減で 62,900,000 円余り、共同事業拠出金の減 2,700,000 円余りとなっており ます。なお予備費へ1.500,000円余を増額するものでございます。細部につきましてはご質 問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますように お願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 専決を採決し ます。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第6号議案は承認することに決定しました。

議 長

日程第11 第7号議案平成19年度飯鳥町老人保険医療特別会計補正予算(第3号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第7号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第3号) 専決について 提案説明を申し上げます。今回の補正は3月議会定例会後において補正の必要の生じたも のを地方自治法の規定に基づき、3月31日付で専決処分をいたしましたので、ここに報 告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総 額からそれぞれ 33.938.000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1.020.646.000 円とするものでご ざいます。平成19年度における老人医療費の確定及び社会保険診療報酬支払い基金、国 県支出金の概算払いの確定により、平成19年度決算に当たって必要な補正をいたしまし た。主には歳入で支払い基金交付金の減額が 15.400,000 円余り、国県負担金の減額 16.500.000 円余り、一般会計繰入金減額 900.000 余でございます。雑収入の減額 900.000 余 などでございます。歳出では医療給付費等の大幅な減に伴う補正の減額で 33,900,000 円余 りでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろし くご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

これから本議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案平成19年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算(第3号)専決を採決し ます。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第7号議案は承認することに決定しました。

議長

日程第12 第8号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第 8 号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計の補正予算(第4号)専決について 提案説明を申し上げます。今回の補正につきましても3月議会定例会後において補正の必 要の生じたものを地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分にいたしましたので、 議会において報告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳 入歳出予算の総額からそれぞれ 7.060,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 776,264,000 円と するものでございます。今回の補正は平成19年度サービス給付費等諸費の決定による歳 入歳出の減額と、第三者納付金による歳入増額と、平成20年度返還すべき国庫支出金の ための予備費を増額をして専決補正をしたものでございます。細部につきましてはご質問 によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議の上、承認賜りますようにお願 い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番

森岡議員

只今出てまいりました国保、老人、介護保険、それぞれ減額補正ということでまいって おります。医療費がたくさん掛かって大変で増額ということは、これはまあ大変なことで ありますけど、かからなんで減額でいけるということはこれはありがたいことだと、そん なふうに理解するわけですけれども、この減額で締めれるという原因について、まあ病気 にかからなんだとか、そういうその辺の原因についてどんなふうに見ておるかお聞きした いと思います。

住民福祉課長 お答えいたします。只今のご意見でご指摘のとおり、当然あの医療費が少なくなったわ けでございますので、これは実態で減額したということしかちょっと自分では理解をして おりませんのでよろしくお願いいたします。

町 長

まあいくつかの原因が考えられますけれども、国保運営協議会等でご報告を申し上げて まいりましたのは、特にあの老人の予防接種等の枠を拡大をしていただいて予算も増額し て対応してまいりました。インフルエンザ、冬場でのインフルエンザ、それから子ども達 の予防接種等も効果が出て、特にそうした大きな集団的な医療費というものがなかったこ とが大きく影響しておるというふうに判断をしております。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第8号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)専決を採決します。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか (異議なしの声) 議長 異議なしと認めます。従って第8号議案は承認することに決定しました。 議 長 日程第13 第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4 号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。 町 長 第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 専決につき まして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正も3月議会定例会後において補正の必 要が生じたことにつきまして、予算を編成して、地方自治法の規定によりまして3月31 日付専決処分を行い、ここに報告を申し上げて承認を求めるものでございます。補正予算 の規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,971,000 円を減額し、歳入歳出 それぞれ 947.537,000 円とするものでございます。 歳入につきましては国庫支出金、町債を 事業の確定によりまして減額をし、分担金及び負担金を新規加入者使用料及び手数料の増、 また消費税の還付金によりまして増額をするものでございます。歳出につきましては事業 関係で事業の確定によりまして減額をし、また管理費を年間実績より減額をして決算書に あたって必要な補正を行いました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し 上げます。よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声) 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 専決を採決 します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか (異議なしの声) 議長 異議なしと認めます。従って第9号議案は承認することに決定しました。 日程第14 第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 議 長 4号) 専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 町 長 それでは第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算(第4 号) 専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましても3月議会定 例会後において補正の必要が生じたものにつきまして、地方自治法の規定に基づき3月3 1日付で専決処分をしましたので、ここにご報告を申し上げ承認を求めるものでございま す。補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 19,189,000 円減額 をし、歳入歳出それぞれ 230,048,000 円といたすものでございます。内容は歳出において管 理費を年間実績より減額をして、これに伴う歳入を調整することが中心なものでございま

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議長討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)専決を 採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第10号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第15 第11号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)専 決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

第11号議案平成20年度介護保険特別会計の補正予算1号専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正これは20年度の現年度の専決補正をお願いしたわけでございます。先に全員協議会でご報告を申し上げましたように、4月に判明をいたしました税制改正に伴う保険料の激変緩和措置の適用誤りに伴う平成18年度及び19年度分の過誤納金について、5月末までに返納するために地方自治法の規定に基づきまして5月7日付で専決処分をいたしましたので、ここにご報告を申し上げ承認を求めるものでございます。予算につきましては予備費を充当いたしましたので、予算の増減はございません。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議の上、承認 賜りますようお願い申し上げます。

議 長 6番

野村議員

町 長

これから本案に対する質疑を行います。

実は介護保険の過誤徴収について、今、私がホームページのお詫びの文書をこう読んでおるわけですけれども、実はこれについては4月28日に全協がありました。説明を受けました。そして5月2日から5月3日に担当者が各家庭を回ってお詫びをして、そしてお返しするということでありましたけれども、これを見ると5月6日までかかっておるわけであります。それで担当者の皆さんについては本当にご苦労であったわけでございます。まあ2組で回ったわけでありますけれども、この69人51世帯、これにお詫びをしたわけでありますけれども、該当者の反応についてどうであったかとこれについてお聞きいたします。

住民福祉課長

ご指摘のありました5月2日、一日だけで全戸訪問を終了させていただきました。係長以下で対応をしてもらいましたが、全戸訪問した感触でございますが、お金が戻るということでやはり過誤納金についてはまあ全然承知していなかったことは当然でございますので、特段お叱りを受けるとか、何をやっているんだとか、そういうご指摘の言葉はなかったというふうに聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

- 15 -

承認賜りますようにお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

す。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議の上、

- 16 -

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号) 専決を採決しま す。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第11号議案は承認することに決定いたしました。

議長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時57分 休憩 午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

議長

日程第16 第12号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を議題といたし ます。本案に対する提案説明を求めます。

副町長

第12号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明 を申し上げます。本改正条例は現在発行している町民基本台帳カードに独自領域を設定し まして、カードによるサービスの利用範囲を拡大するものでございます。これは町図書館 で広く利用されている図書利用券の機能を住民基本台帳カードに上乗せすることにより、 住民の利便性を図るとともに、住民基本台帳カードの普及による行政サービス向上を目指 すものであります。細部につきましてはご質問により担当課長から説明をいたしますので、 よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長

これから本案に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

1番

森岡議員

1点お尋ねをいたします。趣旨は非常にいいことだと賛成をするわけでございますけれど も、現在のこの基本台帳カードの発行状況及び図書券の利用状況、まあこれをしたことに よって更に図書の利用が増える可能性っていうのは、その辺のところを知りたいわけで、 お聞きしたいと思います。

住民福祉課長 はい、それではお答えを申し上げます。5月1日現在の住民基本台帳の発行状況でござ います。飯島町は5月1日現在で1、588枚の発行をしておりまして、全住民に対する 普及率は15.8%で、上伊那郡下4番目でございます。使用人数につきましては104 人ということで1、588枚発行してございますが、104人しか使っていただいてな いのが現状でありまして、郡下7位であります。またその104人が何回利用したかとい うことでございますが、422回ということで、一人の方が4回ぐらいしか使っていない というのか現状で、郡下5番目でございます。

教育次長

図書館の図書利用カードの登録状況ですが現在7,440人が登録をされております。 他に質疑ありませんか。

5番

三浦議員

議長

只今森岡議員が質問いたしました図書利用カードの登録人数はわかりましたが、この利

用状況とこの住基基本台帳カードに機能を移した時の今後のどのような利用が予想される というか、その点についてお答えをお願いします。

教育次長

ここではっきり利用率が大幅に上るとかそういうことは、ちょっと私の段階では推測出 来かねるんですが、ただ住民基本カードにそれを、完全に図書利用カードをやめて住民基 本カードで図書利用まで使うかどうかっていう、そこら辺の問題もあると思うんですよね。 住民基本カードは住民基本カードで図書利用もできるんですが、図書館は図書利用カード それをそのまま利用するというその使い分けされることも当然考えられます。そういうこ とでちょっと現時点でそれによって大幅に、確かに利便性は高まる関係で利用は高まる、 今まで関心のなかった人もそれが使えるということで、それを利用されるということにま あ期待をしていきたいということでございます。

議長

他に質疑ありますか。

(かしの声)

議長

他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

5番 三浦議員

私はこの飯島町町民カード条例の一部を改正する条例によって、飯島町の図書館の利用 機能を図書利用券機能を追加することについては反対を表明します。住民基本台帳カード は個人情報を集積されておる、そうした個人のプライバシーにかかわる大変重要なカード であります。日常生活で頻繁に利用をするという性質のものではないというふうに私は認 識をしております。利便性を強調しあらゆる個人情報を住民カードに集約するということ は私は間違っているというふうに思っております。また紛失などにより個人情報が他者に 漏れる可能性も高まってくるわけであります。そうした危険性を感じますので安易な利便 性を追求することに疑問を感じておりますので反対をいたします。

議長 1番

討論他にありませんか。

他に討論ありますか。

森岡議員

賛成の立場で意見を申し上げたいと思いますが、まあ政府では電子社会ということで、 またこうしたものを使って利便性を図っていく、効率をしていくということ、一連の流れ の中のこの住民基本台帳であります。只今反対者の心配するような情報を漏れるとか、プ ライバシーうんぬんということもそれなりきの手も打たれております。あらゆるものを反 対という中では事も進んでいきませんし、こうした新しいって言いますか制度については 取り入れるものは取り入れ利便性を図っていくことがいいことではないかなと、こんなふ うに思い賛成をいたします。特にまたあの利用率が急に上るとか上がらないとかっていう 問題もありますけれども、こうしたカードへ持っていって機能を追加するということにつ いては替成であります。以上です。

議長 7番

宮下寿議員

私も賛成の立場で申し上げます。先ず今のその反対の部分のご意見ですけれども、では ちょっと遡りまして、ポイントカードの部分の時にはどうであったかと思うんですね、で すから私も店をやっておりますと、お一方、住民基本カードで「つれてって」の関係のも のを、追加したものを持ってこられる方が1名いらっしゃいます。で、その方はやはりそ

の方の思いの中でやっぱり利便性という部分で発行してもらってそれを持っていると、ですからこの追加っていうのは機能ですよね、先ず機能を追加することによってそのカードの利便性を良くするっていうことはまず第一の条件だと思うんですね。それで思っていることだと思うんです。で、それを判断するのは住民です。このカードにするのかあるいは図書利用カードのみ、あるいはポイントカードでいえば「つれてって」カードのみの、っていうふうに判断をするのはその方たち自身ですので、ただし追加をするためにはこの条例を改正しなければならないということですので、反対の部分にはならないと思うんですね。ですから私は利便性という部分で今後のことを考えれば、今、森岡議員がおっしゃったように良いことだと思いますし、それで磁気カードを持つ持たないはその町民の方個人個人の一つの意思ですので、先ず利便性を確保するという意味においてはこの条例はいいと思いますので、私は賛成といたします。

2番 曽我議員

ちょっと関連になりますけれども、今年の確定申告に行ったときに、これはもう電子申告に該当する書類ですから、来年の申告にはこの住基カートを持って来ていただければ、税額から 5,000 円をお返ししますから是非住基カードを持ってきてくださいっていうことをまあ言われてきましたんで、来年までには作ってもらって持っていくつもりでおりますけれども、まあそういう利便性っていうかまあ多少でも得になるっていうか、いいことがあるっていうことも、いわゆるその利便性を是非そのPRをして、これを持っておるとこういう利便性がありますよ、こういう得なことがありますよっていうことも周知したうえで是非これを普及アップになるような方法とっていただきたいと思います。

議長

(なしの声)

他に討論ありませんか。

議長

それでは他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

「賛成者起立〕

議長

ご着席下さい。起立多数です。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第17 第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は地方税法の一部改正を受けて寄付金税額控除が制度化されましたので、町といたしまして、ふるさと飯島応援基金として新たに基金を創設して、通称ふるさと納税制度による寄付金をふるさと飯島応援基金に積み立てて、寄付をしていただいた方の趣旨に沿うべく、事業に充当をしてまいりたいとするものでございます。このために特に寄付をお願いする事業として、1つに自然豊かな飯島町の景観および自然環境の保全、2つには子育て支援と教育の充実、3つに地域医療福祉の充実と健康なまちづくり、その他としてその目的達成に必要な事業と、この4つの組み立てから考えております。インターネットや広報などを見ていただき、またあらゆる機会を通じてPRに努め、是非寄付をしていただきたい申し出をいただけるよう工夫をしながら今後取り組んでまいりたいと考

えております。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、 よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようにお願いを申し上げます。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議長

1番 森岡議員

1点お尋ねします。この行う事業3つに絞り込んだわけでございます。まあ以前の説明ではたくさんあったのをここまで絞り込んだのは結構なことだと思うわけですけど、3つに絞り込んだ「ここを」というような、そのもう一つ目的っていうか強調したいというところがありましたら、この絞り込んだことについての説明をいただければと思います。

學門偏

全員協議会の折りには5つのメニューでお示しをし、その際にもう少し的を絞って、寄付をする人たちも寄付しやすい環境を整えたらどうかというようなご意見をいただきました。そこで検討しまして、やっぱり飯島の売り物は自然だという部分もありますし、天竜川の上流区域にもあるというようなことから、環境という部分で町を訴えていきたいということ、それから今の町の構想の中心が子育て支援という部分がテーマとして今動いているということが2点目、それから地域におる人たちが安心してまた安全で暮らせるという部分については、福祉だとか医療だとかいう部分がやっぱり生活する基本であろうというようなことから、この3点に絞って寄付を是非お願いをしていきたい、まあこの3つに該当しない部分については町の方に委ねていただくというような観点で3点に絞らせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第13号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第18 第14号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第14号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本改正条例は現在発行しております住民基本台帳の普及を図るために、基本台帳カード発行に対する交付税優遇措置が行われる期限の平成22年3月31日までの間、カードを交付する際に今現在手数料をいただいておりますが、これを特例期間を設けて無料とするというものであります。これは住民基本台帳カードを利用して自動交付機の導入が見通しが立ちました。順調にいけば12月までには自動交付機が稼働できる見込みでございます。なお住民基本台帳カード、写真入りのカードも発行ができますが、今現在窓口に来て住民票あるいは戸籍の証明を発行する際には、本人である資格証明書を提出を求めるというような状況になっております。従って運転免許証のない人たちにつきまし

ては写真入りのこのカードを持っていることか非常に有効でありますので、そういった分で無料として発行を促していきたいという考え方でございます。なお自動交付機の導入の詳しい内容につきましては、この後提案申し上げます20年度の一般会計補正予算の中で詳しく説明をさせていただきたいと思います。まあいずれにしても住民の皆さんの利便性を図るということによりまして、住民基本台帳カードの普及促進を図っていきたいという狙いでございますのでよろしくお願いしたいと思います。なお細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いをいたします。

## 議 長 5番

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三浦議員

ただ今、手数料の徴収条例ということで、基本台帳カードの普及を図るためにカードの 交付とかは手数料を無料にするという提案があったわけですけれども、そこでお聞きした いのは、これは国の方針だと思いますけれども、利用者がなかなか、先程も図書カードの 件で、飯島町で普及率が15.8%というふうに言われておりましたけれども、普及率が 上がらないその、利用者が少ないという理由をどのように検証されておるのか、その辺に ついてお聞きをしたいと思います。

#### 住民福祉課長

ご指摘のございました現在あの5月1日現在、1,588枚のカードの発行枚数でございますが、全国的に見ますと住基カード等の発行につきましてはかなり上伊那郡全体を見ますとかなり高位の位置を占めているものと思われます。で、やはりこの住民基本台帳カードにつきましても、先程ちょっとお話がございましたとおり、写真入りの住民基本台帳カードにつきましては生年月日と顔写真が入るということで多少抵抗がある、やはり他の場合に使うときに抵抗があるのが若干あるのではないかと思われます。で、やはりあの印鑑証明それから電子申告、それから自動交付機のサービス等、付加価値がだんだん増えてくるわけでございますので、広報、CEK等を通じてこれを機にPRをしていきたいと思っております。

#### 議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

5番

三浦議員

先程も図書カードの時にも私言いましたけれども、図書利用券の機能の時も言いましたけれども、非常に私はこの住民基本台帳カードの普及ということで、あのまあこのように利用率が利用者が少ないというところに非常に私はこの問題点があるのではないかというふうに思って感じておるところです。であの、無料にする、まあ確かにあの持っている人にとって利便性の良い方法というのは必要だというふうに言われますれば、それはそうと思いますけれども、私はあのこの個人情報をたやすくこうまああの管理できるというか、そういうことがとても危険な背景があるような気がしてなりませんので、こういう方法はいかがかなというふうに思っております。それで反対をしたいと思います。

### 議 1番

他に討論はありませんか。

私は結構なことで賛成をしたいと思います。今反対者の言う反対の理由がよくわからないんですけれども、無料化にすることがいけないっていうような言い方して、どういう意味だかよくわかりません。普及が進むことがいけないっていう、これはあの私は個人的に考えるにまだなかなかこの機能が、中に入っている機能がおおいに利用できるだけのものがない、これからだんだん増えていって使いやすくなっていく、まあ少ないという理由の中にはそんなことも含まれておる、で今、図書券のカードも入っていく、また他のことも入っていく、いろいろこう入ってくればだんだん便利になってくるものなんですよね。この制度自体、このもの自体が、住基カード自体が反対だからそれに対する一切のことを反対する。ちょっと先程の討論にもありましたけど、反対するその趣旨が、このことが、理由がどうかなと、違っておるんじゃないかなと、私はこんなふうに思います。でこの件に

議長

森岡議員

他に討論ありませんか。

ついては賛成したいと思います。

(なしの声)

議長

他に討論なしと認めます。

第14号議案飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

ご着席下さい。起立多数です。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第19 第15号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第15号議案平成20年度飯島町一般会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43,133,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,218,133,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、まちづくり交付金の追加交付に伴うものと、各種証明書の自動交付機設置事業やコミュニティー事業の助成金が決定したことによる補正が中心でございます。またふるさと納税に関わる寄付金について予算措置を講じてございます。まちづくり交付金事業では町道堂前線の改良と田切・本郷公民館の耐震診断及び田切公民館の耐震補強工事に充てるよう予算計上をいたしました。自動交付機設置事業は住民票や戸籍、印鑑証明、税の証明などの証明書を住基カードを使って広域的に自動交付するシステムでございます。自動交付機は夜間や早朝、休日も稼働を予定しており、窓口サービスの向上を期待をするところでございます。コミュニティー助成事業では防災資材の購入や防犯灯の設置を行うよう予算計上をしてございます。その他設備の修繕に関わるものや当面の事業執行に必要な補正を計上させていただいております。

細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご 議決を賜りますようにお願いを申し上げます。

総務課長 住民福祉課長 (補足説明) (補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

長(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議 長8番

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

竹沢議員

恐れ入ります。それじゃ2つほど、全体を通じて今回の補正は「町交」などの財源によりまして、同時にまた田切公民館などの耐震構造だとか、ふるさと納税の関係などの予算も結構だと思いますが、先ずこのふるさと寄付金の50万円というものを歳入歳出でみた根拠、これは何でしょうか。2つ目13ページ、町図の補正がありますけど、これはですねその6月の補正にこの出るっちゅうのはおかしいと思います。これは考えられるのは4月からこの間に一挙にこの五万分の一の地図がですね、どんどん出ちゃって在庫がなくなっちゃって補正になったのか、当初予算で本来見積もるものをしなかっちゃったのか、ずっとやっているうちにたまたま地図がなくなっちゃったのでここはどうしても補正しないとできない、何かの理由があるわけでありまして、本来的にはこの計画性のない補正だというふうに言わざるを得ませんけれどもこの実状についてお答えください。

総務課長

それではあの最初のふるさと基金の 500,000 の根拠ございますが、事務の段階ではまあこれはいくらにするかということは特に根拠は実は持っておりません。10,000 円でもいいし 20,000 円でもいいし 500,000 円でもいいしということでございまして、あまり金額を少なく見込んでおきますと事務屋としてのまた任務も非常におろそかになるのではないかというようなことから、ある程度の金額を定めてその目標に向かって担当では頑張ると、こういう姿勢で計上してありますのでよろしくお願いしたいと思います。それから町図でございますが、町図につきましてはご指摘のように当初予算に本来盛るべきものであったとこういうふうに認識をしております。

議 長 1番

他に質疑ありませんか。

森岡議員

13ページの企画費のところでコミュニティー補正事業、消耗品でありますが、自主防災への資材の助成でありますが、もうちょっと詳しくどんなものをするかお聞きしたいと思います。

総務課長

只今のご質問でございますが、この資材につきましては飯島と七久保区へまあ配置をしてまいるということで、防水シート、それからヘッドライト、給水タンク、簡易トイレ、 毛布等ということで、内容的には25品目ほど細かいものも含めてございますが、そんなものの内容でございますのでお願いしたいと思います。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第15号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。休憩。 「教育次長退席]

議長

休憩を解き会議を再開します。

議長

日程第20 第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ107,800,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,085,123,000円とするものでございます。これは退職被保険者等の医療給付費、療養費、高額療養費が増額となるもので、財源は同基金からの交付金でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申します。

議長

三浦議員

5番

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

只今増額補正の提案がありましたけれども、この内容についてもう少し、なぜこれだけ 増額補正になったのかという内容について説明をいただきたいと思います。

住民福祉課長

それではご説明を申し上げます。予算書7ページをご覧をいただきたいと思います。02款保険給付費歳出のところでご説明を申し上げます。先ず退職被保険者等の療養給付費でございます。増額補正の92,800,000円でございますが、当初予算で55,658,000円計上していただきましたが、3月分の診療で5月分の支払いが既に19,000,000円余ございまして、このまま推移をいたしますと9月までの補正で給付費がなくなるということで、12月までの7カ月分の予定給付費を見込みまして増額補正をしたものでございます。同様に6013退職被保険者等の療養費につきましても当初予算で974,000円計上してございましたが、3月4月で既に617,000円で残が357,000しかございません。従いましてこれも金額が小さいですので3月までの9カ月分の増額補正2,700,000円を見込んでおります。同様に6016退職被保険者等の高額療養費でございます。当初予算で4,000,000円余を計上していただいておりますが、2月3月と支払い分が既に4,000,000円を超えておりまして事前に流用をさせていただいております。なお、このことにつきましても金額が大きいですので、3月までの10カ月分ということで増額補正12,300,000円をさせていただきました。以上であります。

高額療養費におきまして1人でかなり高額な金額を使われた方がおられます。それに伴 う、いわゆる退職被保険者の分の療養給付費それから療養費が増えているというのが現状 でございますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。0

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第16号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決しま

- 23 -

- 24 -

		す。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか	
		(異議なしの声)	
議	長	異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。	
議	長	日程第21 第17号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます	
町	長	第17号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)について提 案説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ	
		24,570,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 113,491,000 円とするものでございます。 これ	
		は平成19年度医療給付費が確定したために、過年度に支出した医療給付費にかかる支払	
		い基金からの医療費交付金の増額と、それに伴う一般会計からの繰入金の減額を行うもの	
		でございます。また医療諸費の増額とそれに伴う国県支出金の増額を行うものでございま	
		す。細部につきまして前議案でご質問によってというようなことで申し上げましたけれど	
		も、若干これらも関係ございますので担当課長から若干補足させていただいて、よろしく	
		ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。	
住民福祉課長(補足説明)			
議	長	これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。	
->.*	_	(なしの声)	
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。	
		これから討論を行います。討論はありませんか。	
-344-		(なしの声)	
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
		第17議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。	
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか	
議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。従って第17議案は原案のとおり可決されました。	
时发	IX	来成なしてnoのより。位うて対11成余はが来りており引入されなした。	
議	長	日程第22 第18号議案飯島町道路線の廃止についてを議題とします。本案について	
		提案理由の説明を求めます。	
副町長		第18号議案飯島町道路線の廃止について提案理由の説明を申し上げます。今回の町道	
		廃止につきましては、企業誘致に必要な造成を行うため、地元及び隣接地権者の了解を得	
		まして、道路法第10条第3項の規定によりまして、久根平横7号線の廃止をお願いする	
		ものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長からご説明申し上げますの	
		で、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。	
議	長	本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)	
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。	
		これから討論を行います。討論はありませんか。	
		(なしの声)	
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	

第18号議案飯島町道路線の廃止についてを採決します。お諮りします。本案は原案の とおり決定することに異議ありませんか

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23 第19号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを議題とします。本 案について提案理由の説明を求めます。

> 第19号議案上伊那広域連合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。 今回の規約改正は伊那市における字の区域及び名称変更に伴いまして、広域連合の事務所 の所在地の名称を変更するものでございます。変更の日付は伊那市の名称変更等の告示日 8月4日からということでございます。細部につきましてはご質問により担当課長からご 説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

副町長

副町長

議長

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案上伊那広域連合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本 案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第19号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24 第20号議案伊南行政組合規約の一部変更についてを議題とします。本案 について提案理由の説明を求めます。

第20号議案伊南行政組合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。本 案は伊南行政組合の重要かつ喫緊の課題であります、昭和伊南総合病院の運営をより効率 的効果的に行えますように、伊南行政組合の事務所の位置をこの7月1日から現在の駒ケ 根市役所から昭和伊南総合病院に移動するよう規約の一部を変更するものでございます。 細部につきましてはご質問により担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の 上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第20号議案伊南行政組合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。本案 は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 25 -

議 長 異議なしと認めます。従って第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後2時31分 散会

# 平成20年6月飯島町議会定例会議事日程(第2号) 平成20年6月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

#### 日程第 1 一般質問

通告者 宮下覚一 議員

坂本紀子 議員平沢 晃 議員

竹沢秀幸 議員 森岡一雄 議員

#### ○出席議員(12名)

1番 森岡一雄2番 曽我 弘3番 宮下覚一4番 坂本紀子5番 三浦寿美子6番 野村利夫7番 宮下 寿8番 竹沢秀幸9番 平沢 晃10番 内山淳司11番 松下寿雄12番 織田信行

#### ○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠 議会事務局書記 千村 弥 紀

#### 本会議再開

#### 開 議 長

平成20年6月12日 午前9時10分

おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

ここで諸般の報告を申し上げます。開会初日にありました文部科学省関係の会計実地検査につきましては、問題なく終了した旨、町長から報告がありました。

なお、本日会議中の上着の着用については自由といたします。

議長

日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 3番 宮下覚一 議員

3番 宮下議員

それではトップということでございますけれども、通告によりまして最初に町の森林整備に対する取り組みについて質問してまいります。先ず町の総面積の約4分の3を占めているのがこの森林山林でありまして、まあ古くからここに住むわれわれ住民に多くの恵みを与え、先人たちもこの恵みに感謝をしながら森林・森づくりに努力されてきたと思います。またかつては木材や建築材料を始めとして産業の大きな役割を担ってきたこの森林でありますけれども、しかしながら近年では森林所有者の高齢化や後継者不足などの状況に加え、なんといっても国産材や県産材の利用の激減によって、木の利用や価値がなくなり森林の荒れ果てた姿が多くなっていることは現実のとおりでございます。まあしかし近年この森が森林がまた大きくクローズアップされるようになってきました。特に今一番の問題課題となっているのが地球温暖化防止、そして地球規模の環境問題、また戦後の国の造林政策によって樹種転換された針葉樹、これが原因だろうと言われております有害鳥獣の問題等々、森林整備問題が住民の安心安全な生活環境保全への貢献にも支障をきたす現状の今日となっております。そこで町の森林整備の現状に付きまして先ずお聞きいたします。

町 長

それでは今議会一般質問の最初の質問者であります宮下覚一議員のご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。その前に今、冒頭議長さんからもご報告いただきましたけれども、去る10日の議会初日の本会議当日、文部科学省の会計検査対応がございまして本会議に休憩を抱きましてご協力いただきましたことをお礼を申し上げるとともに、この会計検査無事終了しましたことを私からもご報告申し上げてご協力ありがとうございました。

それではお答えいたします。先ず最初に町の森林、山林、この整備の取り組みについてその現状についてでございます。お話にございましたように飯島町の総面積これは8,694〜クタールでございますけれども、この内の森林面積は6,257〜クタール、総面積に占める割合72%を占めておるわけでございまして、この中で民有林これは当然まあ個人有林も当然でございますけれども、区有林等も含まれた面積これが民有林と呼んでおりますが、この面積が3,190〜クタールございまして、その内、桧、赤松、

唐松を主体とした人工林の面積これが1,675ヘクタールということでございまして、 人工林の占める率としましては53%ということになっておりまして、長野県の全体の 平均を少し上回っているという状況にございます。しかしながら人工林の面積の内、樹 齢が30年から45年の森林が約55%を占めておりまして、今後間伐や枝打ちを早急 に実施をしていくことが重要な課題になっておるということでございます。当町の森林 は気象や土壌等の自然条件に恵まれておりまして、桧、赤松、唐松の適地としての条件 を備えております。しかしその一方で平成12年6月にこの「マツノザイセンチュウ」 が検出をされまして以来、この標高で850メートルぐらい以下の町の地域は全町的に マツクイムシの被害地域というふうになってしまいました。この抜倒処理では防止対策 にはならないということでございまして、今後は他のこの樹種に転換をする対策も講じ ていく必要があるということでございまして、現にもう鳥居原地籍の日曽利線の沿線で は一部こうした樹種転換を図っておることを実施をいたしております。そこでまあ近年 町有林、区有林、耕地有林等の団体所有の整備はある程度進んではおりますものの、個 人所有の山林につきましては林業経営者の高齢化や後継者不足、更に木材の販売価格の 低迷などによりまして、森林の間伐・枝打ち等の保育が一向に進んでいないという状況 でございまして、非常にまあ森林がお話ございましたように放置をされておるという状 況が多くみられておるところでございます。これらの森林はこのままだと木材の販売は おろか、森林としての機能が失われる危険性があるとまあ危惧をしておるところでござ います。これが現在の現状でございます。

宮下議員

現状の答弁をいただきましたが、次の質問関連しますので併せて2番目に移ります。 今お話にありましたようにこの森林とは大変重要なものでございまして、まさに土砂災 害また洪水を防止するとか、また水や空気を育んで人間や動植物が地球上で生きていく 上に欠かすことのできないものであります。まあちょっと話がそれますけれども、今、 県を始めといたしまして私ども業界でもですねこの県産材の柱や梁、板を使ったエコ住 宅、まあ人間の住環境に優しい機能を持つ柔らかみ、また温かみといった木の特性を生 かした建物が推奨されているところでありまして、まあ特に木材に対する愛着を覚える 中で荒廃してしまった森林の整備をまあ今後大いに期待をしたいところでございます。

ところで町の森林整備計画がこの4月に向こう10年間の計画として発表されました。 まあ未来に引き継ぐ森林資産というテーマの基でありますけれども、まあこれによって 町としてはこれから先森林整備をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

町 長

これからの町全体のこの森林整備計画、これをどのように考えていくかということでございます。お話にもございました森林のこの果たしている役割は計り知れないほど大きなものがございまして、今、健全な森林を甦らせることが急務であるということでございます。森林の健全な機能を維持保全していくことがこの地に住む私たちに課せられた責務であるというふうに認識をいたしております。町では今お話にございました今年3月に策定をいたしました飯島町森林整備計画、これをこの4月から10年間の計画で考えておりますけれども、この計画によりまして町における森林関連施設の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針を定めまして、地域の実情に応じて地域住民の協力をいただきまして県や森林業の関係の皆さん方とも一体となって、適切な森林整備を推進をしていくということで計画を策定してございます。この重点施策といたしましては町内全域において間伐や除伐、枝打ちの施業が遅れている森林の整備を

早急にまあ進めて、森林本来の機能の再生・保全等を図ってまいります。間伐の目標面積を前期5年間で480~クタール、後期5年間で490~クタールというふうに一応目標を定めて事業を推進をしてまいりたいと考えております。この推進にあたりましては森林組合を中心とする委託事業が中心になるかと思いますが、区及び集落等が所有するこの森林は地域住民との協働による作業も取り入れをしていく中での森林整備を進めまして、更にこのハード面だけでなくてソフト面につきましても意を注いで、里山である例えば与田切川流域や中田切川の流域を中心に「21世紀のふるさとの森と川構想」として住民協働による森林整備も推進をして、植栽ボランティアや森の学校、あるいは都市と農村との交流等にこの体験型手法も森林整備の中に加えてですね、講じてまいりたいとふうに考えておるところでございます。また森林整備を推進をする上で重要なこの林業の労働力といたしまして上伊那森林組合はNPO法人等の活用、国・県の補助事業も積極的に活用をしながらこの10年間の計画に沿って計画的な森林施業を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

宮下議員

今答弁のありましたこの森林整備計画でございますが、この計画は昭和59年から5年ごとに見直しということで今まで計画されてまいりました。計画は計画でございますけれども、さし当ってこの前期のですね、15年から19年のこの5年間、この実績は計画書に対してどのくらいの実績ができたというふうに判断されておられますかお聞きします。

町 長

今まで進めてまいりました実質的な数値目標につきましては担当課長の方から申し上げます。

産業振興課長

ちょっと手元に細かな数字はありませんが、概ね半分、計画に対しては2分の1くらいというふうに認識しておりまして、なかなか計画どおりに進まない、これ役場行政きりでは進められないことでありますので、まああの今年から森林に対してはいろんな注目集めておりますので、森林税等導入する中で精力的に進めていくという方針にしております。以上です。

宮下議員

只今町長から答弁いただきましたようにですね、この森林整備計画の目的としてですね、指針を定めるにあたって町が地域の実情に応じて住民の理解と協力を得て、また関係者とともに関連施策を講じるというふうに謳われておるわけでありますけれども、まあ要はこの計画書がですね、住民の皆さんにどの程度理解されているかということでありまして、この住民の理解とはどのような方法でやられておるのかお聞きします。

町 長

今まではまあこの森林の持つ大切さというようなことは、まあ頭の中では分かっておった部分が多いわけでありますけれども、なかなか実際面としてこの実際に山に踏み入れてそのことを考えながら手立てをしていくっていうことがほとんどまあ出来ていなかったと、まあ一部区有林や耕地有林につきましてはその取り組みがあったかと思いますけれども、で、今度のひとつの契機としてこれをまあ県が森林税という形で財源手立てを県民の皆さん方のご協力をいただきながらスタートしたというようなことがひとつのまた起爆剤になりまして、それを受けてまあ行政われわれも、それから地域の皆さん方にもそのところを含めて、もう一度まあ山に目を向けて手を入れていこうという気運はかなり盛り上がってきておるというふうに思っております。で、過日のこの行政懇談会、まちづくり懇談会の折りにもそのことを申し上げたり、それから町の広報、有線は当然でありますけれども、具体的に取り組んでいく今、この施策の中で他林の自主的な活動

の中からそのことを進めてまいるように、今具体的な計画をやっておりますけれども、繰り返し繰り返しまあそうしたことを地元へ下ろすことによって一層の啓発に努めながら、実際に取り組んでいただくように働きかけをお願いしていくと、こういう考え方でございます。

宮下議員

まあ厳しい昨今の財政状況でございます。その中でこの整備計画がですね計画どおり 進むということがなかなか困難かとは思いますけれども、まあ前向きな答弁をいただき ました。計画書のための計画倒れにならんように是非期待を申し上げまして、次、3点 目に移ります。

お話が出ておりますように長野県ではこの4月から「森づくり県民税」として森林税を導入いたしました。個人また法人が納めることになったわけでありますけれども、この趣旨が、現在適切な手入れが行われずに森林が荒廃しているということで、住民の生活環境への影響や地球の環境の保全への支障をきたしておる状況であるから、森林を健全な姿で次の世代へ引き継ぐということのために間伐等の森林作りを集中的に実施をするという目的だそうでございます。ということでありますけれども、町民の皆さんもですね、ほとんどの人が納めるこの税金であります。従ってこの税の使われ方、この森林税の使われ方が最も重要であるわけでありまして、決して一部に集中使用されることのないように平等に使われるように願うところであります。よってこの使途といいますか森林税による町への恩恵は何か。まあ予想される金銭的な支援も含めてお聞きいたします

町 長

この新たに導入をされた県の森林税、これの町への恩恵、住民への恩恵ということに 関してでございます。この導入のまあ趣旨・目的は今お話にあったとおりでございます ので、重複して申し上げませんけれども、そこでこのまあ町に得るこの恩恵等といたし ましては、主にはこの手入れの遅れているいわゆる里山での間伐を重点的に推進するた めに森林整備に必要な経費の10分の9以内、これはあの従来はいろんなあの国の施策 等も含めて、10分の7というのが一つの上限でございましたけれども、今度はこれが 拡大をされて10分の9以内、まあほとんど10分の9という形になるわけであります が、この補助金を受けることができるように県の支援金の補助率がアップをされたとい うことになったわけでございます。更にまあ町といたしましてもこの残った10分の1 の個人負担金が金額では1ヘクタール当たり 5,000 円を超えないように支援をしてまいり たいということでございまして、一応まあ基本的な当初予算額としてはご承知のように 500,000 円計上させていただきまして、弾力をもってまた運用をしていくというふうに考 えておるところでございます。この他まあ森林税の導入によりまして今回地域で取り組 むこの間伐事業地の集約化、あるいは森林所有者から整備の同意を得る活動の支援とし て、1~クタール当たり 15.000 円の交付金というものが別枠で助成をされるということ でございまして、これはあの個人対応でなくて、今度始めようとしております田切全体 の区有林等に対するこの団体に対しての交付がまた別にあるというふうにご理解をいた だきたいと思います。それからまた間伐等の計画から実行までを支えるこの森林組合や、 この林業者が組織する団体への技術育成という支援に対しましても、経費の2分の1が 補助が受けられるというふうになってまいります。更にまあ市町村がそれぞれ行う地域 性を生かした森林整備の推進や、間伐利用促進を行うための森林づくり推進支援金とい たしまして10分の10、また100%になるわけでございますけれども、これが別に

受けられるということでございまして、つまりいろんなこの取り組み手法の中で、この森林整備というものに対しての国、それから特にこの森林税を投入をして町もこれに嵩上げをして、一丸となって財政支援もやりながらひとつ森林を再生を目指していくという一丸となった取り組みでございますので、是非ひとつ町民の皆さん方の前向きなこのご理解とまた取り組みを熱意をお願いしたいということでございます。以上お答えといたします。

宮下議員

まあこれはどっちかというと県の事業でございますけれども、そうは言ってもですねこの森林税の目的が、今、町長から答弁いただいたこの市町村の創意工夫に対して支援をしていくということでございます。それで今、支援金の答弁がございましたけれども、この平成20年度県全体でですね4,850,000円のうち町へは363,000円の支援が来るということでございまして、これは20年度の計画だろうと思います。あと5年間のうちのその町の計画がありましたらお答えいただきたいと思います。

町 長

県のこの森林税の取り組みにつきましてはまあ初年度ということもありまして、議論はいろいろなされましたけれども、まだまだあのそれぞれの市町村が具体的に取り組んでいくということが19年度のうちに構築された市町村はあまり少ないわけでありまして、飯島町は前々からの1つの計画的な地域づくりの考え方がございましたので、一早くまあ取り組みをさせていただいたということでございまして、特にまあ本年度、これはあの県の方の配当も株た的なまあ配当でまあなされておるというふうに思っておりますけれども、事業査定等含めてこの弾力的な考え方を持っていただくというふうに考えておっていただくようでございますので、一応今年度田切区有林20ヘクタールを中心に手始めに始めて行くということであります。で今後の残りの4年間、まあ今年度の後半も含めて内容につきましては担当課長の方からご報告、数字を目標をご報告させていただきます。

産業振興課長

市町村へ来るあの推進交付金でございますが、今、30幾万というお話ありましたが、実際にはその額×1.9倍の額が来まして、飯島町は1年間に大体700,000円前後来る見込みでございます。これにつきましては間伐補助事業の嵩上げに使ってもいいということで、先ほど1へクタール当たり間伐した場合5,000円を超えた部分は町で負担しますよって言った、その部分に使っていきたいというふうに町は考えております。この他にもマツクイムシだとか間伐材の利用の促進のための事業だとか、住民参加をするためのその仕組みづくりだとか、まあ森林の木材の活用とかそういったPR活動、啓蒙活動にも使えるということで、いわゆる飯島町がこれから5年間、間伐等を進めていく森林整備のPR推進事業のための経費として使うことができるということで、5年間その費用を有効に利用していきたいと思っております。以上です。

宮下議員

県ではですね、この県民税、まあ森林税、あの活用した施策について地域の住民代表から意見を聞くというその地域会議、年4回開かれる予定ということでございますけれども、上伊那では昨日第1回の会議が開かれました。まあ今朝の報道のとおりでございますが、まあこの出席者からやはりですね、この森林税の使い方、これがどう活用されるのかとかですね、何に使われるのか、またはその5年間27億近い資金が集まるわけでございますけれども、これで何ができるんだと、そんなような意見がかなり出ておりまして、やはりその住民の皆さんは全く理解されていないというふうに思うわけであります。それでまあこの森林整備ということに対しては、やはりその山の所有者がその気

にならないことには、やっぱりその進まないだろうというふうに思うわけでありまして、この住民の皆さん町民の皆さんの森林整備に対する意識の高揚を図るためにもですね、こういった機会を捉えて周知徹底といいますか、住民の皆さんとの懇談会を多く持つような計画は如何でしょうかと思いますがどうでしょうか。

町 長

まああのおっしゃるとおりでありまして、昨日なんかもその協議会のいろんな議論も出ておりますが、主にこれがあの荒廃した森林を、特にまあ間伐をして根張りを強くして森林の保護維持ということが主眼でありますけれども、その前提条件になるまあいろんなあの基盤の部分についてもこの資金が活用できないかというような議論が集中されておるように見えております。例えばまあ境が分からなくてこの施業もあり得ませんのでその辺の問題、あるいはまた林道、作業道の整備、災害対策といったようなことも広くは考えられると思いますけれども、とりあえずこの間伐ということが最初のこの一つの目的でまあ中心に進められてまいりましたので、今後まあいろんな議論の中でやはりそうした前提条件も整備しながらやっていくことが、私も大事じゃないかというふうに思っておりますので、で、そのことは具体的にこの施業を取り組んでいただく地域の皆さん個人の皆さんの対象にしたときに十分コンセンサスがとれるではないかというふうに思っております。もちろんあの一般的なPRと考え方は常時やってまいりますけれども、年次計画の中でこの取り組む一つの内容というものを具体的に詰めながらやっていくことによって十分その目的は達成できるんではないかというふうに思っておりますので、今後ともそうした考え方の中で進めてまいりたいと思っております。

宮下議員

次5番目に移ります。わが国には古くから木の文化があって、美しい国日本の礎となるようにと「美しい森林づくり推進国民運動」というのがこの4月に新たに示されました。まあこれは国主導の運動と理解しますけれども、まあしかしこれ国だけでは活動できる問題ではありません。国もそうではありますけれども官民一体となった連携が必要と思うところでありまして、そこで地域行政として町ではどのような関わり方が必要なのか。またこれに対する官民一体の考えの下でどのような枠組みが考えられているのかお聞きいたします。

町 長

国のまあ新しい取り組みでありますこの美しい森林づくり推進の国民運動、これがスタートしたわけでございまして、これがまあ町の行政あるいはまた民間住民の皆さん方との取り組み、体制づくりのご質問かと思います。この運動の趣旨につきましては国民の幅の広い理解と協力の下に森づくりへの参画の促進、あるいは木材利用の面、それからそれが全体としての地域づくりにつながるというようなことで、政府が一体となって進めていくための経済界やNPO、地方自治体、農林水産業界、様々な代表からなるこの美しい森づくり全国推進会議というものを平成19年度に設置をしてスタートいたしました。それから国と地方自治体、民間が共同で取り組んでいこうとこういうふうになっております。これを受けて長野県では「信州の森づくりアクションプラン」というものを策定をいたしまして、今までも申し上げてまいりましたこの間伐の促進を中心として、森林整備や県産材の利用の促進、地域資源を活用しての山村の活性化をテーマにした地域と一体となった普及活動を展開していくということでなっております。そこでまあ町といたしましては山林の境界を明確にした上で、やはりいろんな施業をやっていくにいたしましては山林の境界を明確にした上で、やはりいろんな施業をやっていくにいたしましては山林の境界を明確にした上で、やはりいろんな施業をやっていくにいたしましては山林の境界を明確にした上で、やはりいろんな施業をやっていくにいたしましても、今申し上げましたように、個人がなかなか山から遠ざかっているために境すら分からないというのが非常に多いわけでありますので、特に個人有林で、先

籍調査というふうに位置付けておりますけれども、そうしたことを基本的に考えて、そ こからいろんな施業を施していこうという基本的な考え方でございますので、そのうえ でこの間伐をした切り捨て材をどうするのかというような問題、それからこの搬出をど うするのかという問題、まあ搬出につきましても是非この森林税というようなものも充 当してほしいというような、先程の協議会の中にも出ておるようでございますけれども、 そうしたこの山林施業地域内でのこの利用促進というものを重点に置きながら取り組ん でいきたいというふうに考えております。それからこれはハードの面の一方でソフト面 でもやはり平行して充実したいというふうに先程申し上げました。住民への教育の一環 としてこの1年前から森の学校事業というものを町で企画をして行っております。昨年 は町独自の冊子である「飯島町の森の学校」という冊子を作成をしまして、特にまあ子 ども達にそのことをわかってほしいという考え方の中から、小学校4年生に配布をして おります。本年は南信の森林管理署、これは県の機関でございます。それから天竜川上 流河川事務所、上伊那地方事務所、それから信州大学等の関係機関にもご協力をいただ きながら、森の中の植物や草木と触れ合うことによりまして森林が果たしている役割の 大切さ、更に森と関わる楽しい体験をすることで森林や豊かな町の自然を学んでいただ いて、飯島町に育った子ども達がいつまでも心の故郷となるような取り組みも計画をし てまいりたいというふうに思っておるところでございます。また当然まあ地域住民の皆 さんの協働による森林整備も受け入れながら、ボランティアあるいは都市と農村との交 流の中にも森林の体験型手法というものも取り入れながら、美しい森づくり推進国民運 動に関わりをもって展開をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

まあこの計画もですねなかなかその広範囲な抽象的な計画でありまして、よく理解で

きない範囲かなというふうに思いますけれども、まああの今後森林をですねその緑地と

して位置づけるとかですね、今お話に出ておりました森林整備計画に対して影響がある

とかですね、地域行政の関わり方がいくらかそんなふうに読み取れる訳でありますけれ ども、これはそれとして、これの運動に対する町民の対応が何か考えられるか、ありま

したら端的にお答えいただきたいと思います。

ずその辺からひとつこの里の地籍調査に匹敵するような、準ずるようなひとつの山の地

宮下議員

町 長

ご質問のこの町民対応、如何にしてこの町民の皆さん方がこうした考え方に実践的に参加がいただけるかどうかということが問題だと思います。まあこの考え方につきまして町ではこれまでもまたこれからも、区、あるいはこの耕地を中心にした集落、これで所有している山林については今後ともに非林業の農家も含めた、地域住民ぐるみでの森林整備の取り組を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、そのためにこの里山の整備というものを手始めに、ボランティアや林業体験等を活用して森林整備を進めてまいりたいというふうに考えております。それから更に今も関連して申し上げましたが、将来の町を担う小中学生への対応、緑の少年団、あるいは森の学校教室を通じて、それから学校林の作業を通じて森林の役割や自然の大切さというものを是非学んでいただいて、ふるさとの愛着を醸成してまいりたいというふうに思いますし、それからまたこの思いを一つの気持ちの表れとして引き続き「緑の募金事業」というものをやっておりますけれども、これらも引き続いてお願いをして、森林整備等に対する意識の高揚を図っていただくと、そしてこの地域のみならず都市と農村との交流の一環として、また一場所の提供として、この林業体験も取り入れて、そして日本国土全体がこの森林の果

たす役割というものの大切さを地域の皆さん方に、都市の皆さん方にもひとつ理解をいただくように努めていただくと、このことが日本の森林を守っていく一つの基本的な大切な要素ではないかというふうに思っておるところでございます。

宮下議員

それでは次2項目目でございますが、人口増関連についてお聞きしたいと思います。 飯島町の目標人口、前々からですね12,000人と謳われております。まあ現在は1 0,700人余というふうに思いますけれども、ここ数年ほとんど変わらない状況かと いうふうに思います。まあ残念ながらその現状からは人口増に繋がるような明るい材料 要素が見当たらないというような気がいたしますけれども、まあそんな中でIターン者 定住奨励制度、また若者定住住宅等の前向きな取り組みをしていることは評価したいと 思いますが、まあしかし一向に増えない人口でありまして、町では今その町への移住転 入を希望され、まあそれなりの期待を持って窓口へ来ておられる人たちに対してですね、 どのように対応をまた情報提供しておられるのかお聞きいたします。

町 長

宮下議員2点目のご質問でございます、この人口増対策につきまして町が現在行って おりますこの移住や転入希望者への対応、あるいはそれに対する情報提供、このご質問 でございます。今飯島町の第4次長期構想、人口目標を12,000人という形で掲げ ております。これはまあ町の長期構想作成以来30年来12,000人を目標に置いて、 これを減らすという目標はあり得ないと、何とかこの目標にということでそれぞれの歴 代の施策の中でやってきたわけでありますけれども、なかなかこれは至難の業と、今後 も今もこの目標に変わりないわけでありますけれども、大変厳しいそれだけにいろんな 組み合わせの施策の中で、これを実現していく努力は精いっぱいしていくと、まあこれ はあのなかなかその展望が見えないというお話もございましたけれども、いろんな施策 をこれまでもやってきたからこそ今何とかこの横ばい的な維持ができておるんではない かということでございますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。そこで この町への転入希望者への対応につきましては住情報のネットワークのように、こちら 側から提供している情報につきましては、その情報提供担当部署において対応をしてお ります。町の建設水道課が中心になっておるわけでございますけれども、で、そうでな い直接的に連絡の入る件の場合につきましては、ケース自体がそう多くはございません ので、その内容によりけりで関係部署で連携をもって対応をしておるということでござ います。情報提供につきましては町の公式ホームページ等を中心に情報発信をしておる ところでございます。なおこの分譲住宅等の情報につきましてはもうご承知のように毎 月の広報や有線でも情報提供しておりますし、それから道の駅にもそのコーナーを設け てこの情報提供をしておるということでございます。なおまたあの空き家情報等につき ましてもこれまで耕地総代さん等に近隣の状況を把握していただいて、一応情報をお寄 せいただいておりますけれども、これをまあ積極的にその不特定多数の方へ情報提供と いうような形になりますと、少しまあ個人情報的な要素が絡んでまいりますので少し限 界があるのかなというふうにも感じておりますけれども、まあその範囲内の中でできる だけの情報提供の努力をしておるというのが現状でございます。

宮下議員

今答弁いただきましたこの飯島町住情報ネットワーク、このシステムは飯島町が最初 の取り組みであったというふうに評価しておりますけれども、このネットワークの現状 と今の取り扱いについての状況をお聞きしたいと思います。

- 9 -

- 10 -

町 長

この住情報のネットワークの利用状況あるいはまた参加状況、町内の状況でございます。飯島町のこの情報ネットワークは人口増活性化を目的にして民間のアパートや町営住宅の空き室や空き家、あるいは分譲宅地等の所有者と飯島町に住みたい人を結ぶネットワークとして、平成19年の3月1日からの町のホームページで稼働して公開をして始めておるところでございます。これへの参加状況でございますけれども、現在、稼働開始当初の登録者数が11社、6月1日現在で13社、現在でございます。で、登録物件数が当初22件ございました。現在36件というふうに増えてまいりました。でこの利用状況につきましてはホームページの情報によりまして、飯島町に住みたい人と物件提供者の直接のこのやりとりというか交渉になりますので、町で具体的な実数として常時この把握できない部分があるわけでございますけれども、この窓口の問い合わせが年間10数件ほどはあるというふうに聞いておりますし、で、その成果につきましても、これまで契約済みの件数として12件成立して、もう既に住んでいただいておるという報告を町としては受けておる状況でございます。なおこの窓口紹介の折りにはネットワークの案内あるいは情報の提供も併せて行っておるということで、この住情報ネットワークの利活用をしていただいておるとこういう状況でございます。

宮下議員

ある程度成果があるという答弁でございます。しかしですね、このホームページを開きますとまあ確かに飯島町のトップページのですね、一番目につくとこにこの住情報ネットワークの見出しが出ます。で、売買物件情報につきましてはある程度あるんですけれども、賃貸物件情報につきましてはですね、ほとんどが登録状況が存在しませんというふうに赤字で出るわけでありまして、まあ該当物件がゼロということであります。まあ飯島町の飯島区の中にはですね物件があってもデータが全部昨年の2月から5月のデータであります。これは如何にその動きのない活気のない町であるかということを証明しているようなものでございまして、まあまた公営住宅においてもですね、これも登録情報がないというふうに出るわけであります。まあこの町の住宅でありますので、こういう物件があるけれども今は空室がないんだというようなせめてそんな情報がでないかなというふうに思うわけでありまして、またこの業者登録情報ということでありますので、まあ業者の管轄でありますけれども、そうは言っても町のページでありますので行政の情報として受け取るだろうというふうに思います。それを考えますとやはり1年にあるいは半年に1回くらいはこの更新をしてもらってですね、その情報を提供してもらいたいというふうに指導してもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。

建設水道課長

ホームページの物件でございますけれども、これにつきましては業者の取引等がなければそのまま置いておくと、ホームページに置いておくという状況でございますので、それを取引がないんで1年間過ぎたからそれを取り除くと、新しい物件があるかということになりますと新しい物件もないということになりますので、まあ取引がないという部分の中でホームページに載せてあるという状況でございます。ただホームページのこれから見直しをしなきゃならないということでございますけれども、あのホームページ見ますと各4地区に分かれておりまして、その物件等が七久保地区なら七久保地区になりますとその土地売買の物件がないということになって、七久保地区だけを見ますとなりませんので先ず飯島全体のホームページを羅列して、先ずそのクリックしてもらってこの物件は七久保地区とか飯島地区とか本郷地区と、こういうような形にホームページの見直しをしようというように考えておりますので、今後そういう改善をしながら持つ

ていきたいというように考えております。

宮下議員

そのまあ情報確かにですね、その動きがなければそのまま置いておくんでしょうけれども、2007年2月じゃねえあまりにも古過ぎるんですよ。だったらそれを消してもらいたいそんな気がいたします。検討してください。

次に企業の対応でございますけれども、まあ住宅関係も併せてですねこのやはりその町へ話があった時にですね、まあどういうふうに町は対応しているかということでございまして、住宅もそうでありますけれども非常に煩わしいっていう話を聞きます。それと建設するまでに非常に面倒だというような声を聞くわけでありまして、この窓口対応が非常に問題かなあというふうに思うわけであります。それでまあ現実的に住宅にとってはですね、土地の問題、上水道の問題、環境の問題、耕地の問題、そして移籍の問題これ全部課が違うわけですね、これを全部調べないと分からないという状況があります。まあそんなことを踏まえて、この総合的な相談窓口の設置はどうかというふうに提案したいと思いますけれども如何でしょうか。

町 長

人口増対策の中で企業導入、雇用の場の確保というのはもう一番大切な要素であると いうことで、いま真剣にまあ役場全体として取り組んでおるところでございます。でま ああの企業誘致たいへん難しい部分が多いわけでありまして、こちらが描いたようなも のでは決していかないのが現実の問題でございます。場所の問題、雇用の問題、土地単 価の問題、自然景観あるいは排水路先の問題等々まあいろいろあるわけでございますけ れども、その辺を全部まあ相手の企業の気持に合わせながら、またこっちの条件に合わ せていただきながらやっていくところに非常に難しいわけでございまして、当然これは あの時間手続きのかかることは当然でございます。これは飯島町のみばかりではござい ません。ただできるだけ最短距離で、それで必要な手続きをクリアしながらやってまい って現在も進めております。そのことがまあ相手方、このスピード時代には少し時間が かかる煩わしいというイメージに繋がっておるということがあるかもしれませんけれど も、必要な条件はクリアをしていかないとなかなか後に禍根を残すということはもうご 承知のとおりだと思います。であの大切な施策でございますので、この件につきまして は今、町長以下理事者自ら行動をして折衝をして対応しながら、ということを進めてお りますし、その中でまあ副町長以下各担当課長、係、係長までスクラム組んでまあやっ て、いろいろとまあ試行錯誤しながらやっておるのが現実でございます。同時にまた地 域の皆さん方の理解協力をいただかないとこの企業誘致というものは成り立ちませんの で、その辺も並行してやって行かなきゃならないという、そこにはまあいろいろまた住 民の皆さん方の考え方もあるので、なかなかこれをクリアしてさあこれでよしというに は相当の時間もかかるということを是非ご理解いただきたい。従ってあの今こうした限 られた財源と人員配置の中でございますので、専門を置いて集中的にということも理想 的ではありますけれども、今のこの考え方で当分進めて、必要に応じてまた体制等弾力 的に考えていく必要もあるというふうに思っておりますので、現在のところこのそれだ けの専門員という形で置くということは今のところ考えておりません。以上であります。

宮下議員

まあこの企業誘致大変重要でございますので、住宅政策も含めてですね、もう一度考え直していただいて積極的にお願いをしたいと思います。質問を終わります。

議長

4番 坂本紀子 議員

4番 坂本議員

それでは通告に従い一般質問を行います。先ず1つ目は既存企業の育成についてであります。現在6月12日付町内の人口は10,783人、世帯数3,622軒であります。商工会での2004年の12月31日のデータによりますと、商業における事業所数は104件、それに伴う従業員数553人、年間の販売額110億1,034万円、製造業における事業所数52件、それに伴う従業員数2,155人、出荷額411億4,000万円ほどですが、実態はどのように把握されていますのか、もう少し詳しくお答えください。

町 長

ご質問の町内既存企業の育成支援に関して、この町内の企業の実態をどのように把握しておるかというご質問でございます。町内企業の現在の状況把握につきましては、表向きな数字といたしましては工業統計や商業統計等の統計調査の数字をまあ公式な数字として把握をしておるわけでありますけれども、これらは町の町勢要覧等で掲載済みでございますので、省略をさせていただきますが、そこでごく最近の町内の事業所等の動向につきまして、町と商工会あるいは町内の金融機関等による会議を定期的に開催をしておりますので、この情報交換を行う中で現状について概要を把握しておるということでございます。町内の企業、現在大変まあ経営状況、概して言えば業種・規模を問わず非常にこの厳しい状況ということでございます。特にまあ最近の原油高騰の問題、材料、資源高、というような問題等が加わりまして、想像以上に厳しいというふうに認識をしておるところでございます。

で、このうち商業につきましてはこの町内での買い物客が激減をしておる、他の周辺の大型店舗等の問題もございまして進出もございまして、今言われておるこの町内での商業の買い物客、滞留率と申しますけれども、これが17%を切っておるという非常にまあ地元の皆さん方が地元のお店で買い物をするということが少なくなってしまっておるわけでございます。まあこれはあの状況によっていろいろあるわけでございますけれども、如何にまあ町民の皆さんが地元で間に合うものは地元で購入をしていただくという、このことが大変まあ不可欠であるということでございますので、私からも是非そのことをお願いしたいというふうに思っております。まああの連鎖的に求めるものが無いから行かない、一方お店の方は来ないから置けないというようなこの悪循環というふうにも繋がっておるわけでございますけれども、何とかその辺をひとつできるだけ地元の買い物のお客さんによってカバーしてほしいというふうに願っておるところでございます。

それからもう1点、工業面でございますけれども、町内企業はまあ非常に下請けが多いというご承知のとおりでございます。このことも特にまあ親企業、親企業はまたグローバルな経済の中でアメリカ経済、特に昨年あたりからのサブプライムローンの状況から非常に世界経済が停滞もしくは下方修正されるような状況に今きておるというこの原則によりまして、輸出の減少それから原材料の高騰といったようなことも加わって非常に厳しい状況にあるというふうに考えております。まあしかしながらあの業種によっては1~2の企業は非常に設備投資がおう盛で、更にまあ工場棟を増やしてというようなものもございますので、今その対応をしておるところでございますけれども、全体的には厳しいというふうに思っております。

それから土木・建築関係につきましても、公共事業の減少あるいは民間の建築等も次 第にまあ頭打ちになってきておるということでございますので、この業種も大変厳しい 状況にあるということでございます。まあしかしながらあの公共事業につきましては、町では一般の土木は少ないわけでございますけれども、特にこの下水道に関連する上下水道の工事、まだ目標完成までには数年ございますので、それらの取り組んでいただくようなことも含めてですね、それから今後、竜東線や153のアクセスの問題の道路の事業等もございますので、是非まあ力をつけて積極的な事業参加をお願いして頑張っとっていただくと、こういうことでございますので、そういったところが現在の既存企業の現状認識でございます。

坂本議員

今お答えにありましたように、あのやはり統計上からしましても卸・小売業の方たち、 まあ職業別人口からすると、及びまた会社の数からしますと卸売・小売業の方たちが多 く、次にまあ製造業、次に建設業、そしてサービス業、そしてあのこのサービス業とい うのはそれに従事する人口っていうことでありますけれども、それから飲食・宿泊業で、 次にやはり医療・福祉という形になってきております。まあ会社の規模からしますと3 0人以上の従業員を抱えた会社となりますと、その中でも製造業が12社ということで、 またあの卸売・小売業が2社、あとサービス業、医療・福祉業が2社、というあの同じ ような数字になってきて、建設業が1社、あと運輸業が1社と言うことになっています。 であのまあうちの町の中を見ますと大きく製造業と商業という形になりまして、あの伊 那市から飯田市14市町村の中で飯島町は8番目の製造出荷額ということでありました。 これは松川町や高森町より高い金額となっております。福祉については人口増とか職員 の数の問題など、よく高森町と飯島町を比較しますけれども、高森ではそういう、高森 より飯島の方が製造業としては金額が大きいということでありますが、まあ高森の場合 は約飯島町の2倍の商圏というか販売額となっております。で逆に言いますと農業って いうのは町にとってどのくらいの生産額かと言いますと、20億 8,000 万円で、まあこれ は商業の販売額の約3分の1の金額になります。でこれはあの粗単価になりますね、あ の粗単価ということになります。

では2つ目の支援のあり方ということで今言いました卸売・小売業における支援のあり方についてどのように考えておられますでしょうか。先ほどの実態からしてこれらの卸売・小売業をやっていられる多くの方々は家族経営であります。例えば融資を受けるとしても担保になるものは自宅の建物と預金だけだったりする方が結構多く、土地は借地だった場合、保証人を立てたとしても融資を受けられない場合が多いのです。あるいはここ数年自転車操業だったりすると、なおのこと査定は厳しくなります。今年度、商工業振興資金融資枠拡大として2,000万円予算計上されていますが、実際のところそういった本当に厳しい現実の中で営業されている自営業の方々には、銀行の査定の中ではだめということが多いのですが、そういった方々には具体的にどういった支援があると考えておられますか。

町 長

既存企業のまあ特に商業、個人経営を中心にしたこの支援・育成策でございますけれども、この既存企業への支援につきましては町のこの振興事業の補助金交付金要綱、この運用の中で振興資金におけますこの融資制度、更に商工会の補助を通じての間接支援、こういったことが今具体的に実務としてまあやっておるわけでございまして、で、常に連携をとりながら個別企業の経営相談業務等を商工会を通して行っていただいております。 町内のこの個人経営等を中心にした企業の投資等による工場の増・新設、あるいは運営資金等に対する補助、また人材育成事業、情報技術の支援事業というようなこと、

それから一方ではこの I S O の取得というようなことも、それから更には起業、自分で実際に事業を新たにまた別の分野へ取り組んで起こしていくというような部分、それから特産品の開発支援の部分まで含めて、いろんなまあ各種多岐にわたってのこの補助事業の考え方の中で、その中で融資制度を運用しておっていただくわけでございまして、商工会、金融機関、町と連携の中でこれを運用をしておるという状況でございます。特にあのお話にもございましたように、この事業の施設の新増設等につきましても補助金の上限枠を今年から1件2,000,000円であったものを5,000,000円に引き上げる形で、予算も20,000,000 膨らませて改正を行って今対応をしておるところでございます。その他まあ用地取得等も含めて最大限のこの支援をしておるところでございますので、是非ひとつご理解をいただくと同時に活用いただくようにお願いしたいと思っております。

坂本議員

総合的にお答えになっていただきましたけれども、今言われたことは確かにあのすごく大きな枠の中でのことでありまして、私としたらもう少し、あのまあ弱小という言い方はないですけれども、すごく苦労されている方が現実的にその回転資金とか、まあそういうのを借りる場合のそういうあのメンタルな部分でとか、そういう部分でのあの、まあ相談はほとんど商工会に加入している方たちは商工会でやっていると思うんですけれども、そういうところのことはあまりそういうやってはいないですね、そこら辺はどうなんでしょうか。

町 長

個々のこの事業者、お店なんかもそうでございますけれども、この経営運営の中身の部分について行政がこれ立ち入って、まあ立ち入るというかそこに一緒になって相談に預かるとか技術、考え方、コンサル的な面も含めてやるというものはちょっと馴染まないというふうに思いますし、そういう商工会あるいは金融機関との住み分けで今までも、既存企業中小企業のこの支援をしてきたところでございますのでその辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。できるだけのそうした連携の中で資金手立ての面、それからいろんな情報の提供、ご相談というものは預かってまいりますけれども、直接経営指導をやるのはやはり商工会の経営指導員を中心にしたそのノウハウあるこの立場に期待をしておりますし、それを受けて行政の方も全体として判断していくと、こういう立場でございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

坂本議員

それでは少し製造業についてお尋ねしたいと思います。製造業の方達における支援ということで、例えば工場を拡大するための移転ならばまああの現在企業誘致ということで、農地転用で久根平の上にそういう形で拡大ということでありましたけれども、既存企業のための例えば現在工場を開設しているんですけれどもそこが手狭になって、どこか別のところにあのもう少し広い範囲で工場を移転したいっていう場合の、そういう形での移転についてはどういった形をとろうと考えておられるかその点お話いただければと思います。

町 長

企業支援、既存企業の支援の中で特に新たに工場等を増設をして、場合によっては新しい土地を求めてそこで企業を起こしていくということは、まあ大変ありがたいことであり、町もいろんな面で協力をしておるのが現実でございます。それであのさっきも申し上げましたように、この新規の事業用資産の取得につきましての、補助につきましての上限は今まで2,000,000 円のものを5,000,000 円に引き上げて支援をしていくということでございますし、それからその工場建設にかかるいろんなあの手続きの問題やら、特にあの農地等をその候補地に求めてというような場合には、事前にいろいろとこうお話を

しながら、町が土地開発公社の形でもって地主と交渉をし、造成をし、それから分譲を していくというようなことも含めて今現在やっておりますし、これからもまあそのよう な考え方でございますので、この新規に企業を起こす企業導入も同じような考え方でご ざいますけれども、精いっぱいまあ努力をしておるということで道が開かれておるとい うふうにお願いしたいと思います。

坂本議員

次にその製造業関係で移転という場合で具体的な問題としては、例えばまあ24時間 営業をしていて、まあ騒音とかいう問題で別の場所へ引っ越すという場合において、例 えばそれを新しく土地をそこで得て引っ越す、そういう具体的な移転の方法もあるかと 思いますけれども、その場に行って工場の設計において音の出ないような防音にすると か、ガラスを二重にするとか、そういうための補助とか、例えばあと空気の問題であり まして、油やアルコールを使う会社での空気の汚染に対して、例えば空気清浄器のその 補助をするとか、それとかあとは水においては大量の水を使う場合にセラミックなどは 自社で井戸を掘って地下水を使っているということなんですけれども、そういう場合の その井戸を掘るための補助をするとか、あと逆に言えばあの水道を使う場合は電気会社 の場合は大口の使用量の会社には個人より少し安めの料金設定になっていて、例えば飯 島町で水を多量に使う場合は一般の個人の住民の方よりはその分、電気会社のようにま あ多少安めの料金にするとか、そういった補助のあり方もあると思うんですけれども、 あとまた水に対しては排水に対して浄化装置の補助とかそういうのもあると思うんです が、あと例えば商業における24時間営業の場合ですと、駐車場が必要でありましてそ の駐車場を拡大するための補助とか、例えば道の駅なんかであります駐車場の上空にあ る電球なんですけれども、それがやっぱり公害を出さないための光公害が出ないタイプ の電球にするとか、逆にまあ電球に対して大量に使うので節電タイプのものに対する補 助とかっていう、その具体的なそのあの形の補助っていうのは、補助のあり方っていう ものに対してどういうふうなお考え持っていますでしょうか。

町 長

まああの企業が新設あるいは増設をする段階で、この法令に合った公害が出ないようなこの仕様をもって立地することはもう当然企業としての責任である。法令に照らしあわせたこの公害防止というものは当然の義務であるというふうに思っておりますし、またその内容によってまた町とも協定をしていくというような保全条例の規定もございますので、是非それはあの企業の1つの義務としてレイアウトの中で対応していってもらいたいというふうに思いますし、またその排水やいろんな、もう駐車場なんかも当然企業の必要不可欠な設備でございますので責務として取り組んでいただきたいというふうに思います。で、そうしたことを全体的にサポートして一定の条件に合ったものについては、その個々の補助でどうと、特別法令にある補助制度は別にいたしましてですね、全体的な工場の完成をみて、そして町としましては大きくこの工場誘致の特例条例、そして補助金制度というものが一つの企業に対して制度として合って、実際その税の減免等を通じて補助をしておるわけでございますので、そうしたことによってこれからもしていきたいということでございます。個々のその部分的な設備一つひとつに補助の考え方っていうのは今のところ持っておりません。

坂本議員

次に建設業に対する支援とはどんなものがあると思われますでしょうか。例えばです、 商業は先ほど申し上げましたように、町内で買えるものは買った方がよいとよく言われ ていますけれども、住宅建設においても改装、改築、増築など町内業者でできるものが 結構あります。しかしあの建設業関係の方にお話を伺いますと、そういう新築をする場 合でも町外の業者が結構多いといわれました。公共工事の入札においては大型工事は一 般競争入札になり、本社は町外であったとしても支店が当町にあれば入札できることと なっております。近年、公共工事の仕事も少なくなっており、町内建設業にとっても厳 しい状態と先ほども町長は言っておられましたけれども、私自身も議員になったとき2 005年のときですけれども、全て一般競争の入札の方がいいのではないかという一般 質問したと思いますが、現在の石油というかガソリンの値上げのこういう状態を見てお りますと、全てが安ければよいという時代は終わったと今は私は感じております。大き な輪の中での経済活動にはガソリンというエネルギーが必要で、そこに世界の経済が連 動し、多くの投資のお金の流れが出来、今では食糧でさえ投機の対象となる不自然な経 済活動となっております。食においては地産地消と言われておりますが、同じように物 品であってもなるべく小さな輪の中で生産し消費するシステムの方が効率的で、エネル ギーも多くは使わず環境も破壊しないのではないかと近頃感じております。建設業の 方々は個別に現在は自社のPRを、まああの新聞折り込みとか、あとはテレビ・ラジオ などを通じまして外に向かって、要するにあのまあいろんな形の中でしていますけれど も、しかしあの町内在住の者としては比較検討ができるような形で建設業関係の人達を まとめてですね、小冊子形式でそれぞれ会社の特徴が分かった方が、私たち町内の人間 でさえも、特に新しく越してきた方などは分かりにくいし、そういう点があると思いま す。で、そういうものがあれば非常にあの理解しやすいし頼みやすいしということがあ ります。そういったための予算的補助とかそういうことは如何でしょうか。

また冬の雪かきは町民のサポートとしてまたそういう形の中でお金を払っているわけですけれども、そういう雪かきそのものも仕事の一環としてきちんと支援していただきたいと建設業の方々はおっしゃっていますけれども、その点は如何でしょうか。

まああの町の企業の中で、特にこの建設事業に限ってのこの補助・支援が考えられな いかということでありますが、まあこれはあの町といたしましては製造業であれ、建設 業であれ、商業であれ同じようなこの融資制度と、それから補助金対応支援ということ の中で見ておるわけであります。かつてのまあ灯油高騰の支援等に対しましても製造業 もしかり、商業、建設業も含めてこの油に対するこの支援は同じような目で見て対応し てきたところでございます。これはあの農業もそれから一般生活者も同じようなことで ひとまずまあやってきたわけであります。であの建設業におきましても今、公正公明、 それから競争性、しかも一般競争入札導入というこの流れの中で大変厳しいと思います が、一方ではあの今お話があったように、除雪から始まって災害時の緊急対応等も含め て、やはりあの地元ならではできない部分も非常に多くて、そういうことがあの町の地 域に貢献をしとっていただく一つの評価にもあるわけでございまして、その辺をどうこ う加味しながらこの入札制度っていうものに取り組んでいくかということがひとつの、 これは町ばっかりではなくてどこの地域も市町村も同じような取り組みをしております ので、是非そのことでご理解をいただきたいと思いますし、それからやはり自分の技術 力を売っていくということ、PRしていくことがやっぱり自分の努力として企業の努力 としてお願いしていかなきゃならんということでございますので、まあそれを受けて町 の方ではこの間も税制改正の中でもありましたこの省エネに対するこの改造の技術の問 題、あるいは耐震に対するこのものに対する住宅の軽減措置の問題も道が開かれており

ますので、是非ひとつ自分の技術力も町内に売っていただくと同時に、町の皆さん方もできるだけまあ商業と同じように町の業者の皆さん方に、下水の引き込みから水道の工事、建築の工事も含めて、地元をひとつ優先してお願いするようにしていただくことがやはり大事ではないかというふうに思っております。

坂本議員

それでは全般的な業種の中で1つ業者の方から言われたことなんですけれども、商店でも企業でも名前の入った、要するに企業名あるいは商店名の入った看板を掲げていると思います。その看板というのはまあどこの会社にとってもPR性のある、まあ大切な会社の顔っていうことだと思います。で、その看板が例えば商店では店の上であったり、企業では道路の要するに国道・バイパスなどから見やすいところに立てたりするわけでありまして、そこではまあ風や雨ではげたりとかしないようにしっかりしたお金のかかったものを立てるわけであります。で、まああのそういう部分で他の市町村ではそういうその看板に対する町としての補助をやっているところもあります。であのもちろん看板っていうのはあのその品質によってはやっぱり10年とかそのくらいの単位で建て替えたりとかするわけでありまして、そういう場合の補助的な負担をするっていうか、そういうことっていうのはお考えとしてはどうでしょうか。

町 長

まあ個々のあの事業者の広告に対しての補助ということでありますが、むしろ町はいろんな広報紙やなんかに広告料をいただく方で考えておるわけでありまして、個々の努力によってこのPRする広告に対してのそれを補助するというところについては、今のところ考えられませんのでご理解いただきたいと思います。

坂本議員

先程冒頭で述べられました町長の所見ありましたように、現在のある町の企業がどういった状態にあるのか非常に厳しいということを言っておられましたけれども、そういう今後どういう方向性で現在町の全体の企業、まあ細かいところはいろいろありますが、どういう方向を定めていくのかっていうこと、もしくはそこに勤めて従業員として町内にいる方達があるわけです。それの方達の税の収益上とかその動向は知っていなければならないと思うんですけれども、先日ですね、私たち議員が町内企業訪問で南信精機製作所へ伺い、会社見学と商品の説明と、現在南信精機さんは中国に工場があるわけで、その中国での現状についてお話を聞くことをいたしました。その時、議員の方からですね町長も一緒にというお誘いをしたそうですが、当日どなたも来られず、議員のみの視察ということに終わりました。何故代理的に副町長が来なかったりとか、せめて産業振興課の課長が来るべきだったと思うんですがそれはどうでしょうか。

町 長

議長さんの方からその視察に行かれるというお話は私自身もお聞きしましたけど、ちょうどあの理事者都合が悪くて、その対応ができかねますというようなことは申し上げた記憶もございます。その何故行かなかったかというこの意識的にこう先入観を持ってあのああしたわけではございませんで、ご理解いただきたいと思います。あの個々の企業でございます。折りあるごとに今回の南信精機もその後いろんな形でお目にかかって今、中国の状況なんかも、ちょうど社長さんが中国へ行く直前でありましたので、お話を伺っていろんな状況は把握しておるつもりでございます。

坂本議員

それを聞きまして安心いたしました。あのそういうことはやっておられると思うんですけれども、あの何ていうかそのまあ急にというかまあそれはもっと以前にお話があったと思うんですけれども、私達議員と町長が一緒でなくても町長自身がそういった形の中で動いていられればいいんですけれども、後はその何ていうか商工会とかに入ってい

町 長

ない飯島町の企業もあります。そういった方々の情報はどういったルートで情報交換な さっているんでしょうか。

町 長

まああのできるだけ私自身も含めてですね、担当課も含めてそしてそれが定期的に商工会あたりとも先ほども申し上げました連絡協議というようなものも重ねておりますので、情報はまあ入ってくるこのパイプは開けていると思っておりますけれども、あの私自身も以前から申し上げておる、出来るだけ企業の方にも企業訪問をしていろんな皆さんと状況を聞いたりこの対応をすることが町の産業振興につながっていくような考え方は当然大事なことでありますので、これからもやっていきたいと思います。なかなかその機会がとられないというのが現実でありますけれども、精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。それぞれの組織・所管を通じて現状把握、しかも最新の現状把握のために今後とも精いっぱい努めてまいりたいと思っております。

坂本議員

農業政策においてはいろいろと国や県の補助の中で、今現在飯島町はサポートされる 仕組みは非常に多いと思います。またその中で力を入れて町もやっていると思いますけ れども、商工業者特に飲食宿泊業など町内企業自営業の方々の支援は、なかなか痒いと ころに手の届くような支援のあり方ではないように私には思われますけれども、その大 きなお金の中での支援ていうことよりも、小さなお金でもうまく使えば効果的というよ うな事業のあり方を、もっと商工会あるいは事業主の方々と話し合うべきと思うのです が、そういう点は具体的な形の中で懇談会の中ではどんなお話をされているんでしょう か。

町 長

まああの商工会を含めて、まあ商工会の理事の方には、直接自分たちが経営する立場で理事なり役員なりまたいろんな立場で参画しておる方達ばかりでございますので、そうした町側としては政経懇談会というような機会も持っていただいております。まあ議会の皆さんも商工会と直接お話される機会もあるようでございますけれども、そうした中で状況を常に把握しながら、できるだけまあ支援できるものはしながら、ただあの直接この経営内容について、町が支援をしてこの技術的なアドバイスをしていくという立場ではないことは先程申し上げたとおりでございますので、やはり商工会、金融機関、担当の税理士、計理士さん等を通じてのまあいろんな情報把握という形になろうかと思いますけれども、そうした窓口は開かれておりますので、しかもまたあの農業に比べて個々の補助体系的なものが非常にあの少ないというようなお話ではございます。決してあのそうではないわけで、商工費を見ていただきたいと思いますけれども、商工会への間接補助も含めて利子補給の問題それから各種の振興補助金の問題、保証料の補給の問題含めてですね、最終的には個人の事業者に帰属するようなこの支援という部分で予算計上してございますので、是非そのところをご理解をいただきたいと思っております。

坂本議員

大手企業を誘致することも大切ですけれども、町内企業の方々の中では自力のアイデアと投資の方法で全国的知名度の会社がいくつかあります。そういった方々が商工会に入っているかといえばそうではない方もいらっしゃいます。何が原因でそうなってしまったのか残念なことですし、今からでも別の形の中で町とともに協力的に発展していくことが大切かと思います。そのためにも是非町内企業訪問も町の仕事のひとつと思います。今後も努力されて懇談会のようなことを積極的にやっていただきたいと思います。

では大きな設問の2つ目ですけれども、あともう一つ最後の方でもう一つ高森の方と話をしたんですけれども、アピタ、カインズホームが高森にできましたことで人口増え

家も出来、診療所が病院になりと、この15年間の間で大きく町が変わったと言っておられました。今度153バイパスが出来、一応町としては大型店は誘致しないということでしたけれども、まあ高森の方達と話した形の中ではあまり大き過ぎない中型店ならば逆に商工業者及び農産物生産者にとっても、その売る場所が出来たり、まあそれをした形の中で、都市開発という形の中で、宅地化ないし人口増という形も考えられると思いますけれども、今後の課題としてはその点はどう考えておられますか。

町 長

まあ今度のあの伊南バイパスの飯島地籍それからまあ堂前線のアクセス、これ一帯を中心にした町全体の土地利用の見直し取り組みにつきましては、再三申し上げましたとおり今後の中期総合計画の土地利用の位置付けとして見直していうことでございますし、現に既に関係者ともいろいろ地元も入りこんでワークショップ的なことを続けております。今まだ結論に至っておりませんけれども、十分今後の検討課題として、このバイパスなりアクセスが一通過交通の道路だけでないような、人口増活性化に繋げていくような、しかもまたこのいろんな事業進出に対する弊害もまたあるやに、いろんな他の地域ではありますので、その辺をまあなかなか難しいことかもしれませんけれども、コントロールしながらひとつ住民合意として進めてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

それでは大きな設問の2つ目に入りたいと思います。観光協会の設立は平成9年、1 997年の10月でした。設立当初の予算は1,420,000円足らずということで、会員数1 48人、一口に2,000円で309口の会費420,000円と町の補助金1,000,000円で始まりま した。それが現在平成20年、2008年の会費476,000円、それから国の補助金 1,000,000 円、町補助 750,000、名刺や推奨品ラベル代の収入 200,000 、それから前年度の 繰越金1,200,000 、あと雑収入150,000で、約3,800,000の予算でやっております。この繰 越金をマイナスいたしますと通年大体 1.560.000 円の内で活動している状態であります。 設立当時は熊崎前町長が会長で副会長は堀越前議長と松村氏がやっておられました。今 年は昨年の引き続きということで会長は町長でありまして、副会長は商工会長、坂井氏 と議会代表宮下寿議員です。当時より今の方が理事の人数も多く、飲食宿泊業、食品製 造販売業、事業主の方達、あるいは区長、農業委員、JA所長、郵便局長、あとお祭り の実行委員の方達など多岐にわたる方々が理事になっています。で、現在の会員数は1 37人で239口の会費を中心に、まあ今も補助金の上乗せの形の中で運営しています が、18年度より指定管理者制度が観光協会にも適用されて、職員もできれば収益の中 からお給料が出ればという形でやっておりますが、なかなかうまくはいっておりません。 私も議員になりまして3年関わっていますけれども、なかなか民間企業のようにてきぱ きと物事が進んでおりません。だからこそ時代の流れの中でまあそろそろ会長は民間か ら入った方がよいのではと思います。観光におけるプロか、もしくはこのことだけに専 念できる方が会長になられたほうが、この予算を大胆に有効に活用できるのではと思い ますが如何でしょうか。

町 長

それでは2つ目のご質問でございます観光協会に関してのことで、その中で特にこの 長、会長についてはそのプロに任せた方がいいんではないかと、専門的に専従できるプロに任せたほうがいいんじゃないかと、いうまあご質問かと思います。しかも公募の中でというような通告もいただいておるわけでありますけれども、以下まあ観光協会の内部のことでいくつかの質問今後も受けておるわけでございますが、その先ず具体的なこの考えを申し上げます前に一二申し上げておきたいと思いますが、先ほど観光協会は町 の指定管理者制度の一組織であるというふうに申し述べられましたけれども、実はあの 観光協会は指定管理者ではございません。観光協会の任意団体の事務を、事務局を指定 管理者である町の振興公社に委託をしておると、こういうスタイルでございますので、 お含みをいただいてお願いしたいと思います。

でまああの坂本議員、町の議会の代表として、この飯島町観光協会の理事のお 1 人としてお勤めをいただいて、その運営に携わっていただいておるわけでございます。会の運営、課題、取り組み、方向性、理事会折りあるごとにこのことについて調査研究を共にまあやっていただいておる、言わばまあ内々の立場である坂本議員から、この観光協会の内部的な質問を私にいただくということは、少しまあ奇異を感じるわけでございますけれども、議長さんのお許しをいただいておりますのであえてお答えをさせていただきます。

ご承知のようにこの観光協会は町とは一線を画した独立した組織でございます。行政 にはない協会としての発想や企画によって運営することを期待しての組織でございます。 ご承知のとおりだと思います。従いましていずれのご質問に対してもこれは協会の内に おいて検討を加える中で結論を見出していくと言うべき事項かというふうに思っており ます。町といたしましてはその、いちいちその組織に運営に介入するのではなくて、そ れぞれの組織が自立した運営を期待しているところでございますので、同協会で出され ました方向に沿うべく必要な支援は町として今やってまいりますし、これからもそれの 必要があるということを申し上げた上で、この長の選任の問題についてプロに公募等も 含めて考えたらどうかということでございます。ご承知のようにこの観光協会の長、会 長につきましては、定款によりましてその会員の中から相互に互選をして選任をしてい くというひとつの規約になって規定になっておるわけでございまして、飯島町もそのよ うにして、たまたま私が前会長同様に会長ということでまあやっておるわけでございま す。でこの観光協会を含めたこの観光行政について全国各地でそのいろんな形での、例 えばまあ観光の振興計画を策定するためのコンサルを公募するというようなこと、ある いはこの具体的な施設運営、まあこれはあの近隣にもあるわけでありますけれども、宿 泊施設なんかが多いようでありますけれども、これをまあ全国公募をしてその支配人等 をまあ依頼するというようなケースが多いわけでありますけれども、この観光協会の 内々の中を外して、外から会長を持ってくるということはあまり例が聞いたことがない わけでございまして、まあそれはそれとして、私もあと来年の3月までの任期でござい ますので常々考えておることもございます。今後任期満了時における理事会等で十分ま あ議論をしていただく事項かと思いますので、そのようにお答えをさせていただきます。 坂本議員に申し上げます。只今の発言等町政一般以外に関する質問でありますので、 そうしたことをお含みの上質問をお願いいたします。

議長

坂本議員

確かに私も理事になっておりまして、議員になった当時はその観光協会のあり方とかそういうものがまああの最初はよく分かっていない形の中で、まあ駒ケ根市、まあ今回の一般質問をするにあたり観光関係に力を入れている駒ケ根市にまあ聞きにいきまして、いろいろと話を聞きました。まあ駒ケ根市は既に20年前から理事の中の事業主の方が会長をして、あそこは非常に古くからのロープウエーとか大沼池などありまして、まあ飯島とは全然違った形の中で観光に力を入れておりますので、まああの規模も大きいので比較といってもまだまだ飯島町の観光協会はまあ設立して10年経ったばかりです。

これからやっぱりこれが細らない形の中で町としても是非、軌道に乗るような形の補助金をいただきつつ、なおかつ理事内部での前年度と同じような活動をそのまま継続して次年度でやる、という形から変化をかけて新しい形の中で発展していくような形をとっていければと思っております。で、町もそれに対して是非協力的な立場で補助金やその他の形で力を入れていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開を11時10分といたします。休憩。

午前10時51分 休憩 午前11時10分 再開

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。 9番 平沢 晃 議員

9番 平沢議員

本論に入る前に、日本犯罪史上にも名を留めそうな事件がまた起きてしまいました。 歩行者天国で賑わう日曜日の東京秋葉原で男がナイフで次々と人を刺し、7人が死亡1 0人が重軽傷を負った痛々しい事件が発生いたしました。無差別殺傷事件としては7年前の同じ日に大阪の小学校で起きた校内児童殺傷事件も8人の死者を出す大惨事で、まだ脳裏に残るところであります。容疑者の男は「誰でもよかった」などと話、携帯サイトの掲示板に犯行を予告していたという、あまりにも身勝手な理由と理不尽な手口に憤りを感じ背筋が寒くなる思いです。社会的な背景にも踏み込んだ動機の解明が今後の課題となると思います。目立ってきた通り魔事件の背景として格差といった社会問題を指摘する声も聞かれます。頻発する無差別殺傷事件、社会全体がもっと危機感を持って対策を考える時期がきていると強く感じます。惨事に遭遇なされた尊い命を失った方々とご家族の皆様に謹んで哀悼の意を表するところでございます。

それでは通告に従いまして、学校教育法の改正に伴い以下大きく2点について質問をしてまいります。1つ目としては文部科学省の推進により平成19年4月から施行されている特別支援教育について、大きく2つ目としては総合的な放課後対策としての放課後子どもプラン、子ども広場の対応について順次質問をしてまいります。これらの問題については住民の皆様もあまり内容を周知しておりませんので、具体的に分かりやすい答弁をお願い申し上げておきます。

文部科学省では特別支援教育が法的に位置づけられた改正学校教育法の施行にあたり、障害者のある全ての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るために、学校における特別支援教育を推進するもので、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた自主的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行うもので、これまでの特殊教育の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の在籍する全ての学校において実施されるもので、教育だけに留まらず様々な人々が生き生き活動できる共生社会の形成の基礎になるもので、現在及び将来の社会にとって重要な取り組みだと理解をしております。そこで当町ではこの理念をどう受け止めて、障害のある幼児・児童・生

町 長

徒への適切な指導はどのようになされているのか具体的にお伺いいたします。

それでは平沢議員からこの新しい文部科学省、国の施策であります特別支援教育につきまして、最初に私からお答えを申し上げて、続いて順次教育長からお答えをさせていただきたいと思います。お話にございましたようにこの先ず特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善あるいは克服するために、適切な指導や必要な支援を行うということとされております。平成19年の4月から特別支援教育が学校教育法に位置付けられまして、全ての学校において障害のある児童・生徒の支援を更に充実をしていくこととなりました。また特別支援教育はこれまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍をする全ての学校において実施をするというふうになりまして、特別支援教育支援員、この配置についても平成19年度から地方財政措置が行われたことに併せて、飯島町といたしましてもこの小・中3校に配置をしてきているところでございます。そこでまあ具体的なご質問でございます、具体的な取り組み内容につきまして教育長より順次お答えをさせていただきたいと思います。

教育長

お答えする前に、今、議員からもご指摘のありました先日の東京秋葉原における無差別殺傷事件につきましても若干の私見を述べさせていただきます。この事件につきましては犯人への憤りとともに、またもやこうした事件が繰り返されたことに私としてもやりようのない怒りと悲しみを禁じ得ません。前途ある若者たちが次々と命を奪われ、残された遺族や関係者の胸の内を擦るに本当にやるせなさがつのります。お亡くなりになられた方々には心からのご冥福をお祈りするとともに、今後司直の手でこの事件の動機や背景を究明していただき、こうした事件が二度と再び起きないことを強く願うものであります。教育委員会といたしましても保育園や小学校、中学校で大切な子ども達を預かっております。校内生活の安全はもとより登下校の安全、または休日等の安全確保については改めて地域の皆様のご協力をお願いするものであります。

それではご質問の内容につきましてお答え申し上げます。今、概論につきまして町長より答えがありましたけれども、昨年の12月の議会でもこの場で関連してお答えしましたけれども、これまで障害児等の教育は主として知的障害を対象に特殊教育として位置づけられてまいりました。しかし近年通常学級の中には、知的には問題ないものの学習に困難さを伴っていたり、あるいは時には好ましくない行動引き起こすなど、学校生活で苦戦を強いられていた子ども達が指摘されています。その支援を求められてきたのは先程の答弁のとおりであります。私はあのこうした子どもたちはですね、大人から見て困った子どもではなくて子ども自身が困っている、そういう子どもたち自身が実は学校生活で困っているんだという視点で捉えることが大事ではないかな、というふうに考えております。すなわち特別教育の語源がエデュケーションでありまして、エデュケーションは本来引き出すという意味を持っているようであります。その考えに立つならば特別支援教育の充実こそ、全ての教育の充実してあるというふうに私は考えております。さて支援体制としましてですが、現在、特別支援教育の中心的な役割を担う特別支援コーディネーター、通称SREC(エスレック)と申しますけれども、校長が指名し特別支援教育に関わる校内支援委員会を設置して、職員の相互理解のため障害を持つ子ど

ものケース研究、あるいは職員のこうしたことに対する理解を深める意味で研修会等を行っております。障害のある児童・生徒への具体的な指導でありますけれども、現在はその障害の程度や状態に応じて通常学級と特別支援学級の両学級において行っております。通常学級に籍を置きながら教科等によっては特別支援学級に通級して学習を受ける、あるいは通常学級の中に籍を置きながら特別な配慮を受けて学習をするなど、個々のケースによって対応をしているところであります。また特別支援学級の通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒の増加や状態が多様化していることなどから、学校生活において担任と協力して、また学習の習熟度等に応じてですが、先程町長が話ましたように、特別支援教育支援員を町内3校に配置いたしまして、子ども達の学習支援あるいは学校生活全般にわたっての適応指導を行っているところであります。以上です。

平沢議員

只今具体的にお伺いいたしました。子どもが困っている一つのこの体制の中で、やはり教育委員会の任務も重要と認識するところでございますが、教育委員会では新たに「こども室」を昨年立ち上げまして、総合的な心身障害者教育に積極的に取り組み、一貫した連携は高く評価されるところでございます。それで今回のこの特別支援教育を行うための新たな体制の整備、また必要な取り組み支援についての現状、今只今、支援員の話がありましたけれども、新たに家庭相談員をこども室へ配置したともお聞きしておりますが、ここらのあたりの取り組みの支援についての現状と今後の考え方をお伺いいたします。

教育長

今ご質問のありました家庭教育支援員ですけれども、教育委員会は昨年度より就園就学支援委員会を立ち上げました。従来、就学指導委員会の名称の下で特殊学級の入級判定等を行ってまいりましたけれども、これは指導をするという立場から個々の障害を持つ子ども、その背景の実態に応じて支援をしていくという理念の下に業務を行っているわけであります。その中で保育園、小学校、中学校との連携を密にして、個別の障害の対応を理解し教育的支援をする子どもの適切な就園就学にあたるために、今ご質問のありました家庭相談員も保育園に訪問をし、ケースに応じて保護者と相談をしながら適切な就学支援に関わるよう態勢を整えているところであります。理念としては保・小・中の連携がスムーズにいく移行が適切に行われるよう、家庭相談員との連携、チーム編成による支援・配置等を行っているところであります。以上です。

平沢議員

体制づくりを進めるのにその校内委員会の設置義務があると承知しております。各学校においては一応校長のリーダーシップの下に、全校的な支援体制を確立して、発達障害を含む障害のある幼児、児童、生徒の実態把握や支援方策の検討等を行っているとお聞きしてますが、この委員会構成について特別の支援コーディネーター等、これらの構成員の確保には、今現状の場合は問題がないかお聞きしたいと思います。

教育長

特別支援教育コーディネーターについては各学校の実情に応じて対応をしているところであります。学校よっては教頭がその任務に当たっているところもありますが、町内においては主として特別支援教育に携わる教員、言うならば資格を持った教員を中心に特別支援教育のコーディネーター役を担い、校内の体制を整えているところであります。また校内の体制もそのコーディネーター、SREC(エスレック)を中心に研修会あるいは職員のこうした障害を持つ子どもへの理解、促進、協力支援体制は整えているということは先ほどお答えしたとおりであります。

平沢議員

只今、特別支援コーディネーターの話をお聞きしましたが、この特別支援教育の推進

- 23 -

- 24 -

のためには先程申した教育の特別支援教育、これに関する専門性の向上がこれは絶対不 可欠だと思います。従ってこの各学校においては校外での研修を実施したり、各種指導 者養成研修を行っているとのことですが、当町では先ほど教育長申していたこの専門性 の向上、これにどのように取り組んでいるかお尋ねいたします。

教育長

特別支援教育の研修は主として県が主催し、事務所ごとに行っているのが現状であり ます。しかしながら特別支援教育は幅広く障害も多様になっているところから、多様な 専門性を問われるのが現状であります。一部でありますが町内の特別支援教育に携わっ ている先生は、私費で県外に研修をし、例えば学校心理士、臨床発達心理士等の資格を 自ら取得して研鑽に励んでい、それを個人に帰すものでなくて全体に広げ校内の特別支 援教育の充実に資するなど努力をしていただいているのが現状であります。しかしなが ら個人による負担ということについては今後どのようにしていくのか、これは町全体の 問題ではありませんので、大きな方向としていろんな研修の機会の場に該当の先生方か ら問題提起をしていっていただければありがたいなというふうには私は思っております。 これは国の施策でございますので是非そのような形の中で進めていっていただきたい と思います。それじゃ次にまいります。このよく最近言われているこのダウン症候群、 これはあの広辞苑でみると先天性心疾患等の障害があるっていうようなことが書いてご

平沢議員

ざいますが、この児童が通常学校に通っている場合の教育支援の現状と今後の考え方に ついてお尋ねいたします。

教育長

お答えします。通常学級で障害のある児童の教育的支援の現状と今後の対応について でありますけれども、先ほどお答えしたとおりであります。今後の対応でありますが通 級等、複線的な指導に加えて特別支援教育支援員の複数配置等考えております。またあ のダウン症等個別の対応、特に従来、特別支援学校でありますけれども、県教委として は特別支援教育の地域化を進めておりまして、この近くでは駒ケ根市の中沢小学校内に 伊那養護学校の小学校分室が設置となりました。平成21年度には中等部の開設も予定 されているというふうに聞いております。また教育事務所に特別支援教育推進員が配置 されておりまして、市町村が行う就学相談についても協力をしていただけますので、今 まで以上に特別支援学校との連携強化が図られ、学校間や児童生徒の交流の促進、保護 者の特別支援学校訪問の機会を増やしながら、通常学校から特別支援学校への転入等、 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった支援が出来るよう更に努めてまいりたいと いうふうに考えております。今後は地域を離れて特別支援学校へ進学する子どもも出て くると思われます。こうした子どもも地域の子どもであるという認識に立って、町内の 学校との繋がりが保てるような、また将来にわたっても関係が維持できるような制度や 仕組みを、今までの問題点を検討しながら保護者の要望をお聞きし整えていきたいとい うふうに考えております。

平沢議員

幼児・児童・生徒の障害の、教育長申したとおり、この重度・重複化、それから多様 化等に対応した教育を一層進めるために個別の指導計画、この作成が必要と思われます が、先程申した個別の教育支援計画、これについてはどのような対応を行っているのか お伺いいたします。

教育長

個別支援計画につきましては、それぞれの各学校の実情あるいはその子どもの実態に 応じた対応をしております。例えば芸術・運動系のものについては参加できる子どもに ついては、その時間割に通常学級、原級と言いますけれども、原級の授業を受ける、あ

るいは逆に芸術・運動系が不得意な子ども等につきましては、それなりの特別支援学級 で別の時間割をしていくなど、時間割編成によって個別の支援内容を進めているわけで ありますし、授業の進め方につきましてもそれぞれの個々の習熟度、理解度に応じた支 援計画・授業計画を策定して指導に当たっているところであります。

平沢議員

特別支援学校の対応もあろうかと思いますけれど、保護者にとって受け止め方は様々 だと私は思います。それで本人のためにもやはり小学校くらいまではこの通常学校での 教育的支援が大切だと思いますが、この点は教育長はどのようなお考えでしょうか。

教育長

かつてほど状態によって何が何でも特別支援学校を進めるという時代ではなくなりま した。これについては先程申し上げたように、指導ではなくて支援という形が最近の流 れでありまして、保護者の要望、願い、それから子どもの状態に応じて通常学校がいい のか特別支援学校がいいのかということは、保護者を交えて、先程申しました就園就学 支援委員会を中心にケース検討をしながら、保護者の理解促進を図っていく、あくまで も子どもにとって最善の利益は何であるかということを考えながら、保護者と相談しな がら進めていく、そういう方向で行っております。そのことにつきましては具体的には 今年度から実際にチーム編成をしながら、保育園の段階、小学校の段階、中学校の段階 に応じてケースに応じて指導支援をしていくという、そういう体制で着手したところで あります。

平沢議員

先程申したとおり、保護者は様々な受け止め方をしておりますので、是非今のような 体制の中で取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは次に入ります。従来対象とされなかった知的の遅れのない発達障害、多動性 障害、学習障害、高機能自閉症等についても、これも特別支援教育の対象ということで、 障害児ということではなく、先程ちょっと教育長申しておりました、支援を必要として いる子ということで、その範囲が大きく拡大されたと承知をしております。この対応と 問題点についてお聞きをしたいと思います。

教育長

繰り返すようでありますけれども、ケースが多様化していますのでそのケースごとに、 あるいはその障害の程度に応じてきめ細かな対応が求められております。そのために校 内支援委員会を中心に全ての先生方で協力できる体制、あるいは教育委員会にあります 就園就学支援委員会で状態ケースを報告を受けながら、適切な対応を図るべく対応して いるところであります。

平沢議員

ケースごとの校内支援委員会の立ち上げの中で対応していってもらえるということで あります。障害のある幼児、児童、生徒は、その障害の特性による学習上、生活上の困 難を有しているために、周囲の理解と支援がほんとに大変に重要であると思います。こ の生徒指導上も十分な配慮が必要であると思われますが、私は特にこのいじめや不登校、 これらの生徒指導上の諸問題に対して、その背景に障害が関係している可能性がある場 合、この対応についてどのような対応をなさっているかお尋ねいたします。

教育長

確かにご指摘のように、過去におきまして障害が故にいじめを受け不登校になったと いうケースは私も承知しております。あの人権教育を含めてですね、こういう障害を全 ての子どもが理解をし、よく言われることでありますが、「一人はみんなのために、み んなは一人のために」という言葉は教育にも当てはまるものでありまして、人権教育を 中心とした総合的な生徒指導体制によって、こうした障害を持つ子ども、学習障害を持 つ子ども、いわゆるADHD、アスペルガーの子どもを理解し合うという事が大前提で

あり、そうした教育を総合的に各学校で取り組んでいただいているところと承知しております。

平沢議員

生徒指導担当にあってはこの障害についての知識を深めるとともに、適切な判断ができるように平素の体制を整えることが必要であると思います。先ほど教育長申すとおり、飯島は校内支援委員会の形の中でもう既にそういうふうな発足がなされているということで、安堵の気持ちでおるところでございます。

次に特別支援教育についての保護者への周知についてお聞きします。特別な支援が必要と考えられる幼児、児童、生徒については特別支援教育コーディネーターと検討を行ったうえで保護者の理解を得ることが出来るよう、慎重に説明を行うべきと考えますが、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検証を進めるべきと考えますが、この現状はどのように取り組んでおられますか具体的にお答えください。

教育長

特別な教育的支援が必要な、いわゆる軽度発達障害を持つ子どもの保護者に対しては ですね、子育てに問題があると誤解を受けたり、あるいは周囲の理解を得られずに家族 で悩んでいるケースが確かにありました。で、この意味からも障害を持つ子どもについ て正しい理解と応援が必要ではないかというふうに、議員のご質問のように私も思って おります。また養育過程で気になる行動があれば保護者にとっても、もしかしたら軽度 発達障害という視点で子を捉える必要もあるかなというふうに思っております。早めの 対応が奏功することもありますのでそのように考えます。保護者への周知でありますけ れども、小学校では入学時の説明会あるいは学校要覧の配布、学級学年通信などの情報 提供を行って保護者への周知を図っております。それから中学校でありますけれどもP TA総会などの機会に、保護者に特別支援教育の校内システム、あるいは支援体制につ いての説明を行い、理解を図っているところであります。発達障害等の子どもへの支援 は可能な限り、先程申し上げましたけれども、早期からの対応がより効果的であります ので、保育園段階から子どもの障害特性を踏まえた適切な支援を行うよう大事に考えて おります。先程もこの件に関しまして若干触れましたけれども、今年度専門的に携わる 家庭教育相談員、各保育園に年4回、12回の巡回相談を行って、保護者への理解等図 っているというところであります。

平沢議員

今お答えいただいたその幼稚園、小学校においてはこの発達障害の障害はやはり早期発見、早期支援が最重要であるということでございます。これは前題お聞きしましたように、先程の家庭相談員等の関係で行っているということですが、この保護者とのこれをどのようなコンタクトを取っているか、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

教育長

ご質問は一般的な保護者という前提でお答えしたいというふうに思っております。今、軽度発達障害の子どもは学級に、先ほど申し上げましたけれども、通常学級に在籍するわけでありますけれども、授業参観の折の子どもの実態あるいはその後の学級懇談会等を通じてお互いに理解していただく、それは問題ではないんだと、障害とはいえそれぞれの個性というような受け止め方もしつつ、しかし適切な支援を保護者にもしていただくようなそういう折りに理解を図っていただくということが一つであります。また個々の保護者におきましては、支援学級の担任あるいはコーディネーター、あるいは担当する教員がですね、ここに保護者に状態を報告しながら保護者とともにその子にとっての適切な指導は何であるのか、どういう方策がよろしいのかということを相談しながら指

**導進めていくというところであります。** 

平沢議員

全国的にはこの特別支援教育の対象者は義務教育全児童生徒数約1,086万人中約20万人、1.86%というデーターがありました。特別支援教育とは先程来申しておるとおり、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた自主的な取り組みを支援する視点に立って、適切な指導や必要な支援を行うことであると認識しました。これは実態によっては医療的な対応が有効な場合もありますので、心配している保護者の方とは十分話し合う機会を持ってもらいたいことを申し添えておきます。これは要望ですので答弁はけっこうでございます。

次に2つ目の「放課後子どもプラン」子ども広場の対応について質問いたします。子どもを取り巻く環境の変化や家庭・地域の子育て機能と教育力の低下が指摘される中で、放課後や週末等における安全で健やかな活動場所の確保を図るために、文部科学省は厚生労働省と連携してこれも平成19年度から総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設し、既に実施段階に入っております。当町でももうご存じのとおり既に七久保地区では取り組み、田切、飯島、本郷も準備委員会で検討を重ねまして実施の段階に入っていることは認識しております。後で申しますけど田切については昨日既に創立総会を持っております。この政府の教育再生会議の提案しているこのプラン、これに対しまして当町の取り組みの現状についてお伺いしたいと思います。

教育長

お答えします。教育再生会議は今年の1月に最終報告を提出し解散いたしました。現在は教育再生懇談会という名称で理念を引き継いで行っているところであります。最終報告では3回にわたるこれまでの提言の実効性の担保を求めているところであります。その主な提言項目に心と体の調和のとれた人間形成が示されておりまして、これを具体的に取り組む国の施策として、今、議員ご指摘の文科省と厚生労働省が一体的に進める「放課後子どもプラン」が策定されたわけであります。この事業の目的でありますけれども、地域社会の中で放課後に子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進するために、全小学校区において実施するものでありまして、当町でも放課後子ども教室、いわゆる子ども広場という名称で進めておりますけれども、放課後児童健全育成、学童クラブの両事業をこの再生会議の理念に基づいて取り組んでいるところであります。具体的には「七久保子ども広場」、それから昨日発足しました田切の「放課後子どもクラブ」であります。以上です。

平沢議員

この本プランはこれは放課後対策であることから学校教育として位置づけられてはおりません。社会教育として実施主体である市町村が事業の管理運営を行うことになっていると思われます。基本的には学校の教員が本プランの活動に従事することは想定しておりませんが、この学校関係者とこの今度事業を推進しておる事業関係者との情報交換は考えておられるのか、この点についてお伺いいたします。

教育長

この事業は今ご指摘のように社会教育の範疇での事業であります。で、具体的には校外で起きた事業については社会教育の立場であるので学校には責任は帰せないというのが大前提であります。当町では公民館等の学校外の施設を中心にこの事業を進めているわけでありまして、社会教育に携わる皆さんの支援でこの事業を進めているところであります。従って具体的な事業の中身については学校と直接的な連絡等は現在のところはしておりません。しかし学童クラブにおいては当然のことながら、その健全育成、預かり保育という意味においては、学校内の施設を使っておりますので、学校との密な連携

を進めているところであります。

平沢議員

今お聞きしたとおりちょっと学校と事業関係とのコンタクトがあまりないということでございますが、やはりこの点も今後の課題として出てこようと思いますので、再検討をお願いしたいところでございます。この本事業に起きましては七久保の場合は地域子育て指導員、まあこれはコーディネーターですが、安全管理員、それから放課後児童指導等のサポーターとしてこの地域の様々な方々をお願いすることになります。とにかくこの新しい取り組みですので、頭から行政主導でなく民間主導と決めつけて取り組むのではなくて、この本プランは先程申したとおり政府の重要施策として位置づけられて、教育再生会議からも社会総がかりでの教育再生を進めるもので、長い目で見た地域リーダー、これになるべき人材の育成することが行政としての責任と私は考えますが、この点をどのように考えておられるか所信をお伺いいたします。

教育長

放課後子どもプランに関わって地域リーダーの養成についてのご質問というふうに受け止めております。地域全体で子どもを育てる重要性は申すまでもありませんし、人づくりは地域づくりの基本であるというふうに考えております。地域のリーダーは地域の活動の中から育つものであり掘り起こされるものでありまして、積極的な地域活動に子どもを参画させ子どもを育てる活動を支援する、そのような事業、例えば公民館あるいはPTAの活動、育成会等の事業に期待をしているところであります。また加えて地域づくり委員会の果たす役割も大きいかなというふうに私は考えております。こうした様々な地域における事業や活動に地域で取り組んでいただいている子育て支援の活動を通して、保護者の意識変革、地域の子どもは地域で育てる、その中から次のリーダーが生み出されていくという循環社会の形成になるのではないかなと、そういうところに期待しているところであります。

平沢議員

地域リーダーは地域でというやはり一つの理念があります。私もその点には共鳴するとこでございます。というのは住民の中には生活の知恵や技術、専門的な知識や経験を有する優れた人材が多数おると思います。そこでこの有能な人材は自分の特筆する分野について私は教育委員会あたりに登録をして、ということはこれから始まる飯島、本郷も併せて4カ所の開所になるわけでございます。そうしますととてもサポーターが不足をすると考えられます。従ってこの人材登録制度この創設をして各地区のまあ一応コーディネーター、地域子育て指導員ですね、この方の企画でこうしたことを知りたいとか教えてほしいとかいった要件にかなった人材を申し込むことで、教育委員会がこの仲介をするといったようなことは、これは如何でしょうか。こうした施策はこれはお金もかかりませんし、実現できることでありますのでこれは早急に実施すべきだと私は提案いたしますが、この点については教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長

現在飯島町内においては教育委員会には人材データーバンク登録制度というのはありません。今のお考えは大変次世代の子どもを育てるという意味におきましても非常に有用であるというふうに受け止めておりますし、検討し人材登録制度データーバンク的なものを設置していければというふうに考えております。

平沢議員

是非そのような形の中での積極的な取り組みをお願い申し上げておきます。時間も押しておりますので次にいきます。この新たな放課後子ども教室を開設する場合においては、開所初年度に限り必要な備品等を設置し円滑速やかな実施が図られるために、既存施設の改修等又は整備の購入等を行う場合の補助事業として認められております。例え

ば開所備品としてはカーペットやロッカーそれから保管庫、ノートパソコン、プリンターなどなど多岐に渡って記録されておりました。この補助事業は国それから県、市町村、これはそれぞれ3分の1分担となっておりますが、この制度の導入についてのお考えをお伺いしたいと思いますが。

教育長

放課後子どもプラン、放課後子ども広場の国・県からの補助については3分の1・3分の1、町が3分の1であります。その予算の中で進めているものでありまして、子ども広場のために使うものは主に備品等中心になるわけであります。施設等については対象外というふうに認識しておりますので、そこまでの事業補てんということはできない。しかしながら状況によっては備品を、あるいは施設等については検討していくところでありますけれども、子ども広場を予定している田切公民館につきましては今年度耐震診断、耐震補強工事をするというところで施設的な面でのホォローはしていくところでありますが、具体的に国の予算等あるいは国・県の予算をもとに施設ということはちょっと考えておりませんし、目的外だというふうに考えております。

平沢議員

お聞きいたしましたが改修や修繕費等の工事が伴う施設整備は対象外とのことでございます。しかしあの開所備品についてはいろいろ各区ともいろいろ悩みがあるやにお聞きしております。従って教育委員会が窓口になって、これらの備品の調達に便宜を図って推進すべきと考えますが、このような点はどのようなお考えでしょうか。

教育長

どのような備品が必要であるのかということは、これからの進捗あるいは開設予定あるいは既存の子ども広場の実情に応じながら対応していきたいというふうに考えております

平沢議員

確かに進捗状況の中の備品対応ということになると思いますが、私はこの併せて各家 庭ではそれぞれの備品が該当するものがかなり眠っておると思います。これらの備品提 供によって、この事業に参加しているんだというこの自覚を持てるようなこんなような 啓蒙活動はできないでしょうか。この点についてどうお考えでしょうか。

教育長

家で不要といいますか眠っている、そういうようなものを提供ということは大変ありがたいところでありますし、しかしそれは子どもが、果たしてそれを願っているかどうか、子どもの活動に即しているものかどうかということは併せて検討していかなくてはならないところでありますけれども、そのような提供は必要とあらば運営スタッフ、支援員等協議しながら提供いただく、そのような方向もよろしいかなというふうに考えております。

平沢議員

是非そのような形の中で進めることによって、住民の皆様の自覚を促進できると私も 思いますので、是非活動の一環として捉えていただきたいと思っております。

次に放課後子どもプラン推進事業の実施については前段で先ほど現状についてお伺いいたしましたので、これは重複しますので、唯一つこの事業の実施に当たって示された実施要綱がございますね。これに当町での取り組みの整合性について、この点についてお伺いしたいと思いますが。

教育長

この事業は本来は学校の空き教室を利用して、先程も申し上げましたように社会教育の一環として運営することが示されておりますけれども、当町は地理的環境や特性を踏まえて、地域の子どもは地域で育てるという基本理念の下、地域の実態に合わせて地区ごとに取り組んでいただくことが現実的な運営であるというふうに考え、国で示されている学校の空き教室等、その等の部分に考えを寄せて公民館等を利用し子ども広場を設

置しているとそういう方向であります。あくまでも飯島町の特性に合わせた地域環境そ ういう実情に合わせた運営というふうにご理解いただければというふうに思います。 この子どもプラン実施に当ってはやはり一番心配されることは、子どもの様子の変化 や小学校の学校行事とか、この下校時刻、これに尽きると思いますが、これらの変更等

の対応はできるものなんでしょうか、この点についてお聞きしたいと思いますが。

教育長

平沢議員

例えば不測の事態が生じ、下校時刻を早めるというようなことにつきましては、学校から当然支援スタッフのところに連絡を入れ、それなりの対応をしていくというふうなのが一番現実的ではないかなというふうに考えております。

平沢議員

まあ始まったばっかでありますので是非、大事の無いような対応をお願いしたいと思います。それではこの低学年と高学年の通学時間がかなり異なっております。これを統一してスクールバスの利用はできないものでしょうか。これはスクールバスを他の目的に使用することについてはこれは文科省なり運輸局の条件とか規則もあるやにお聞きしておりますが、この本目的のためなら特段問題はないかと私は思っておりますがこの点は如何なんでしょうか。

教育長

スクールバスの利用でありますけれども、現在あのスクールバスにつきましては田切、本郷地区で28名が利用しておりまして、今年度からバスの待ち時間における安全管理も考えまして、田切、本郷の全児童が一緒に乗車しているという状況であります。従いまして子ども広場での利用については乗車定員いっぱいでありまして、通学バスを利用するというのは現実のところでは無理なところがあります。ですので循環バスの利用をお願いし、既存運行の中で利用していただければというふうに考えております。

平沢議員

ということでありますので、例えば田切の場合については40分、50分かかる道程ですので、まああの天候の悪い日などは補助を出してもこの循環バス利用を前向きに考えていただきたいと提案申し上げます。それから天気の良い日は通学道路の周辺の草木また虫や鳥なんかもこれは良い教材になるかと思います。しかし見回り隊を兼ねたサポーターが一人では説明しながら大勢の児童を見るということは大変至難であります。従って取り組みの中で私どものやった昔の道草ですね、これを再現する取り組みを企画構成するのも面白い発想だと思いますが、こういうことについて行政としてのコーディネートはできるものなんでしょうか、お聞きします。

教育長

安全指導の部分もでてきますので、おっしゃるようにですね私としては学校からグループで子ども広場に向かうというのは非常に理想であります。しかしながらなかなか難しいところもありますし、そこのところをですね、例えばサポーターの皆さんが或る地点まで迎えに来ていただいて、そこから合流して子どもたちが公民館なり子ども広場の場所に向かうというようなことは非常に理想であります。で、これについては始まったばかりでありますので、どのような方向がいいのか運営スタッフの皆さんと検討していただければというふうに思っております。

平沢議員

先程来お聞きしておりますが、この広く教育という施策の分野では家庭・学校ばかりでなくて地域ぐるみの子育てを含めた総合的な子育て支援が求められております。

議長

それじゃあ質問を終わります。

時間が参っております。

\* =

平沢議員

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後12時 2分 休憩 午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員

通告に基づき一般質問を行います。よくあの防災訓練の時にあいさつでですね、災害は忘れたころやってくるということをよく耳にしますけれども、私はそう思いません。本当は災害は忘れなくてもやってくるわけであります。それはミャンマーで5月2日から3日にかけましてサイクロンの直撃を受け大規模な被害が発生しておるわけでありまして、続いてその10日後に5月12日午後2時半ころ中国西部の四川省を震源とする大規模な地震が発生したわけでありまして、亡くなった皆様に哀悼の意を表すると同時に被災者の皆様の心からお見舞いを申し上げるとともに、早期の復興をお祈り申し上げるところでございます。それから町長に申し上げますが一問一答方式これで1年が経過いたしまして、議員同士で相談してこの50分の範囲でやろうということで引き続きやろうということ確認されております。従いまして議論を深めるためにも、そちら側ではあらかじめ答弁書を用意してあると思いますけれども、発言者の意をよく聞いていただいて、答弁書にこだわらず率直な答弁を願うように冒頭お願いするわけであります。

さて、第一の課題であります循環バス運行利用の関係でありますけれども、現状の問 題点についてお尋ねをするわけであります。町民の皆さんから大変批判の多い本事業で ございまして、私も以前の一般質問の中でふるさとづくり計画に基づいて、これの事業 は前倒しをして実施すべきであるということを申し上げた経緯がございまして、前倒し をして実施されるよう今試験運転が行われておるわけでありまして、国の財政支援を受 け、現在試験運転を行っていますが、先般町長が6月2日の七久保地区まちづくり懇談 会の中での説明では、この循環バス問題について冒頭のあいさつで触れておりまして、 ということはあまり触れて欲しくなかったから先言ったのかも知れませんが、空の便が 循環しているという現状があるわけでありまして、町長答弁では1台当たり2.2人か ら2. 6人ということでありまして事業変更の研究をしているんだということを述べて おります。現状は25人乗りのバスが3台で、空のときは要するに空気を運んでおるわ けでありまして、二酸化炭素を排出しておるとこういうことでありまして、町民の皆さ んが税金の無駄遣いということで意見が多くあるわけでありまして、このままの状態を もし継続するとすれば、以前にも申し上げましたけれども、高坂町長の命取りの政策に なりかねないということを言わざるをえないわけであります。本年度予算でも約 20,000,000 ほどの税金が使われて町内を走っているわけでありまして、このことについて 町長は実際どう思っているのかお尋ねするわけでありまして、加えて町民のいろんな声 があるわけですけれども、この声をどの程度認識し、また研究していると先に述べてお りますが、どのように研究されているのかについてお答えください。

町 長

それでは竹沢議員から循環バス運行の本格実施に向けた現在の状況等についてその問題点、含めてのご質問でございます。まあお話にございましたように、この件につきましては度々竹沢議員をはじめ質問をいただいておるところでございまして、昨年から試

行運転を開始したこの循環バス、現状といたしましては思いのほか利用者が伸びず、そ れぞれの皆様にご心配をおかけをしておるところでございます。運行状況の検証、改善 への検討を行う中で、途中12月には6路線の統合を再編を行いまして、昭和伊南総合 病院までの直通往復便への改善、他の路線との乗り継ぎのための待ち時間の短縮などを 含めてダイヤ改正を行って路線の見直しを図って、できるだけまあ利便性を上げていく というようなことで改善をいたしました。現在は3路線として昭和病院の運行も含めて やっております。こうしたまあ見直しの結果、1日の利用者数が見直し前に比べてわず かではありますけれども増加をして、3月の定例議会の一般質問にもお答えを申し上げ たとおりでございます。この4月改善した後の現在の平均利用率はその後少し上がって 28.8人まで今きておるというふうに申し上げておきたいと思いますが、そこでまあ この利用される皆さんの大部分が統計上では高齢者であると、と同時にこの利用される 皆さんもしだいに固定化をされてきておるというふうに判断されます。こうしたことか ら見ますと以前はこの社協に運行委託をしておりました福祉バスを利用していただいた 皆さんが、おおかたのこの交通手段として循環バスの方にも利用いただいておるという ふうに考えております。またあの他の市町村のこともあるわけでございますが、民間経 営の路線バスがそれぞれ路線廃止といったようなこと、あるいは撤退といったようなこ との状況の中で、それに代わる交通機関としてこの循環バスを運行を始める理由として おるのに対しまして、町のようなこの当町のような公共交通機関の空白地域の導入が、 どうしても利用者の伸びに直接繋がらない原因の一つというふうに考えております。こ のことは各地でも見られる傾向というふうに捉えておりまして、そこでこうしたことも 踏まえてこの循環バスそのもののあり方を含めて今後の方向付けをしていかなければな らないということでございまして、その検討課題としては今ある路線の再分析をいたし まして、同時にこの、あとでまた質問も出ようかと思いますけれども、デマンド方式の あり方というものをどう捉えていくかというような問題も含めてですね、総合的に町の 協議会がございますので十分検討をして、またこの時期の問題もございますので、ひと つ方向付けをして結論を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

竹沢議員

次にデマンド交通方式の導入と昭和病院線は12人乗りのワゴン車に変更できないかということでお尋ねをします。詳細また後で触れますが、であのちょっと国の動きとかを含めて紹介しますので、そういうことについて意識があるかお尋ねします。循環バスすなわちコミュニティーバスはコミュニティー型の乗り合いタクシーを総称してコミュニティーのバスとですね乗り合い型のタクシーを総称してコミュニティーバスというふうに定義をしておりますが、これはあの国土交通省がそういうように述べております。何故かと言いますと国土交通省自動車交通局長の私的懇談会であります「地域住民との共同による地域交通のあり方に関する懇談会」というのが平成18年1月に発足いたしまして、同懇談会の「コミュニティーバス等地域住民共同型輸送サービス検討小委員会」なるものが同年12月に検討結果を報告をいたしました。これが報告書の全文でございます。で、この小委員会にはですね、あの先進地の自治体として、例えばデマンド交通ではスズラン号を運行しております本長野県の富士見町の五味産業課長が委員に入っておりますし、また埼玉の三郷市、京都の舞鶴市など全国の自治体から3名、他大学教授3名、バス会社6社、交通局長など26名で構成されておりまして、当日の段階で全国で914の市町村がコミュニティーバス等を運転をしておりまして、その問題点が

明らかにされております。うまくいかなかった事例として、運行目的があいまいでほとんど議論がされなかった。2つ目、成功事例のコピーに終始しその地域事情が反映されていなかった。3つ目、住民や商工会など地元関係者の参画が不十分で住民の関心も一過性で愛着不足、また利用者のニーズ把握が不十分、事業主体の関与熱意が希薄であった。などと分析しておりまして、先ほど答弁にありましたように当町ではその福祉バス利用者が継続しているのが実態だということでありまして、こうした国の4つのうまくいかなかった要因というのが当町にも該当するように思います。そこでこの同小委員会はですね、デマンド型のバスですとか乗り合いバスを推進するために、道路交通法の第4条並びに21条を改正をいたしまして、道路法の第4条の許可のみでデマンド交通だとか乗り合いタクシーの運行できるように提言をいたしまして、実はこの法律がですね、昨年の10月から施行されております。こうした動きを町長は認識されているのかということについてお尋ねします。

町 長

この新しい方式でありますデマンド方式、予約型でまあひとつの運行をしていくというようなことにつきましては、最近のこのまあ地域住民の足の確保の一つの方式として道交法の一部改正を伴って出てきたひとつの課題であるということは承知しております。それで今後まあそのことも含めて見直しを図ってまいりたいと思いますけれども、過日まあ課長以下担当の方で県内で先進地とも思われるところをいくつか視察をしてまいりました。なかなかあの掛け声的には非常に理想的に映るわけでありますけれども、内容を報告を聞いてみますとなかなかこれはあの費用対効果の問題と、これを運営していく組織受け皿の問題でなかなかこれはあの簡単なわけにはいかないと、またあの規模等のその地域住民の需要規模というようなことについても非常にあの左右される要素もあるというようなことでございますので、その辺を少しまあ勉強も含めてですね担当課長の方からちょっと報告をさせていただきたいと思いますのでお時間をいただきたいと思います。

総務課長

それではあのデマンド方式ということで視察をしてきましたので、ちょっとその報告 をさせていただきたいと思います。実はあの全国的にも有名であります安曇野市、それ と飯綱町のデマンド交诵ということでございますが、安曇野につきましてはやはりあの 10万人口の規模、それから合併をしたということで、非常にこの公共交通にまあ大き な期待を寄せているという地区でありますので、飯島の規模でいきますとこの先進地の 事例が当てはまるというものではないかということで感じてまいりました。ただあの安 曇野の場合にはもう市の財政を非常にまあ投入をして年間 7.100 万ほど、それから実際に 予約を受け付けるその職員の方が、臨時でありますけれども7人の方が常時ついており まして、それであの予約を受け付けてその地区の運行等を行っていくというようなこと で、非常にあの大規模でありまして、全国的にも視察にくるとこういう話でございまし た。飯綱町につきましてはご承知のとおり合併をして合併特例債によりましてこの公共 交通をまあ考えようということで始まったわけでございますが、ここにつきましては長 野電鉄のバスが実は走っておりまして、ところが乗客は少なくなったというようなこと、 いろいろの経費でバス会社が運行できなくなったというようなことで撤退をいたします。 そうしますと実際に山奥の方から特に学校ですね、小・中学校あるいは高校へ通う生徒 の皆さんが非常に不便になってしまうということで、町の方では合併特例債を活用をし ていい方法はないかということで始めてきたということでございます。それでデマンド

このデマンド交通というのは発車時刻をいくつかに区切ってありまして、9時出発のも のあるいは10時出発のもの、こういういくつか区切ってあります。それで予約をする 方が何時発の予約便をお願いしたいということで予約をされますと、その人の住所によ りましてその地区の何人かが呼び出しがありますとこのシステムでは順番までその間で 決まってしまうとそういうことで運転手の方へそのカードといいますSDカードをお渡 しをして、運転者はそれによって運転席で地図を見ながら運行をして、9時に出発をし て1軒目、2軒目、3軒目というようなことで乗り合いで目的地まで行くと、ただこの タクシーと違うのは時間が確定をしていないというのが一つあります。と言いますのは 今言いましたように、何人も相乗りでございますので、9時に出発しても一番最初のと ころが非常に遠いところでありますと2番目の方は何時に来るかわからないわけですの である程度時間を待っているわけですね、ただあのこれはあの家で待っているというこ とができますので、停留所で待っているのとは違って家で仕事等もしながら待機ができ ると、こういうことが 1 つあろうかと思います。今言ったようにデマンド方式にはいく つもございまして、ほんとに玄関先から目的地まで行くデマンド方式、あるいは停留所 を設定をしまして、その停留所へ出てきてもらってデマンド方式で目的地までいくと、 こういうようないろいろのケースがございまして、まあ飯島町これでどういうものを適 用していったらいいかということは、まあ今後検討するわけでございますが、デマンド 方式というのはそういう方式で運行されておりますのでご報告をさせていただきます。

方式というのは一定の地区を路線を定めずにですね、予約によって走るということでご

ざいます。それでタクシーと違うのはタクシーの場合は呼び出しがありますとすぐとん

でいくといって玄関から目的地までをまあタクシーが運行しておるわけでございますが、

竹沢議員

只今先進地の視察を含めて報告があったところですけれども、そこで提案させていた だきますが、デマンドっちゅうのは辞書で調べますと需要とか要求とか請求というふう に書いてあります。これもあの全国組織がありましてですね、全国デマンド交通システ ム導入機関連絡協議会というのがあります。で、デマンド交通は只今説明ありましたけ れども、住民の方が希望する場所から場所までドア TO ドアの移動をですね定額で提供す るという新しい公共交通サービスでありまして、高齢者ですとか子ども達のいわゆる交 通弱者といわれる方々に対する生活交通の確保、充実策としてまた従来の生活交通に関 する財政支出を効率的に圧縮化するというそういう意味でも貢献しておる制度でありま して、少子高齢化が進展する中で高齢者が気軽な外出ですとか児童、園児、生徒の安全 な送迎ですとかの住民サービスの向上、あるいは地域商業商店の活性化、住民の交流な どに様々な政策課題として役立っているという現状がありまして、事例としては先ほど 視察でご覧になった安曇野市、飯綱町もそうですけれども、富士見町また伊那市も一部 始めました。ということであります。それで車種についてはですね先例もあるので大型 は15人くらいのバスが良いのか、ワゴン車がいいのか、普通車がいいのかも含めて検 計する必要があるかと思います。また本県、長野県もですねこのデマンド交通について は実は推進しているわけでありまして、ご存じかどうかわかりませんけれども、県はこ れを推進しております。それでもう一つ加えて私も提案したいのはその現状の中で昭和 病院に対する利用が一番多いということで、この部分は別で考えるべきだというのが私 の提案でありまして、これはあの私10人乗りのワゴン車でいいかなと思ったんですけ れども、担当者に聞きましたらですね最高一番多いときに11人乗ったそうでありまし

て、そうするとワゴン車じゃあ運転手を入れると10人しか乗れませんので、これはだめだなと、15人くらいのバスでということが必要かと思いますが、これはあのその今のダイヤ方式でなくてですね、あらかじめ病院に行く人は何時行くとかいうのが分かっているので、あらかじめ登録制にしていただいて、それであの利用するという電話予約であらかじめ登録してあるということでやったらどうかということでございまして、前段のデマンド交通の意義というか効果あるいは全国的、本県の動きについても紹介しましたし、昭和病院の路線は別枠でどうかということで提案いたしますがいかがでしょうか。

町 長

今あの国土交通省の交付金補助をいただいて実証実験という形で前倒しして、中期総 合計画の一つの根幹事業の一つとして実施をしておるわけでありますが、それであの年 次計画の中で試行運転、それからバスの購入の問題、本格実施というまあシナリオが描 かれて実施計画に盛ってあるわけでありますけれども、今ここに来たこのデマンドの分 をこれから見直し、循環バスそのものをまあ全体を見直していくことの中で、導入する という前提ではなくてですね、この町に果たしてそのことが規模からいっても、それか ら経費対効果等のものあるいはその需要がどうだろうかというようなことも慎重に判断 をしながら、ひとつのまあ選択肢の中には入れることも必要かと思いますけれども、あ らかじめ導入を前提という検討ではないというふうに考えております。それからお話の ございましたこの昭和病院へのコースは全体の中で約60%が昭和病院の路線の中で乗 っていただいておるということで、これはまああの一方で昭和病院総合病院のこれから のまあひとつの地域医療の確保といったようなことも含めてですね、町も同じように力 を入れていかなきゃならないということの中での交通手段ということでありますから、 できるだけこれは重視していきたいというふうに思っております。でまあそうしたこと の中で当初計画では27人乗りのバス3台というものを、補助を得て購入していく前提 でありますが、これは大幅にどうも見直す必要があるという認識でございます。

竹沢議員

はい只今の答弁よくわかりました。それで一つはこのまちづくり交付金ですけど、この事業変更が求められるわけでありまして、9月までに可能かということで、あの私が思うには先程から事例で申し上げていますように、元々ですねこれは国土交通省がまあ一生懸命推進しておる事業でありまして、そのための補助事業ですから自動車交通局の考え方からいきましても、この変更っちゅうことは十分国も理解してくれるんじゃないかというふうに思うわけでありますが、そこら辺の見通しと、もう一つはですね、その振り出しに戻ってね、もともと福祉バスを廃止して循環バスに移行しようとして今試験しておるわけですけど、振り出しに戻して福祉バスについても一つの選択肢なんのわけですよね、それも含めて検討すべきだということも含めてこのバス関係について総括的答弁を求めます。

町 長

この国交省の実証実験、当然まあ陸運事務所が窓口になってお願いしてやっておるわけでございますけれども、一応この9月に見直し協議というのが日程上決まっておりますので、今後十分なるその原点に返ったかたちの中で協議を重ねて、8月の末までには一定の方向、決断をするということを再三申し上げてまいりましたので、そのように進めてまいりたいと、その選択肢の中でいろいろ考えていくということでございます。お話にございましたこの福祉バス従来の、これを発展的に解消をしてより利便性の高い複数便を持った循環バスということに切り替えて試験を始めたわけでありますので、まあ

この反省をいろいろ踏まえて、ご意見の中にはいろいろ懇談会等出てみますと前の福祉 バスの方が利便性がよかったというような声も聞いております。でそれもまあおっしゃ るように選択肢の一つということも含めてですね、総体的な見直し検討を進めていくと いうのが今の考え方でございます。

竹沢議員

それではあのバスの課題につきましてはあのまだ日数はありますので、町長部局において十分検討されると同時に例の委員会を含めて、多くの住民の皆さんの声が反映できですね、地域住民の足が確保できるそういう制度に是非なるように実現できるように心から切望するところでございます。

次に2つ目の課題であります。税の電子申告、クレジットカード納税であります。国 税はですね例えば所得税だとか法人税など電子申告が現在できるようになっておりまし て、全国の県ですとか指定都市を中心に電子申告制度が導入され始めてきております。 で、市町村税の電子申告につきましては18年1月から13の政令都市でサービスを開 始しておりまして、電子申告できる内容ですけれども飯島に置き換えると法人町民税で すね、それから固定資産税の償却資産の申告、それから各事業所からの社員が退職した りいろいろすると来ますが、個人住民税の特別徴収の異動申告書、それから給与支払い 報告書などが電子申告できるようになっております。役場の方へ今日お聞きしましたら、 役場の職員関係かこれは現在はあの上伊那情報センターで給与支払い報告書が出たもの を電子でデータで送ってきて、それでそのままいるのでメールのやりとり等がなくて、 出来ているということですし、一部事業所ではフロッピーとかコンパクトディスクかな そういうものの媒体を使ってやっているというようなこともお聞きして、徐々にはその 電子申告的な制度も動きつつあるわけですけれども、これはその地方税の特性上ですね、 納税者それから税理士、税理士法人等々は複数の自治体へ申告しなゃあいけないわけで ありまして、そういう意味で現状この電子申告を横文字でエルタックス (eL-TAX) とい うふうに言うんですけれども、エルタックス (eL-TAX) ね、利用者の利便性を向上する ため全国の市町村に対してそのエルタックス(eL-TAX)を通じて一括して申告できる状 況が望ましいことから、利用者からも強い要望が寄せられている今日であります。これ もですね組織がございましてですね実は、社団法人地方税電子化協議会というのが平成 18年9月に発会しておりまして、まだまだ少ないですけど47都道府県、それから1 5の政令指定都市、最近では秋田市、相模原市など64団体が加入しておりまして、申 告件数は27、211件というふうになっております。ということで自治体側のメリッ トとしてはメールのやりとりもないですので、後その入力するとかねそういう作業を含 めて無いために経費が節減できるということと、電子で情報が行き交いしますので個人 情報の保護とこういうメリットがあるわけでありまして、全国的にはまだまだこれから という段階ではありますけれども、飯島町で先駆けておやりになるつもりがあるのかど うかお尋ねいたします。

町 長

税の電子申告あるいはまあクレジットを利用しての納税というようなことに関しまして、先ずこの町の法人町民税の電子申告の道ができないかどうか、こういうご質問でございます。税金の電子申告は平成16年からまあ国税それから所得税、法人税、消費税等を対象にインターネットを利用して申告ができるようになりました。正にまあこの分野は情報化社会の中でもう加速度的に進められていくこの分野だろうというふうに思いまして、今後とも町の地方税につきましても積極的にこれは取り組んでいく課題である

し、またそう努力していかなきゃならんというふうに基本的には考えております。でそ の国税のまあイータックス (e-tax) に対しまして地方税はお話にございましたように社 団法人の地方電子化協議会というものが設立をされまして、法人の住民税あるいは固定 資産税の償却資産を対象に推進が図られてまいりました。地方税の申告にしてもいわゆ るお話にございましたエルタックス (eL-TAX) でございます。この導入の費用に対しま して今のところまああんまりあの国の方の補助等のメリットは受けてないわけでありま すけれども、お話にございましたように全国47都道府県の中では15の政令都市と3 市の導入にこの辺で留まっておるということが言えるんではないかなというふうに思い ます。そこで住民税のこの年金からの特別徴収が、先の税法改正のなかにもお話しまし たように、21年の10月から開始をされます。社会保険庁等と市町村との間で電子的 に情報のやり取りが当然まあ必要になってくるわけでございます。このために国でもこ のエルタックス(eL-TAX)を活用したシステム整備を是非まあ検討して取り組むように というような動きだろうと思います。そこでまあ町はこのシステム整備に合わせて法人 町民税等の電子申告についても前向きに、これは他の町村に乗り遅れないような形の中 で当然まあ上伊那情報センターの共同処理というような問題も出てまいりますので、連 携して進めていくように努力をしてまいりたいと思っております。

竹沢議員

前向きな答弁で今後期待をいたします。続いてですね、あの通告書にあの本県は開始 したというふうに書いてしまいましたが、あのこれ誤りですけれども、コンビニの収納 の関係でですね、実は皆様ご案内の宮崎県の知事であります東国原知事が全国に先駆け て自動車税のクレジットカード納税を昨年初めまして、本年は佐賀県ですとか熊本県、 香川県などが取り始めて話題に載っておるわけでありまして、こうした制度をどうかと いうことを提案するわけであります。制度の内容についてちょっと説明いたしますが、 クレジットカードによると例えば自動車の納税ですけれども、納税者の利便性の向上を 図るためのものでありまして、銀行ですとかコンビニに行かなくてもですねパソコンや 携帯電話で24時間いつでも納税が出来るというのが売りのものであります。これはパ ソコンや携帯電話からYAHOOの公金サイトにですね接続をいたしまして、案内に沿 って自分のとこへきた納税通知書の納付番号ですとかクレジットの自分のカードの番号、 支払い方法などを入力するだけで自分の手持ちの現金がなくても納税できると、こうい う仕組みでありまして、カード会社へですねこの例えば自動車税ですと何万とかかるん ですけども、これを分割して払うこともできるとこういう制度でありまして、手数料は 300 円かかりますけれどもその後にポイントが一部還元されるとこういう制度でありまし て、現在制度としてはビザカードとマスターカードの2つができることになっておりま す。そこでその先般これは信濃毎日新聞に報道がありましてですね、ふるさと納税につ いて先程の議会で当町も税条例を改正しましたが、長野県と伊那市がこのカード決済い わゆるクレジットカードへふるさと納税すなわち寄付をですね、できるように制度を開 始しました。ということでどうですかっちゅうことで、参考に申し上げますが長野県で すけどねこれはね、お聞きしましたら、そういう取り組み遅れとって申し訳ないと、で、 今年からやっとそのコンビニ収納もできたところで、今後において県としてもそのふる さと納税の方のクレジットカード化を今年から始めたので、自動車納税の方も今後早期 にやりたいというふうに県の税務課の自動車税担当者がおっしゃっておりましたけれど も、それはそれとしてですね、こういうものは時代の趨勢でですね、じきこうやってき

町 長

ます。あの何時おやりになるか時期のことはともかくとしてですね、そういう制度、伊那市も今度やるわけですので、ふるさと納税ですね、これを含めてこのクレジットカードによる納税の方式を検討することはいかがか提案しますがお答えください。

宮崎県のこの自動車税の納税を例にしたご質問で、クレジットカード納税、これを検 討して導入の方向を考えたらどうかということであります。お話にございましたように この分野につきましても平成18年度の地方自治法の改正、あるいは関係する財務例規 の改正によってこの道が開かれておるわけでございまして、非常にまあ収納経費等にも メリットがあるということでございますが、全国的にはまだまだこれはあのなかなか浸 透しておりませんでして、今言うようにまあ宮崎県他いくつかの例が散見される程度と いうふうになっております。これもまあ当然先程の電子納税とともに時代のこの情報化 の中で進んでいく分野であると、また手法であるというふうに考えております。そこで あの町では平成21年度中にはこのコンビに納税を可能にするように今取り組んでおる ところでございまして、これはまあ着実に計画どおり進めてまいりたいと思います。で あのクレジットの例、長野県税としても自動車税の例もあるわけでございますけれども、 取り組みもあるわけでございますけれども、岡谷市がこの自動車税、軽自動車税だと思 いますが、納付の試行をしておるということで、どうもお聞きしますと2~3%収納税 率がいいと、率がいいというようなこともあるようでございますので、町といたしまし ても今後まあコンビニ収納と並行してですね、この研究も先程の電子納税とも併せて一 つの収納体制手法として前向きに検討していきたいとこういうふうに思っております。

竹沢議員

そうですねあのコンビニ収納も私も以前に予算の特別委員会かなんかで質問して、そういう方向性をお聞きしておりましたのであえて申し上げませんでしたが、それらも含めて申告の問題それから納税の問題について、利便性が上がって適正な申告と収納率が上がる、そういう対策をまた今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

3つ目の質問であります地球温暖化対策ということで、あの実は冒頭ですが正副議長から提案がありましてですね、私ども議員こういう議会の時に昼食をはさんだ場合にね、自宅へ帰らなんで出前の弁当でもいいし、弁当を食べて家を往復しないということをやろうという提案がありまして、今日8名の議員がそういうことをしました。で計算しますとですねCO2が28キロ削減されまして、金額でですね片道8人で28キロ片道ね、そうすると往復56キロですね、これでガソリンで72円で計算しますと1,013円の金額が節減できます。というふうにこれから提案することもそうですが、問題意識をもってやればそのできる課題があって、それがその小さなね田舎の飯島町でやることはささやかなことだけど、それは洞爺湖サミットでね偉い人がいろいろ議論するのも結構だけれども、住民がそういうことを参画して広げていくっていうことが大事だということで、いくつかの事例を提案いたします。

最初にそのマイバックですけどこれをその住民組織を立ち上げてできないかということを申し上げます。町長も確かご一緒じゃなかったかと思いますが、去る3月16日の日に伊那市で上伊那広域連合のゴミ問題シンポジウムがありましてですね、このときに駒ケ根市の〇〇グループの皆さんから報告があって、マイバックの推進だとか生ごみの家庭での処理などの取り組みの報告があったところであります。お隣の駒ケ根市では買い物袋持参運動というのを推進しておりまして、推進協力するお店が70店舗ございます。で、自営マーケットではエコ買い物かご、マイバスケットというのを導入しており

まして、これがですね我が家でも使っているマイバスケットというやつでありまして、 これを使いますと10回行くとポイントで100円だったかな、安くしてくれるとこうい うのでありますけれども、まああの、いいちゃん袋もあるしまあいろいろあると思いま すけれども、要はそのなんだレジ袋をもらわないというようなことですね、そう取り組 みをやったらどうかということでありまして、この取り組みをやるのについてですね先 ず飯島町の商店街で、駒ケ根では70店舗そういう協力店がありまして、なんらかの恩 典があるんですけど、町内では何店ばかそういう協力店があるのかお尋ねすると同時に、 住民協働という意味で町内の昔よりは婦人組織とかそういうもの少ないですけど、例え ばいいちゃんまちづくり協議会ですとか複数ある子育ての例えばプチママとか子育てサ ークルだとかそういうところに呼びかけてですね、飯島町におけるマイバックの推進の 組織を立ち上げて、ごみの減量化二酸化炭素の排出を筆頭に取り組むことを行政が指導 して組織化することが必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、駒ケ根市に おきましてですね、地球にやさしい生活の宣言というのを平成16年10月23日に行 っておりまして、地球に優しい買い物運動というのを提唱しておりまして、消費者の皆 さんと商店などの事業者によるいわゆる住民協働の取り組みをやっておりますが、こう したことを飯島町もやった方がいいんじゃないかなと。それでマイバックを利用します と年間で約、二酸化炭素58キロ削減できるということが関係者の方では言っておりま す。それからご存じかと思いますけれども、環境に優しい取り組んでいる消費者のこと をグリーンコンシューマーといいます。それから事業者のことをグリーンカンパニーと いうふうに言っております。そういう意味でこの町民の皆さんをですね賢いグリーンコ ンシューマー、いわゆる環境に優しい消費者そして環境に優しい事業者としてのグリー ンカンパニーにする行政責任があるのではないかというふうに思いますが町長の見解を 求めます。

町 長

地球温暖化対策の推進、具体策に関係してのエコバック等の推進に含めてのご質問で あります。この環境問題に対する基本的な考え方、正に竹沢議員のおっしゃったとおり で、全く同感でございます。この件に関しましてはあの後日最終日の全員協議会におき まして、町がこのほど作成をいたしました自らまあ行政がその考え方・方向を示して、 住民の皆さん方にもひとつご理解をいただいて、全体としてこの地球環境を守る、繋げ ていきたいということの中で計画をしておりますので、細部につきましてはこの段階で は申し上げませんけれども、この環境問題というのは地球規模で考える問題であり、そ のことはやはりわれわれ足元から一歩ずつ身近な小さなことからの積み重ねによって、 これが地球規模の環境維持に繋がるとこういう基本的な考え方でございます。そしてま あこうしたあの取り組みで得た情報あるいはまた経験を地球温暖化対策に向けて、町民 や事業者の自主的な取り組みを図るなどして、今後町は強力にまあ推進をしてまいりた いということでございまして、そこでまあ身近なことの一つとしてエコバックのお話が ございました。かつてまあ商工会の女性部の皆さん商工会等でもPRをいただいて、エ コバックを販売をしていただいた経過がございます。それから役場行政の立場におきま してもこの設置してありますいいちゃんグッズの中にもエコバックを置いてお求めをい ただいておるということでございまして、平成14年度から設置をしてございます。当 初まあ14個ほどの1年間の販売量であったものが、現在昨年ですか91枚くらい売れ てお求めいただいておるというふうで、だんだんまあこの職員や住民の皆さん方の温暖

化に対する意識の表れというふうに傾向としては思っておりますけれども、まだまだこれはとても十分な対応ではございません。それでまあ今後かつてまあこのたび作成した町の新エネルギービジョン計画等も含めてですね、この新たな考え方を8月を目途にして具体的なエネルギービジョンの推進委員会を立ち上げまして、そこでいろいろと具体的な取り組みについてご協議をいただくということで今考えておるわけでございます。で具体的なその取り組みにつきましてはこの推進委員会ということでありますが、やはりこの実戦部隊と申しますか身近なそれぞれ取り組んでいただくこの組織団体にこのことをお願いして進めていくことが是非とも必要であるというふうに思っておりまして、一番はやはり各地域からお願いをしております環境衛生自治会というのが、この環境問題ごみ処理等の一番の実践担い手で今やっていただいておりますのでこの組織、それから耕地の女性部、耕地の健康推進員、更にはいいちゃんまちづくり協議会、商工会女性部と、まあいろんなあのこれに取り組んでいただいておる団体もございますので、これらを十分連携の中でこの協議会、それから実践計画の推進の中で連携して取り上げていただいて、きめ細かくひとつそのことを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

竹沢議員

只今答弁ありまして、まあ環境自治会はじめいくつかの女性の組織と含めて取り組んでいくということありますので、お隣の市でも頑張っておりますので是非負けないように取り組んでほしいと思います。

それではあの次に家族で取り組む方法について提案いたします。ただ今も答弁ありま したけれども、以前の一般質問で私の方から地球温暖化対策の指針に関する法律の第8 条に基づいて地方公共団体としての町が実施計画等を策定するべきだということを申し 上げたわけでありまして、今議会の全協ですかで後刻報告があるということで、この取 り組みに対する積極的な姿勢について高く評価するところであります。これと関連をい たしましてですね、町民家族ぐるみで行うその二酸化炭素削減の行動について提案をい たします。これは環境省が既に提案をしておりまして、全国であちこち取り組みがなさ れております。それであの役場でもやっていますけども、10の項目がありまして国で 示しているのは、一つはいわゆる冷暖房の関係でクールビズですとかウオームビズなど であります。これが環境省の試算によればこれを年間通してやりますと33キロの二酸 化炭素の削減ができまして、年間で1,800円以上の削減ができるということであります。 先程議員の取り組みについてお昼休みなどしましたが、例えば週2回往復8キロの車を ですね運転を止める。私がちょうど片道 4 キロくらいですけど、それを町長さんも8キ ロから10キロ、「さん」と言ったのは訂正いたしまして、2日間やりますとですね年 間で184キロ金額で9.200円節減できるというふうに国では言っております。この他に あのいろいろ電気器具であらかじめ主電源を入れておいてそれをボタンを押すと作動す るそういうのがありますね、待機電力のこれを50%削減するとか、シャワーを使うの もですね体を洗っているときだけお湯にして、お湯を流しっぱなしにしないようにする とか、わが家でもやっていますがお風呂のお湯は洗濯に活用するとかね、それからテレ ビの番組をのべつまくなしじゃなくて、見たい番組を決めて見るとか、そうしたことを やることによってですね、この10項目全部紹介しませんが時間の関係で、やると二酸 化炭素年間で736キロ金額で40.700円削減できるというふうに環境省は示しておりま す。そこでこうした取り組みは全国的にはですね例えば甲府市なんかもそうですけれど

も、子ども達に関わってもらって家族ぐるみでやる取り組みがあります。そこで教育長に提案いたしますけれども、飯島町こうした事例を含めて飯島町独自の二酸化炭素削減の目標も作ってもいいと思いますが、夏休みの課題にして児童生徒が事前にこうしたことの勉強を先ずしておいてですね、家庭で一人でひとつの目標でいいからそれを設定して実践する、それで休み後に自分たちで何キロの二酸化炭素削減できたか報告し、研修しあうといったような取り組みですね、またこういうのをきっかけにキッスリエコクラブなどを創設してそういうクラブの活動の中でそういう取り組みをするとか、いったことはいかがでしょうかと思うわけであります。

近隣の宮田村のですね西保育園、これは伊那毎日の記事で報道がありましたが、今年の5月7日にですね「地球を救えエコレンジャー」ということで西保育園の園児年中年長かな、この衆達がその日替わりでエコレンジャー、あのよく怪獣と戦う戦士ですね、あれを結成してあのゴミの分別の再利用だとか、整理整頓のパトロールだとか、仲間で当番制でやっているということで、年長年中各組一組3人がレンジャーに変身してですね、あの大袈裟に言うと何だ、あのチョッキの透き通ったあのビニールのチョッキがありますね、あんなようなものをこうに扮装してですね当番でやっていましたが、そういうこともあるようであります。ということであのこうした取り組みについて教育長いかがでしょうか。

教育長

議員から具体的な提案をいただきまして大変ありがたく思っております。学校におけ るあの二酸化炭素削減にかかるエコ活動でありますけれども、まあ前段でちょっとお話 しをさせていただきますと、手近なところでは電灯のスイッチをこまめに切ったり、あ るいは冬季間のストーブの温度設定を20度にするなど、まあまたごみの分別、アルミ 缶の回収等身近なところでやっているわけであります。またあの教科や道徳、特別活動、 総合的な学習の時間などにも関連した学習に取り組み、環境に子ども達を意識を向ける というのは当然ながらやっているところであります。でそこであの今いただきました夏 休みの課題としてはどうか、あるいはあのエコクラブとまではいかないにしてもそのよ うなことはどうかというようなお話でありますが、これから夏休みを迎えるわけでそれ ぞれ学年に応じて計画を立てるところでありますが、そんなところも学校の方にも期待 するものであります。こういうことがですね、家庭にあってもこう取り組んでっていた だくことは私も望むところであります。私はあの環境教育というこう大前提といいます かまあ大きく構えるのではなく、基本的な生活習慣をですね送ることこそ誰でもできる 環境教育ではないかなというふうに考えております。夜更かしをしない、例えばまあ教 育委員会でも提言しているわけですが早寝早起きをするということ、それから開けたド アは閉める、水道の水は流しっぱなしにしない、自然のサイクルに合わせた生活を送る ことこそ親子で話し合って、そのような生活をすることこそ一番実効性のある環境教育、 あるいは二酸化炭素を削減する家庭にできる行動ではないかな活動ではないかなと思い ますし、これこそ教育的な意味や価値があるように私は思っております。まああの議員 の提案も踏まえて是非各家庭においてもですね、地球温暖化対策に関心を持って通して 決まりよい生活スタイルを築いていただくよう、家族ぐるみで日常的な取り組みをして いただくよう期待しております。以上です。

竹沢議員

以上で発言を終わります。

### 議 長

#### 1番 森岡一雄 議員

1番 森岡議員

それでは通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。先ず第1点といたしまして、町の機構と区の位置付けについてお尋ねをしたいと思います。町長は本年度の施政方針の中で協働のまちづくりを大きな柱の一つとして掲げられております。住民の意向により自立の道を選択して4年を迎えました。しかし協働のまちづくりへの道のりはいまだ遠しであります。町長2期目に入りいよいよ自立の道の確立を求められるところであります。これは議会としても同じであると思っております。そこで私は3月議会では自立への推進体制について更なる充実を問いました。今回は自立の主体者である地域組織と行政の関係について、自立のまちづくりの基本のところでありますので一歩踏み込んで考えてみたいと思います。そこで飯島町では行政と地域組織の関わりについて、区会、総代会の二重構造の中、区長総代会として招集し町の事業説明や重要課題について協力を求めてきました。その結果地域にあっては困惑や事業推進も少なからず影響も出ております。前々より心配していたことでございますが、そんな事態もあるわけでございます。このことについて今回4地区の陳情としても町と議会も出されておりますかお聞きをいたしますが、区と耕地についてどのように位置付けられておりますかお聞きをいたします。

町 長

森岡議員から町の機構と区の位置付け、まあ一部耕地等も含まれるかと思いますけれ ども、この自治組織との位置付けのことで、どういうまあ行政としての考え方位置付け として捉えておるかということでございます。先ず初めに各区並びに各耕地、常日頃か ら町への行政のご協力大変まあご理解をいただいておりまして心から感謝を申し上げて おる次第でございます。ご質問のこの区の位置付け的な問題でございますけれども、町 におきましてお話のございましたように条例などあるいは規則などといったようなとこ ろでもって、この明確な位置付けはしてなくて、この歴史を重ねてきておるわけでござ います。特にまあ区につきましては、各区の規約等から拝見いたしましても各耕地等と の連携協力の中で、区民の皆さんを構成員として生活の向上や地域の活性化を図るとこ ろにまあ任意の組織団体として組織をされ、長い歴史を重ねてきておるということでご ざいまして、地域のこの生活向上、地域の活性化を第一義に図ることを目的に、共にま あ地域住民が支え合って魅力のある地域にしていこうというふうで、頑張っていただい ておるこの住民自治組織であるというふうに認識をいたしておりまして、当然の事なが ら区長さんはその地域を区会を代表する代表する立場というふうに捉えております。で、 区と行政につきましてはまあ従来も条例などにはこだわらずいろいろ議論もあったわけ でありますけれども、昔からの信頼関係の下に連携協力関係を基本にして区・耕地が行 政に大変まあご協力をいただいておる、で、区・耕地自治組織としてこれに対して行政 としてもできる限りのこのご協力をしているこのそれぞれの関係にあるわけでございま す。まあこの点につきましてもあの各地域の 4 区の規約なんかも拝見いたしましても、 そのことがまあほぼまあ明記されておるということでございまして、特に七久保の規約 等を拝見しますとこれが耕地組織との連携もまあ明記をされておるというような一歩進 んだ捉え方でも見ていただいておるということでございます。でまあそれぞれいろいろ あの時代の流れも変わってまいりました。協働のまちづくりをしていくための実際の地 域づくり委員会も、この区っていうものが中核実践的なまあ牽引役として、まあ考え方

は別組織というふうな、なろうかと思いますけれども、切っても切れないこの立場の中 でやっていただいておりますので、町といたしましても現在、今申し上げたことを基本 にして、今後とも区や耕地との連携協力関係を図ってまいりたいというふうに考えてお るところでございます。ちょっとあの時間をいただきますけれども、かつてあの森岡議 員には平成17年の6月の議会の折りにほぼ同じこのご質問をいただいたように記憶を しております。そこで出たご意見としましてはこの、なかなかあの行政と区とのパイプ がもうなかなかこの明示、明確なものもないと同時にですね、区と耕地の関係がなかな かこれもまた2階建てみたいな感じで捉えておる、いざ防災対応というような問題に対 しましても、この区長さんが直接耕地総代さんなりその耕地に対しての招集権だとか指 揮権だとかいうものが乏しいために非常にこれはあの一朝有事の場合には機能が出ない んではないかというような心配もしております。まあこの辺につきましては新しい防災 計画の中できちんと位置付けをして、連携をとってまあ自主防災組織というようなこと も中心にしてやっていただいております。それからもう一つあの例として資料もいただ いておりますけれども、宮城県の角田市の資料も見していただいて、ここにまああのか なり古くから自治行政区長としての位置付けをして、その他にまた区というものが設立 をしておると、30数年経った今もそれがまあ機能をしておるんですけれども、なかな かこの協働のまちづくりをしていく上に似たようなことを境、隔てない、このどこが区 域で境でということがいろいろとあの反省材料として今、市の方の見解として出てきて おるようでございますので議員十分ご承知のことかと思いますけれども、そうしたこと も含めて今度4区からの統一要望が出ておりますし、それから私もよく連絡協議会の折 りにも出席をしていろいろとあのご意見、考え方も聞いてまいっております。で、かつ て今の中期総合計画を策定するときに、この区の位置付けというものをどう位置付ける かということが大変大きな議論のテーマになりまして、いろいろやってみましたけれど も、森岡議員も一構想委員として参画していただいておりましたが、結論が出なくてで すね、今日に至っております。近々また新しいこの地域総合計画の策定をしてまいりま すので少し状況が変わってきておると思います。協働のまちづくり具体的な地域づくり 委員会としての取り組み、いろんなメニューがあるわけでございますので広くまた議論 をいただいてですね、少しまあ中・長期的な視野に立ったうえでのこの区の位置付け、 耕地との連携というものを議論していただくように行政としてもまた取り組んでまいり たいとこのように考えておるところでございます。

森岡議員

ただ今は町長から区に対するお考えをお聞きしました。確かに17年先般も同じ趣旨の質問をしております。しかし今日までの経過の中で一歩進んだというような感は私には持っておりません。いろいろと複雑となってくる中、区の受け止め方耕地の受け止め方ということもだんだん複雑になってまいりますので、改めてここでもう一度問うわけでございます。

少し歴史を紐解いてみまして区と耕地の成り立ち、そんなところから入ってみたいと 思うわけですけど、明治以前のまあこの村っていうものは自然の集落を基礎に地縁的な 生活共同体で大小様々でありました。まあ当時としても飯島町と呼びましたこの地域、 石曽根村、田切村、本郷村、七久保村、そうしたものが存在しておりました。そして明 治維新、廃藩置県、戸籍法の制定などで小町村の合併勧告が明治22年にでました。飯 島、田切、本郷が合併して飯島町となりました。七久保も明治14年片桐村から別れて 独立、昭和24年には日曽利が南向から分村して飯島と合併、また昭和31年には飯島 と七久保が合併して新飯島町が誕生し、50有余年今日に至っております。これで分か りますように合併以前はそれぞれの地域や村で生活に必要な自治が行われてきました。 合併を繰り返すたびに自治の単位が広がり大きくなってまいりました。そして地方公共 団体しての位置付けられ、町や村の行政を司ってまいりました。その中で耕地について は地縁的な生活共同体の中から生まれてきました。余談ではありますが耕地という飯島 町の名称は、自分たちが耕作し生活する範囲を耕地と呼んだと、昔、土地の古老から聞 いたことがあります。私の住む上の原耕地は新開地で大正10年に誕生をいたしました。 耕地規約には本耕地は「協力一致を旨とし高徳円満の美風を重んじ住みよい耕地づくり をもって目的とする」と明確にその位置付けがされております。他の耕地の規約を確認 してありませんが大同と思います。さて区についてでありますが、飯島区は明治22年、 市町村制施行に伴い明治23年に飯島区会を設置以来、幾多の変遷を経て今日に至って おります。昭和62年規約規則の改定整備行われ、その後いく度かの改定が行われ今日 に至っております。規約の内容を見ますと、1つに飯島区の管轄範囲を設定しておりま す。2つにそこに住む者を区民という区民の定義がされております。3つに区は財産の 保全及び環境整備の充実等に関する事業を行うということで、水利権の保全、用水路の 維持管理、区有林区有地の維持管理、消防施設の新設管理等が挙げられております。で、 区の業務執行のために区会を結成すると、区の重要な協議機関として耕地総代会を設置 する、区民の権利としては財産の平等、義務としては区費、労務の提供などが記されて おります。 先程、町長は七久保は少し違うと言われましたが、七久保区は昭和31年の 飯島町との合併条件として七久保に任意の区を敷くと、このようにして今日の七久保区 があると思います。田切、本郷については確認をしておりませんが、概して区の特徴と いたしましては各区一様に区有地あるいは区有林等の財産を有し、保全管理また産業と しては当時農業主体のために水利権や用水路の維持管理に大きなウエートが持たれてい ました。その後時代の変化と社会の多様性の中で区の有り様も、先程町長の言われると おり変わってまいりました。このようにどちらかと言えば財産区的な色彩の濃い組織で あります。それが時代とともに変わってきました。特に昭和60年代に入りますと町の 道路行政にも深く関わるようになりました。その後の行政需要の増大に伴い、区との関 わりが更に大きくなり今日に至っております。しかし基本的には区と耕地は一体のもの ではありません。そのため諸行事所事業を進めていく中で違和感っていうかいろいろと 不都合な点も出てきておりますのが現実であります。私はそのところの整理が必要かと 思います。行政が一体としてまあ慣行どおりやっていけばいいじゃないかという扱い方 には、いささかこれからの新しいまちづくりをしていくには無理があるのではないかな とこんなふうに思っておりますが町長いかがでしょうか。

町 長

区あるいはまあ耕地、従来は部落と称しておったこのそれぞれの自治組織がそれぞれの時代の変遷を経て、また地域のいろんな特色風土というものに馴染んだ形で時を重ねて現在の姿があるということだろうと思います。まあ今の言葉で言いますと、その共助の協働のまちづくりの共助の部分をまあ担っていただくことを既にもう明治の時代から取り組んでいただいておるということであるわけですけれども、まさに時代は変わってまいりました。従来、基本構想審議会なんかでも議論をしたこの区や耕地の関わりについて、返ってこの歴史の流れの中に自然に順応する形で、それにまあ協力信頼関係を築

く形でいいんではないかというような議論もございましたし、なかなかこの行政需要それから地域の要望といったようなものが複雑多岐になってきて、従来の区、耕地だけではとてもそのトップに立つあるいは役員の皆さん方、非常にまあ重荷でもう押しつぶされそうになってしまうというようなこともあり、また行政も事あるごとにまあ地域にお願いをしてというようなこともあるもんですから、なかなかあの従来どおりの物差しではいけないなあということは十分承知をしております。ただこの辺の議論をですね、ここそれじゃあ半年1年かけてやって、新年度から方向付けをしていくということでなくてですね、十分これはまたこれまでこの歴史を重ねてきたこの一つの足跡があるわけですから、慎重にまあ議会の方の議論も私も見守ってまたお聞きしてまいりますけれども、いろいろ総合的にしてやはり次の10年、中長期的な一つの取り組の中で、基本構想審議会の中で十分ひとつ議論をしていただく課題であろうというふうに私は今捉えておるところでございます。

森岡議員

私がこれから申し上げようというような形の中で、考え方はだいぶ似たお答えをいた だいたわけですけれども、確かにまあ区と耕地とは違うんだと、町はもうちょっとどう かしろと言って区が協力できんとか、耕地が協力できんと、そんなことを言い出しても 大変なことであり、町といたしましても行政執行には耕地や区の協力が欠かせるもので もありませんし、また自立のための自助・共助の確立のためにも行政と町民の連携は十 分必要であり大切であります。只今町長も話もありましたが、歴史の中に築かれてきた 耕地や区の体制を一朝にしてどうこうということはできません。しかし現在の区長総代 会という行政運営には問題があるのではないかと思うわけであります。そこで私は行政 と区と耕地のあり方について、町長も言われましたように、是非研究検討の必要がある と考えます。研究検討の場を設置してこのことについてより深く研究検討をして前へ進 んでいただきたいと、このままでいいんだということではなくしていただきたいと思い ます。と言いますのも私は次の防災関連の質問のために、全員ではありませんが多くの 区長さんと今回話をしました。そこで感じましたことは、今地域は大きく変化している と、雪崩のように何かが崩れているということを感じました。ライフスタイルの変化、 少子高齢化、まあこれだけを申し上げただけでいろいろな中身が出てくるわけでありま す。それによって何が起こったかと、支えあう力、またこれを地域力と言いたいのです が、その支え合う力、地域力が昔のことを思えば非常に落ちてきているということであ ります。そんな中で総代さんは非常に苦労をしてその業務に就いております。まあ安易 な形の中で区長、総代役職の名前の上から諸要請をしていくということは自立の道を遠 ざけるものであり、地域の実情をしっかりと知って対応をしていっていただきたいと、 そのような意味からも是非関係者集まり、どうしたらいいかと、どこに問題があるんだ と、どんな悩みがあるんだと、いうようなところから入って、皆がすっきりとしてこの 行政に協力できるような形をつくっていくことを提案したいと思います。いかがでしょ

町 長

お話ございましたように、まあ将来的な位置付けにつきましては十分時間をかけて議論をして方向づけをする必要があろうかと思いますけれども、現時点での従来の考え方だけでなくてですね、今この置かれたこの特に協働のまちづくりの中での自助・共助・公助との役割分担の中で、その真ん中である共助に占めるこの位置付けというものは大変重要でございます。その如何によって協働のまちづくりがこの地について前進できる

かどうかと言っても過言ではないくらいのウエートだと思いますので、まあ現時点では この代表である区長さん方、それからまた耕地総代さん、これはまあ毎年交代されるも のですからなかなかあの長期的な議論というわけにはまいりませんけれども、今でもま あ防災対応の問題やらそれから一部の年間の町の行事をお願いするまあ区長総代会等も 通じたりしながら、その片鱗はやっておるわけでございますけれども、十分またその辺 も心してコミュニケーションをとりながら将来の方向を議論していきたいというふうに 思っております。

森岡議員

その共助の部分が非常に弱くなっておるんだということですね今、よく実態を地域の 実態見ていただきたいと思います。共助を強くしなければならない、その支え合いのと ころが非常にこの弱くなってきておると、まあその事例は後に申し上げたいと思います けれども、そんなことでありますのでこの件についてはしっかりとまた認識をいただき たいと思います。

それでは次の防災関係についてお伺いをいたします。今年も早、入梅の時期となりました。災害の発生しやすい季節となったわけでございます。世界的にはミャンマーのサイクロンや中国四川地震と想像を絶する災害が報じられてまいりました。被災された方々には謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。数年来国内においても大きな災害が起こっております。飯島町においては幸いにもこういった大きな災害もなく経過いたしております。それ故か危機感の甘さや危機感の欠如といったことになっていないか心配されるところであります。特に災害時にはリーダーの指揮が明暗を分けるものであります。そこでリーダー的立場になります役場職員の職場における防災訓練、あるいは地域における自主防災会長等のリーダーに対する教育や育成はどのようになっているかお伺いをいたします。

町 長

2つ目のご質問であります防災対策、この中で特に災害時の現場のリーダー、町の職 員も含めての自主防災会等その指導者たる考え方の部分のご質問かと思います。若干こ の最初に防災対応への考え方について少し述べさせていただきたいと思いますが、冒頭 お話にございましたようにこの度のミャンマーのサイクロン、中国四川省の大地震、本 当にあの胸の痛むことでございまして、改めてご冥福とお見舞いを申し上げる次第でご ざいますが、当然のことながらこの住民が安心安全に暮らすための取り組みとして、防 災対策これはなによりも優先して安全な地域づくりを目指さなければならないというこ とでございます。先程竹沢議員の質問にもございましたが、災害は忘れたころにやって くるということでなくてですね、忘れないうちに最近の災害は起こるんだというような ことを私も機会あるごとに申し上げておるわけでございます。特にまあ日本のこの自然 災害に対する地形的地理的な要素を考えますと、防災体制一刻も猶予ならない課題であ るというふうに捉えて、町も重要施策の一つとして新年度予算も含めてこの位置付けを しておるところでございます。そこでまあひとたびこの大規模な災害が発生したときに は、この被害の拡大を防ぐにはどうしてもこのわれわれも行政も含めた、まあ言葉で言 いますとこの公助の部分にあるわけですが、国・県それから町の対応、当然まあこれは あの中央からのいろんな情報や司令やということの中で取り組んでまいりますけれども、 限界があることはもう、そのとおりでございまして、非常にあの、ごく早期の実効性の ある対策ということは非常にあの公の部分ではなかなか難しいということがございます。 自分自身を自ら守るというこの、まあ言葉で言うとこれも自助という形になりますけれ

どもこれは当然のこととして、普段からこの地域の状況を十分知とっていただく、また 顔を合わせておるこの地域近隣の人々が集まって、お互いにこの協力をし合いながら防 災活動を組織的に取り組むこの姿勢、いわゆる言葉でいうとこの共助という部分になる わけでございます。この辺も先程のお話のように歴史的にこの部分は非常に結束をして、 結び付きの中で地域というものは守られてきたというふうに私も思っておりますけれど も、これからもこれがどうしても必要だということだと思います。で、こうしてまあ自 助や共助や公助が有機的に繋がることによって被害の軽減を図ることもできますし、そ してこの地域が協力して支え合う一つの協働のまちづくりにも繋がっていくということ でございます。そこであのご質問でございますこの一朝有事の場合、あるいはまたその 事前の対応を含めての現場のリーダーの育成の問題がやはり欠かせないこととしてある わけでございます。具体的にはまあ役場の初期対応等の行政の立場ももちろんございま すが、この自主防災組織の部分が非常に大きなウエートを占めてくるということでござ いまして、まあ町の従来からの考え方でいきますと、この組織率はまあいろんな形がご ざいますけれども、ほぼ100%の自主防災組織であるというふうに思っておりまして、 各耕地の組織イコール自主防災組織というふうに末端にはなっておるわけでございます。 それで同じように区それぞれにもこうした考え方で、区長さん中心に組織をされておる と、まあしかしながらこの運営や活動においては温度差がございまして、高齢化や昼間 の活動要員の不足の問題、それから活動に対する住民意識の不足の問題、そしてリーダ 一の不足といったものが指摘をされておりまして、お話があったとおりでございます。 まあこうした課題は自主防災組織の悩みでもあり、組織活動あるいは人的物的資源の不 足や、日常や災害時の活動で大きな様々な問題に、そしてまあ重なってまいるというこ とでございますので、今後のこの自主防災組織の展開としては、区の組織や近隣の組織 が連携を密にして、そうした対応する課題の解消に向けて、災害に対するこの備えをす るということと同時に、消防団を始めとする様々な地域活動団体との連携を図りながら、 地域の全ての力を結集した取り組みがどうしても必要であると、そのための自主防災組 織の必要が求められるということでございます。その中にはこの特にリーダーの果たす 役割というものが伴ってくるということでございますので、今後十分その辺のところを ひとつ育成する手立てを考えていかなきゃならないというふうに思っております。それ でまあ具体的にはこのリーダー育成の問題につきましては、県で進めておりますこの自 主防災活動支援事業ということの一つの中に、防災アドバイザー養成事業というのがご ざいます。県の委嘱によりまして町と県との共同によって、それぞれの自主防災組織の 充実強化あるいは活性化に必要な支援を行って、地域の防災力の向上を図ってまいるも のでございますので、今後ともそうした県政の出前講座等も参画いただく中で、そのリ ーダー育成・養成には県とも協議をして意を注いでいきたいというふうに考えておりま す。で、当然のことながらこの初動的な情報収集それから災害時の対応については町の 職員の果たす役割というものが重要であることは申し上げるまでもないわけでございま す。現在町の職員の災害に対する初動マニュアルというものの作成ができましたので、 今後はこの災害を想定してのマニュアルに従った訓練、机上訓練、実地訓練等も重ねな がら万全を期していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

森岡議員

町長からは総論的なお答えをいただきましたが、このことは総論で論じておることではなくて具体的なこの身近にある一つ一つからもうやっていかないと大変なことであり

ます。まあ自主防災のことにもついてでもありますが、その前段で役場職員のこの訓練ていうか<u>教育</u>ということはこのところやっているのかどうか、実は町長は留守でしたが今年の3月議会の折りにも、ここの庁舎の警報機がしばらく鳴っておりました。まあこれは警報機が鳴ればすぐさま飛んで行き、何があったかとこう見るのが当然ですが、なかなかそれが長時間にわたって続いており、対応が適切ではなかったような、後ほど報告がありましたが、であります。で、機械の操作も出来ず教育長が飛んでいって止めとったと、まあ実際それが大きなことになれば大変なことであります。いくら良い機械を備えても操作ができないようではどうしようもないし、その辺のことを町長は知っているか、またその後において職場での対応ということについて今日までの中にやって来られたかどうか、これからマニュアルが出来たでそれによって進めていきますじゃ、災害はマニュアルどおりに待っておってくれませんので、その辺はどうですかお聞きいたします。

町 長

その折りに後でその状況を報告を受けまして、すこしまあ緊張感が欠如しておったということを指摘しながら、職員にこれが本番であったならばとんでもないことになるということを申し上げて、注意を喚起して意識改革をするようにということで伝えたところでございます。今後ともそうしたことのないように十分訓練に生かしていくということでございます。

森岡議員

まあそういうことでありますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。それから 自主防災の今は自主的には耕地総代さんですけれども、こうした耕地総代さんのお考え 感触を聞いてまいりました。まあ原因は先程も町長も言われたように 1 年任期というこ とで、なかなか慣れておりませんので、いろいろな仕事がば一ときた、まあ災害に遭っ たときどうしたらいいかってまあそこまで直ぐ考えが及ぶ方と及ばない方、準備の出来 る方と出来ない方、まあいろいろな理由があります。中には真剣にマニュアルを見てど うしたらいいかと、あそこが災害危険場所だと、こうだああだとそういうふうにしてお られる方もおりましたが、まだそんなことは考えたこともなかったというような意味の ことを言われた方もおります。またライフスタイルが変わるっていいますか、まあ今は あのみんな勤めていますので、耕地総代でありながら昼間は勤めていて留守になると、 留守が心配だと、まあこういういろいろな意見がありましたが、概しては皆さんまじめ に考えとっていただくんですけれども、さあどうするって、それはマニュアルを配って あるじゃないかとこういうことではなくて、4月、今まで言うと区長・総代会ですか、 それでも別の機会でも任期当初に、まあこういうもんだと一から、皆さんまじめにどう したらいいかと思っているんですから、くどいようですがこんなふうにしてくださいっ ていう、これがひとつは大事なことじゃあないかな、まあ県の指導を受けてどうのこう のも結構ですけれども、一番初歩的には任期当初にこういうふうにしたらというアドバ イス的な指導っていうことは必要じゃないかな、こんなふうに思います。本当にあの格 差があります耕地によって。で、まあこれは弱点と言いますとまあ今日まで黙ってきた ということは、災害がなければことはそれで終わってしまう、やってもやらなくても、 というこういう、いくら準備をしても万全の準備をしています、でも災害がなければそ れが表へ出ないんです、やっていない人とやった人と結果としては同じに見えてしまう、 そういうまあ弱点というかまあ盲点ということもありますので、なかなかこのことが進 まないっていうことがありますけれども、一朝という時にはほんとに現場の人が指揮を

取ってくださるっていうことは大切でありますので、皆さん真剣に考えているからそういったところへ支援の手を伸ばしていただきたい、まあこのように地域格差を是正して地域の安全を確保していくというのが行政の役目と考えますがいかがでしょうか。

町 長

お話のとおりでありまして、いろいろの地域によってもまた取り組みによっても格差が温度差があるということはあろうかと思いますけれども、まあいくらマニュアル的にこう徹底してもですね、一朝有事の場合の災害形態というものはもう予期せぬこの状況に流れるということでありますけれども、やはり基本は統一したものでもって徹底しておかなければならないというのが先ず基本だと思いますので、任期が1年で変わるとかいうことなしにですね、年度当初に、区長・総代会等も年度当初行いますけれども、この反省の上に立ってまたそうした、マニュアル的にはもう十分地元に届いているわけですけれども、それを如何に会得していくかどうかというその部分だものですから、今後一応まあ徹底をするような冒頭年度始めの中でお願いをして、それをどうまあ消化していただくかどうかはまたそれぞれの地域の取り組み方次第ということになりますけれども、町の役場の立場としてはそのような形でまたひとつ努力をしてまいりたいと思っております。

森岡議員

それでは次に災害時の要援護者支援対策についてお尋ねをしたいと思います。このことについては過去何度かお尋ねをしたり提案をしてまいりました。特に災害弱者といわれる病人やお年寄りの対応につきましては、一昨年より社協、民生委員が中心となり耕地対応の中で支え合いマップが作成されました。本年で3年目に入り全地域に出来たとこういうことであります。で、これは社協で進めておることではございますが、生命財産を預かるまた行政としてこの辺のところについてどのような実態を掌握しているか、まあ1つとして飯島にはどのくらいなこのまあそうしたときに必要な要援護者がいるか掌握されておりますか。

分からなければ分からなくて結構です。

町 長

あのちょっと私の立場で今掌握しておりませんけれども、担当課長の方でお答えできれば、わからなければ。

森岡議員

はい、いいです。

中村住民福祉課長。

住民福祉課長

自分のほうでもちょっと承知しておりません。

森岡議員

議長

まあそれが実態であります。私が確認した、前も申し上げたもんでだいたいは人数は分かっておるわけですけれども、初期登録、まああのマップを作るときに本人から希望をね出してもらって、この人たちが私が手挙げ方式でやってきてますけど、それが112人、でまあそれ以外の人たちもおりますから言ってみれば概要に言ってみれば100人から120・30人っていう人達が、災害のあったときにすぐ手を差し伸べてやらなければならない方が飯島中におるんだとこういうことであります。まああのこのことは社協に、まあ町長もお忙しいもんでいちいちそんな数字まで知っておるというわけにはいきませんけれども、これは後で質問をいたします行政と出先機関あるいは防災関係とそれから福祉関係、そうしたことの連携は非常に大事ではないかな、まだその今おっしゃったことで全てではありませんけど、そうしたような大事な数字すらつかんでいないっていうことは、これはまあどうかなと思うわけであります。更にもう一つこれでお願いするっていうか申し上げますと、先程も話がありましたけれども、マップは確かに全

耕地へできました。だけれども出来ただけでは意味がないんですよね、それがどのよう に実際のときに動いていくかっていうことであります。マップの作製イコール支え力で はありませんし、先程もお話のありましたように自治会組織の結成、自治会組織が10 0%結成されるとイコール自治防災力ではない、組織ができても力ではないっていう、 その辺それをどう活用していくかっていう非常にこれ大事になってまいります。で、マ ップにつきましても毎年更新をしていくというか見直しをしていく必要があるわけであ ります。これも耕地によってまちまちであります。お聞きしてみると、もうある耕地で は関係者を集め、真剣にそのことについて時間をかけ更新の会合を持ち、社協へも写真 入りで報告書を持ってきて、私のところはこうやっていますと、今年はこれに力を入れ ていきますなんてとこもありますけれども、他の方は忙しくて出来ないとか、前年には 2月頃やっておったとか、気にはしているが手が届かない、これも非常にこうばらつき があるわけであります。でそうした内容的には形の上ではできているけど内容的には大 変だというのが実態であります。で、それについてもどのようにしていくかその人達へ の、まあ言ってみれば地域の自主性に任せるのではなく、それについてのサポートとい うものも当然必要ではないかなと、こんなふうに思っております。そんなわけで私の思 いを一方的に申し上げましたが、先ほどお聞きいたしましたように大事なことは現場と 行政との連係プレーというものは非常に大事であります。防災局と福祉局の定期的な協 議の中でそうしたもののサポートはできないのか、やるべきだとそんなことの設置につ いてどのようにお考えかお聞きいたします。

町 長

災害時の要支援対策、120名ほどのその支援対象者がおられるということ、数字を 申し上げられなくておったわけでございますが、改めてそうしたことを頭に置きながら、 この平常時における防災部局と福祉部局、このことがまた地域の防災力につながってい くというお話でございまして、その協議の場の設置はどうなのかということと同時に、 今地元に届いておりますこの支え合いマップ、社協との連携の中でという関連でござい ます。先に策定をいたしましたこの町の防災計画の内容を受けて、災害時の要援護者対 策マニュアルというものを平成20年度中に作成をすることとしております。この要接 護支援対策マニュアルは平成16年に新潟中越地震とそれから19年の中越沖地震、こ の 2 つの地震災害から教訓を得て今全市町村で作成を進めておる、要援護者の避難の問 題、あるいは安否確認の問題等について民生児童委員の活動とともに地域あるいは近所 同士の助け合い声かけ等、緊急時のお互いのまあ対応をできるだけまあスムーズにいく ように対応づくりをすることを目標としておりまして、今その作業に着手をしておると いうことでございます。まあその計画を作ってそれでよしということでは決してござい ませんので、これらにつきましては今言った安否確認や声かけといった安否の避難の問 題も含めて、この現場の避難者カードというようなものを実際に作成して、身体状況の 把握あるいは最近のこの体験から防災当局と福祉部局との連携による対応というものを 軸にして、町だけでなくて各地域においても定期的な協議の場を設けていくということ で現在も町の内部の福祉部門と社会福祉協議会との連携を深めておるということで進め ております。それからあの支え合いマップ、これもまあ3年前から取り組んでいただい て、ほとんどまあ全耕地これが出来て今、地元管理でお願いしておるわけでございます けれども、やっぱりこれも時代とともに時とともに内容の変更対応を迫られてまいりま すので、実施をしていただいた主体は社会福祉協議会でありますけれども、十分今のこ

の福祉部局との連携の中でサポート体制というものをつくっていくということで、これ も今取り組んでおるところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

森岡議員

時間でありますので途中でありますが切りたいと思います。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時30分といたします。休憩。

午後 3時12分 休憩 午後 3時30分 再開

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。 7番 宮下 寿 議員

7番 宮下議員

それでは通告に従いまして本日最後の質問者でありますが質問をしてまいりたいと思います。最初に保育園の安全安心について伺います。子ども達は町の宝、その中でも小学校や中学校に比べはるかに弱い立場にある小さな園児を抱え、また職員の大半が女性で防犯面などに大きな不安を抱える保育園の安全確保を考えるときに、当町の飯島、東部、七久保の保育園の子ども達の安全安心を守るために不審者の侵入や災害など緊急時の対策や通報システム確立に向け、行政としてどのような対応を行っていますか。今回は通園中においての安全面ではなく、実際に保育園に居るときの安全面に対し危機管理という部分で、どうなっているかという観点で伺いたいと思います。

町 長

それでは宮下議員の保育園の安全安心対策のご質問でございます。町内3園、保育園の安全対策につきましては、この通園する交通安全の対策の面も含めて町を挙げて取り組んでおりますけれども、特に今回のご質問、不審者対策等に絞ってのご質問でございます。現場のいろんな取り組んでおる問題でございますので、このことについては教育長から答弁を申し上げながら、またいろいろと対策の予算面もあるわけでございますので、今後とも安全対策のためには精いっぱいの財源手立てをして努力をしてまいりたいということを、冒頭私の方から申し上げておきます。よろしくお願いします。

教育長

それではあの宮下議員の保育園における安全・防犯についてのご質問にお答えします。その前にですね、これと関連した事案がありますので、大変具体的でありますので先に報告がてらお答えしたいというふうに思っております。昼のニュースでもご覧になった方もおられるかと思いますけれども、今日の11時昼前ですか、飯田市の切石の簡易郵便局に外国人風の強盗が押し入ったと、で、この通知は教育事務所から各教育委員会宛に発信されたものでありまして、こういう情報についてどのように対応したかということを一つ例として説明をしたいという意味でご紹介します。で、犯人が逃走中であると、で逃走経路によっては上伊那、諏訪方面にも可能性があり、子ども達に被害が及ぶことも考えられると、そこでそれぞれの管内における保育園、小学校、中学校に十分な対応をしてほしいという事務所からのメールであります。12時2分に発信されているものでありまして、それを教育委員会で受けまして保育園、学校へすぐ指示を流して対応を考えていただきました。先ず保育園でありますが、保護者が迎えに来るまで鍵を締めて園児を出さないという対応をとりました。飯島小学校でありますが3時15分に集団下校という対応をいたしました。七久保小学校は3時に1年から3年までを職員が引率を

して下校をする、4年生から6年生までは4時に同じように職員が引率して下校すると、中学でありますがまあ発達段階に応じて生徒を返す中で職員が地域内を巡回に回り、下校指導に当たるということであります。併せて防災無線を使って地域にこのことを周知し、同時にページング放送で連絡をしたという対応をこの事案に対してしたところであります。以上でこの事案についての町内の対応であります。

それではあの宮下議員の質問に対してでありますけれども、緊急時の通報システムにつきましては不審者の侵入など職員室のボタンを押すことで警察署と役場に通報が入るとともに、園においてはスピーカーでサイレン放送ができるというものを設置しております。この4月に小学生が不審者に遭遇したことや不審者の今申し上げたような事案の起きる可能性もある、それから侵入等のよその事案を見聞しまして、町内の保育園、小学校には以前通報システムを検討してきた経過があります。およそ300,000円の費用が必要であるということで、現在財政と協議をしておりまして、設置の方向で検討しているところであります。事案ごとの対応については冒頭の具体的な事例でその臨機応変に対応しているところであります。システムについては以上申し上げたようなことを考えているところであります。以上です。

宮下議員

只今最初に教育長の方から言っていただいた事件の件、ちょうど私も用がありまして、 家の方に帰ってニュースを見ておりましたら確かにそういったことがあり、多分外国人 の方でっていうようなニュースだったと思います。その後のことがちょっとわかりませ んでしたが、迅速な対応をされたということにおいては非常によかったなと、早く犯人 が捕まってほしいなという思いでいっぱいでございます。それであの今教育長がおっし やった通報システムの件ですが、私が最後まできちんと見なかったせいかちょっとわか りませんが、その基本的に3園にあるのは火災に関するシステムだと思います。あのか なりこういった大きな板で、でそこの横に119番の通報っていう形であったと思いま す。でそのそれ以外というのは園の中に放送をする機械なのかここにマイクがあると、 いう形の中で見ると今おっしゃったボタン一つによって110番されていくっていうシ ステムはちょっと私を見あたらなかったんですね。そして先生にお聞きしてもあんまり よく分かっていなかったんです。正直なところ。決して先生を責めるわけではありませ んが、なぜかっていうと今のような事件もありますし、昨日ですかまた辰野町の方でも 不審者が出たということで、まあいろいろ昨今いろんな形でそういった事件があるわけ です。田舎だからあり得ないということはもう通用しない時代ではないかなと、そうい ったことを考えればやはりそのやるに越したことはない、出来ることを出来る限りのこ とをするということはホントに必要なことであると私は思いますし、やり過ぎというも のは無いのではないかなと思います。で、危機管理っていうのは今更私が言うまでもな いことではありますが、今言うように起きてからでは遅い、起きない方が良い、起きて ほしくないと思うわけです。しかし起きてしまった時のその対応、方策をどのように事 前にできる限り想定をし、その対策を練ってどう準備するかということではないかと思 います。それには当然マニュアルなども必要になってくるわけですが、先程の質問の中 にもマニュアル、マニュアルという言葉が出てまいりました。しかしこのマニュアルを 実行するための訓練がどの程度行われていたかによって、やはり少しでもスムーズな行 動がとれるか否かということではないかなと思います。先程も森岡議員の方から3月の 議会の全協の時にですねそのお話がありましたけれども、やはりその火災報知機があの

ときもやはり作動をしてやはりこの庁舎の中にアナウンスが流れたわけであります。今 さっきと同じようなことを言っているのでまたかというような顔をしないで聞いてくだ さいね、そのときにやはり会議が中断をされました。で、成り行きをやはり伺っており ましたけれども、ちょうど考えてみますとあれは確定申告の最終日の辺りでしたかね、 ですのでかなりやはりそういった方もこの庁舎の中にいらっしゃったわけであります。 そういった部分においてやはりあの状況を思い出してみますと、そのどこでっていうの は特定されたけれども、結局その機械それをまあリセットっていうんですかね、あのア ナウンス等のリセットするという部分がなかなかうまくこう操作できなくて、何回かこ う同じように繰り返されてなんだかもうまだ消えないのか、どこで燃えているんだとい うふうに思った一般の方たちが多いのではないかなと思うわけです。そういうように考 えますとせっかくマニュアルもある、それで一応はこういうふうだよっていうのをやっ たにもかかわらず、まあ人間ですから忘れてしまうこともあるでしょうけれども、やは りそういった部分の機械の操作もやはりきちんと把握していないっていうのはやはり危 機管理の甘さといえば甘さではないかと思うわけです。こういったことからも先ほども 申し上げましたが、準備していくことにやり過ぎということはないと思うわけです。ま してや自分たちではどうしようもない立場の園児たちを守るためにそこまでやる必要は ないということはあり得ないと思います。先程も教育長の方から300,000円くらいかかる んではないか、それで予定で設置の方向に行っていただいているということであります が、これはちょっと内容的にどういったものをお考えになっているかお答えできるので あればちょっとここでお答えいただきたいんですが。

教育長

かつて概算したところで 300,000 円の機器を検討したということであります。そのシステムの具体的な内容あるいは範囲については次長の方から答えさせていただきます。

教育次長

具今質問の警察等への通報システムでございますが、これにつきましては本体がまあ事務所なりに1カ所ありまして、それから通報ボタンが複数置くことができます。で、それを押すことによって直、県警の通信指令センターへそれが飛ぶという形で、そこにはもう全て登録してありますので、例えば飯島保育園でその通報がされたというような形で通報が入ります。でそれで誤報のこともありますので県警の指令センターから逆信で入ります。でそのときに誤報の場合は誤報でしたという形でお答えすればいいんですが、実際の場合はそれがない場合はもうすぐ近隣の所轄のそれぞれの警察署からパトカーが出動するというようなそういうシステムです。それと合わせて関係する役場、教育委員会そういったところに併せた同じような形での通報がされるというそういう自動システムでございまして、これについても年1回なりそういった訓練が設置後はされるというようなことを聞いております。でまあ設置費については先程も言いましたけれどまああの今あの設置にかかる費用、リース等でまあ契約しますと1園当たり月6,500円くらいで入るんじゃないかという形で見積もり等はいただいております。でこれにあと保守管理料が若干かかるわけですが、そういった形での機能を持った設備ですのでそんな形よろしくお願いします。

宮下議員

今あのそのシステムの内容をお聞きしたんですが、私もそのちょっとその通報システムのものをちょっと情報を仕入れましたのでちょっとお聞きいただきたいんですけれども、ここにちょっとあるんですが、これあの社名は言いませんが、ある電話会社のワイヤレス型緊急通報装置っていうのがですね、これ平成15年の2月の下旬から販売を開

始したそうです。で、そのカードサイズで携帯しやすい通報装置の子機ですね、それと最大その子機5台をワイヤレスで接続可能な通報装置の親機ですね、これから構成されていると、で万一の場合にこの子機からの簡単なワンタッチ操作で110番ですね、へ通報可能な他、110番以外にもあらかじめ指定された通報先に発信することが可能であると、そしてこの品物は社団法人の神奈川県防犯協会連合会の推奨品となっているそうですが、価格的に言いますとまあ設置料とかは別ですけれども、親機が一応税別で160,000円くらい、そして子機が1台約30,000円ほどだそうです。一応これはちょっと私が調べた時点ではISDN回線のみにまあ対応しているということなんですけれども、あのまあこの部分においてもですね総体的に設置料とかっていうとどのくらいかかるかっていうのはありますが、こういったものも販売されているようですので、まあそういった部分においてもですね比較検討をしていただいて、どうせ設置してもらえるんであれば先ず良いものであることに越したことはありませんが、まああの費用的な部分も考えた中で検討をしていただけたらいいなと思っておりますのでご検討をよろしくお願いいたします。

そして後ですねあの通報される場合そのまま行くのはいいんですけれども、その園内の中だけでですね処理されているっていう時を考えたときに、あの3園とも住宅と隣接をしておりますよね、そういった場合にその隣接している住宅の方々にこの知らせるっていう意味も込めて、例えば赤色の回転灯ですとかサイレンみたいなもの、そういったもののシステムっていうのは考えていないんでしょうか。

そのようなあの具体的なことについてはですね、どういうものが最善であるのか、先程次長が答えました通報システムを含めてですね、どういうものがよろしいのか、赤色灯を設置したが誰も見ていないという状況があれば設置した意味もなくなってくるわけでありますので、総合的に検討しながらどういう方向がいいのかということを今後考え検討していきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても通報システムについては設置の方向で考えているっていうことをご理解いただきたいというふうに思います。

それでは総合的に判断をしていただいて是非早い設置をお願いしたいと思います。ちょっとその機械ということではありませんけれども、今度は職員の皆さん、それから子ども含めてですね、その不審者の侵入があったときのその対応の訓練というのをですね、どの程度行っているのかお聞きいたします。

お答えします。保育園における不審者の対応につきましては長野県保育連盟で作成いたしました、保育園における不審者対応安全管理マニュアルというものがございますし、当町でも作成しました不審者侵入への保育園対策マニュアルによって対応し、定期的に避難訓練をしているところであります。先程あの宮下議員のところでご質問の中にマニュアルにということがありましたが、マニュアルに全て委ねることは危険だと思っておりますが、しかしマニュアルをですね軽視することは更に危険だというふうに考えておりますので、一応このマニュアルに基づいて定期的な避難訓練を実施しているところであります。更にあの消防計画に基づく訓練でありますけれども、各保育園ともに月1回災害と安全対策を想定してですね実施しておりますし、不審者を想定した訓練は各園とも年に2回行っているところであります。また日常的でありますけれども緊急時にはあらゆる通報機器を使用する、それから保育士には笛の携行、首に下げて実際やっている

わけでありますけれども、また各部屋にはブザーの設置等、それから普通電話や有線などをですね、あらゆる情報機器を利用することを前提にした訓練をしております。今後も継続的に実施して園児の安全確保を優先に的確な対応ができるよう努めております。通報システムの導入については先ほどお答えしたとおりであります。まあ職員もこのように努力をしておりますし、どんなに囲いを作っても塀を築いてもシステムを購入してもですね構築してもですね、あるいは訓練を行っても不審者の侵入は万全なものではなくてですね、行政も全てをカバーするには限りあるということを是非ご承知いただきたいというふうに思っております。以上です。

宮下議員

まあ防災等々については月1回、不審者等については月2回程度の定期的な訓練をされているということですけれども、その実際やっておられる職員の保育士の皆さんのこの訓練に対しての反応といいますか、あるいは思いといいますかそういったものをお聞きになったことはございますか。

教育長

質問の意図が十分理解できませんけれども、それは事業の成果としてでしょうか意識でしょうか、いずれにしても具体的な訓練についての職員の当然反省は訓練ごと行っているわけであります。それに不全なものがあれば教育委員会システムとですね、あるいは施設等について万全でないところがあれば教育委員会の方に提案があるわけでありますけれども、その訓練についての個々の感想というのはそれぞれの行事の中で当然職員会議等で行っているわけでありますが、それについては今のところ教育委員会としては掌握はしておりません。

宮下議員

まあ今趣旨があまりよくわからないということで教育長の方からあったわけですが、 やはりあの実際の場面に立ち合ってしまうというのは基本的には保育士の皆さんだと、 そういった時にそういった訓練をされているっていう部分において、やはり今おっしゃったように反省だとか、こういうところが不具合だったとかっていうのは当然まあ出て くる話であると思いますし、まあそういった部分でやはり私としてお聞きしたいのはそういった中の反省の中で、教育委員会の方に保育士さんの方からこうして欲しいとか、 そういった要望みたいなものっていうのは上がってくるかっていうことをちょっとお聞きしたかったんです。

教育長 宮下議員 具体的には上がってきておりません。

今のところ具体的には上がってきていないということですが、まあ極力そういった部分ですり合わせをしていただいて、とにかく子どもの安全のためにご尽力いただきたいと思います。保育園の関係につきましては以上とさせていただきます。

次の質問事項でありますが地震防災対策特別措置法改正案による学校耐震化法案成立に向けてということですけれども、町長もご存じのとおり中国の四川の大規模な地震によって校舎倒壊による児童の犠牲が相次いだことを受けた対応で、全国の公立の小中学校施設の耐震化事業を促進させるために、国庫補助率を引き上げる改正案が今国会で成立をする見通しとなったという報道がありました。その内容については補強事業の補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げると、そして地方交付税の拡充と併せ、地方自治体の実費負担分は3割程度から1割程度に軽減されるということです。全国に約13万棟ある校舎、体育館のうち大規模地震による倒壊の危険が高いとされる約1万棟が補助率引き上げの対象となる見通しだそうです。文化省の調査ではこの長野県内の小・中学校においては平成19年の4月時点で耐震化率が66.9%、耐震診断済みが

教育長

宮下議員

以上です。

教育長

89.8%となっています。当町におきましては町長はじめ職員のいち早く行動によりまして、平成14年度から子ども達の安心安全のために耐震化事業が行われ、19年度で終了となったわけでありますが、ここで改めて敬意を表するものであります。この先日出てきました新聞記事をこう見た時にですね、先ずまだまだこの耐震化が思うように進んでいないんだなあとこういう実感と、当町は進んで実行したわけですが、今全体として進まない状況から現状から今になって補助率を上げるというのは、それはわからないわけではございませんが、先にやった方が損をするというようなちょっと、これは一般的に考えてですね不公平感を持ってもおかしくないんではないかなと、これはホントに一般的に考えた場合です。そういった場合先ずお聞きしたいのはこの飯島町におけますこの耐震化事業に対しての事業総額、それから補助金総額、起債の総額、補助率等がどういうふうになっているのかお答えください。

町 長

それでは2つ目のご質問でございますこの地震防災対策の特別措置法改正案に対する 町のこれまでの取り組み状況と、見解の問題でございますけれども、ご承知のようにこ の全国の小・中学校、耐震化がまあなかなか進んでおらないという状況につきましては 今ご説明のあったとおりでございまして、特に今度の四川省の大地震を受けて国も急き ょこの促進を図るための一つの財源手立てをもって図るということに動いてまいりまし て、国庫補助率を引き上げるというのが一つの中心になるわけでございますけれども、 この問題についてはあのねじれ国会の状況の中ではありますけれども、異例なスピード 審議がされまして、6月の6日に衆議院を通過、そしてつい昨日参議院で可決成立をし て成立をしたわけであります。それでまあこの一般的に学校施設は児童生徒の学習生活 の場としてだけではなくて、災害時には地域の人々のこの応急的な避難場所としての役 割も果たすということでございまして、町もそのような位置付けでまあ対応をしておる ところでございます。それでまあ飯島町ではお話にございましたように、この有利な財 政支援に併せて地震特別措置法に基づく地震防災緊急事業5カ年計画を策定をしまして、 平成14年度から飯島中学校を皮切りに取り組んでまいりました。全て昨年までで七久 保小学校まで終わっております。それでこのまあ財政措置でございますけれども、国の 方ではこの地震財特法、いわゆるこの地震強化地域におけるこの緊急整備にかかる国の 財政上の特別措置というこの法律が別にあるわけでございますけれども、従来事業費の 3分の2が補助対象であったために、この度の改正内容と同率な補助であったことは事 実でございます。一部あの町単独の部分は違った補助率の適用も改造部分ではございま したけれども、で残りの3分の1につきましては起債と一般財源を財源として実施をい たしました。そのうち起債の約2分の1が交付税算入と、ちょっとまあ財政上の仕組み で恐縮でございますけれども交付税算入されておりますので、全体事業費の構成として は町負担は約2割という形になっております。従ってあの今回の法改正によりまして自 治体負担が実質1割という形になって半分になる、後年度負担を含めて、こういうまあ 結果になるわけでございまして、まあこの率如何、起債のこのものを差し引いた負担の 度合い如何にかかわらず、まあ町としては平成14年度から取り組んで終わっておると いうことでございますので、まあその一方では早く安心したこの校舎で勉強ができて子 ども達も既に卒業していったというようなこともあって、その役割は果たしたというふ うには思っておりますけれども、この財政上のこの厳しい状況の中でご質問にあります この不公平ではないかということでありまして、確かに私も心情的には同感でございま

すけれども、ただこの国の補助政策というのはその時々の経済状況や社会状況によって 大きく変わってまいります。町もまあ特に伊南行政あたりの昭和病院の建設時には8%く らいの高率な起債でもってまあ事業をしたために、いまだにその負担が厳しいためにな かなか経営状況も厳しいというふうになるわけでございまして、もうそうしたこの時代 時代の取り組む施策によってもいろんな形があるわけでございますけれども、で、今回 の法律改正でこの遡及適用があれば別でございますけれども、どうもそうした姿は見え ておりませんし、この率が下がったからという理由で起債の減額などを要望することは 今までの例から言って極めてまあ難しいというのが実態でございます。そうしたことも 過去にはいろいろ政府資金や民間資金も入れて、負担率を減額したうえでの繰り上げ償 環というようなことも地方自治体としては要請してまいりましたけれども、なかなか開 けなくてようやくまあここへきて一部そうした動きが出て、今予算の中でもそうした取 り組みをしております。で、今回もまあこうしたことの実際の補助については地方交付 税の拡充によってこのことがまあ実現をしていくというふうになると思われます。まだ 具体的な内容まいっておりませんけれども、それで不明でございますけれども、今おっ しゃるように今後の交付税の拡充に期待しながら、要望しながら見守ってまいりたいと いうことでございます。ただあのその一方で今も申し上げました、1年でも早くこの事 業を終えることができて、子ども達が安心して勉強できる環境が整ったということは、 大変まあ財源性の不公平感ということ以前の問題として、町としてはよかったんではな いかというふうに捉えておるところでございます。

宮下議員

この耐震化事業につきまして私の方も子ども室の方からこの表をいただいて読ませていただいたんですけれども、今町長の答弁の中と同じなわけです。このわれわれ飯島町のおいては約2割ということでしたがまあ19.4%と、で改正案としては10%ということで9.4%の開きはあると、あの国の借金もそうなんですが、やはり町のいわゆる起債というのは借金であるわけで、少ないに越したことはないというのが普通に考えることだと思います。そういった場合にまあこの今回の部分においてもまあ5年間の時限立法であるということになれば、遡及して適用されるっていうことは非常にまあ町長もお答えいただいたように考えにくいという部分ではありますが、その全く以って言うことが出来ないのか、例えばその起債の減額っていうのを訴えることはできないのかと、これっていうのはですね今回はこの耐震化ということで申し上げましたが、まあたぶん今後もですねこういったことってあると思うんですね、やった後にこういうことが新しく改正されてっていうようなことがあって、そういった時にやはり無理だということでもう片付けるしかないのかどうか、方法はないのか、あるいは要望していくための方法はないのかと、いうのをお聞きをしたいと思います。

町 長

基本的にはその時点の施策でございますので、法律ございますので遡及規定の適用の規定がない限りはこれは無理だと思いますけれども、ただその事は言葉に出して訴えてはいけないという法律ではございませんので、過去にもそうしたことの運動をして低利な繰り上げ償還への借り換えというようなことは道が開けてきておると、当初はもう全然話にならなかった時代もありましたけれども、そんなようなことでございますのでまた今後とも、特に交付税で措置されるというようなことになってまいりますと、一部でそうした先進して取り組んだことについてのまあ心情的な面を訴えながら、特別交付税措置の中でも少しでもまあ見てもらえないかというようなことを申し上げていくことは

できると思いますので、まあその辺も含めてひとつまた可能な限りやってみたいと思います。

宮下議員

是非お願いしたいと思います。それでは最後に学校裏サイトについて質問をいたします。深刻ないじめの温床となっております学校裏サイトについて、文科省の調査では中学・高校生を対象とするサイトは約38,000以上あるとのことです。表立ったいじめからより一層陰湿ないじめ、顔が見えないことにより身勝手な書き込みによる誹謗中傷へとどんどんエスカレートしていくのがこのサイトであります。町長はこのような状況をどのように考え、また教育委員会ではこの裏サイトに関して調査というものを行ったことがあるでしょうか。

町 長

最後のご質問でございます学校の裏サイト、まあこうしたことに関して非常にあの飯 島町の昨年あたりの事例として、この行方不明者が結果的にはこういうサイトに関連し て、消防団等の捜索も含めて不幸な結果に終わったという事例を目の当たりにしており ますので、非常にあの関心事であるわけでございますけれども、これらに対する調査の 問題とかいう現場の問題も含めて教育委員会、教育長の方からお答えをさせていただき ます。

教育長

お答えします。先程のご質問にあるように子ども達がですね、インターネットや携帯 電話のサイトをブログ等で様々な犯罪や事件に巻き込まれたりですね、裏サイトがネッ トいじめの温床になっていることはご承知のとおりでありますし、私共も十分このこと につきましては憂慮しているところであります。この学校裏サイトといわれる学校関連 のブログ、巨大掲示板の書き込み、スレッドと呼ばれているものでありますけれども、 今議員のお話のように全国で38、000を超える数があったということも承知をして いるところであります。学校裏サイトの存在調査でありますけれども、一般的にはあの 正規な学校名で掲載されていることはあまりなくてですね、ほとんどがアルファベット だとか隠語だとか仲間うちでしかわからないような校名で使われているのが現状であり まして、そうしたものを探し出すというのは大変難しいのが実態であります。しかしな がらこうしたことがですね、いじめの温床になったりするということで大きな問題とな っているという今日的な状況を踏まえて、飯島中学校におきましては昨年、直接的なも のではありませんけれども、全校生徒を対象にした携帯電話アンケートを実施いたしま した。でその状況把握に努めておりますけれども、先ほど申し上げましたように裏サイ トの存在を掌握するというのは非常に難しい状況でありまして、今のところは生徒や保 護者からの報告がない限りその存在を確認することができない現状であります。以上で

宮下議員

この裏サイトですけれども実際に私も探してみました。その中にですね学校裏サイトチェッカーというのがあるんですが、これでは全国でも登録されているサイトっていうのは見つかりません。で違うやり方がありまして、ここでその名前は控えますけれども、開いてみました。相当な数のこのサイトが出てまいります。文章が既にその削除されているものが多いわけですけれども、中には残っておりました。であの規約というものがあって、あまりなことをこれ以上のことを書くっていうと削除されるっていうような形になってはいるんですが、それでも残っているものは残っていまして、そこにはですねまあ今では大概の人が知っている言葉であります「きもい」「死ね」「うざい」っていったこういった言葉がですね並んで、顔の見えない会話とも何ともないこの吐き気がす

るような文字が並んできておりました。で、これとはまた別にこの学校裏サイトの件で インターネットを見ておりました。その中に裏サイト探しの意味という文がありまして、 そこには「具体的に子どもから相談を受けるまではサイト探しには意味がない、本当に 必要なのは問題があるときの問題解決のための一つの手段としてサイトを探すことだ、 サイトを興味本位で見たり自分に対して何の害もない学校裏サイトという言葉のイメー ジと子ども達の居酒屋話を見て、部外者である私たちが何らかの書き込みをしても何の 解決もしない、本当に問題が起きたときに子どもの問題解決を助けるためにサイトを探 す、だから最も効果的なサイトの探し方の方法は子どもに聞くことだ」、とあり、その 文の後半の中に「探し方の最善な方法はその必要性が出てきたときに子どもが自分で言 ってくることを待つこと、言いやすい関係を維持し単に待つだけではなく、定期的に言 える場、言いたくなる場を作ることが大切ではないかと考える、サイトを探すことが目 的ではなく、いじめで親の協力が必要になるタイミングを知ることが目的なのだから」、 っていうふうにありました。これを読んで私も同感だと思いました。私たちが子どもの 頃っていういわゆる一昔も二昔も前のころは親は先生に全幅の信頼を寄せ、何があって も先生に任せていた時代だったような気がいたします。現代になって何が変わったのか、 親の本当の関わり方ではないかと思います。子どもの悲鳴を聞ける親がどれだけ子ども のためにどうアンテナを張れるか、ではないでしょうか。そして先生もこどもの1日の 多くが学校という場で過ごす、その子ども達の動向をできる限り把握していく、親と先 生の連携そして地域と、しかし言うは易し、行うは難しと、最後に裏サイトという部分 でお聞きしてまいりましたけれども、教育長のお考えを伺って終わりにしたいと思いま

教育長

こういう時代でありますので、子ども達に適切な情報リテラシーの力をつけるという のは喫緊の課題であるように私は思っております。併せてですね保護者に対しても私は このように考えております。確かに情報化が一層進んでいる時代でありますから、こう いう時代にあって子ども達が必要な情報を容易にあるいは手軽に入手できる、適切に早 くに情報やりとりできるパソコンや携帯電話の利便性、その有効性といったものを私自 身は否定するものではありません。しかしながらですね、今これまでお話がありました ように、パソコンや携帯電話がですね、いとも簡単に危険なサイトに繋がることを考え る時にですね、保護者には是非子どもに買い与えるときに責任を持って買い与えるべき だというふうに私は思いますし、慎重であるべきというふうに思っております。少なく とも中学生段階におきましては現在の機能を持っている携帯電話を買い与えるには、一 層慎重かつ熟考をしていただきたいというふうに思っております。確かにですね冒頭こ の議論をする前に不審者情報がありました。子ども達の安全確保が言われる昨今であり ます。塾や習いごとで帰宅が遅くなるそんな場合を考えると、親としては子どもに持た せたいという気持ちは分からないでもありませんが、しかしこうした状況を功罪、ある いは危険と背中合わせになっている情報ツールをですね、子どもに与える時には、やむ を得ずを与える時には十分に親子で確認しあって与える。ましてやですね友達が持って いるからじゃ買い与えるといいような安易な与え方をすべきではないというふうに思っ ております。よくよく状況を話し合って、こういうものの危険性の伴う機器であること を家庭で慎重に親子で話し合っていただきたいというふうに私は思っております。大変 あの所持率もですね数年前より、町内の小学生でも持っておりますし、中学生でも所持 率が上がってきている現状でありますので、この機会にですね保護者には改めて熟考していただきたいということと、教育の学校現場では適切な使用の仕方を、先日も中学校の参観日の折りにですね、担当教員が保護者に講習を開いたようでありますし、昨年もですねちょっといじめにかかわる事案があったことについて学校で速やかに対応し保護者に啓発をしたところであります。今後もこうしたことを取り組みながら適切な情報機器の扱いについて指導していきたいというふうに考えております。以上です。

宮下議員

それでは終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時19分 散会

# 平成20年6月飯島町議会定例会議事日程(第3号) 平成20年6月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 三浦寿美子 議員

松下寿雄 議員

内山淳司 議員

# ○出席議員(12名)

1番 森岡一雄2番 曽我 弘3番 宮下覚一4番 坂本紀子5番 三浦寿美子6番 野村利夫7番 宮下 寿8番 竹沢秀幸9番 平沢 晃10番 内山淳司11番 松下寿雄12番 織田信行

# ○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠 議会事務局書記 千村 弥 紀

# 本会議再開

開 議 長 平成20年6月13日 午前9時10分

おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

なお、本日会議中、気温の上昇が予想されますので、上着の着用は自由といたします。

議長

日程第1 一般質問を行います。昨日に引き続き通告順に質問を許します。 5番 三浦寿美子 議員

5番

三浦議員

それでは通告に従いまして、最初に後期高齢者医療制度について質問をいたします。 この制度は広域連合が運用をする形になっておりますが、町民の皆さんの健康を預かる 立場から町は決して無関心ではいられない問題のはずです。全国的にも様々な混乱が伝 えられておりますけれども、飯島町では実施に伴う問い合わせがあったでしょうか。そ の内容、町の対応はどうであったのかを先ず最初にお尋ねいたします。

町 長

それでは三浦議員の質問にお答えをいたしますが、先ず後期高齢者医療制度につきまして制度実施後のこの町への問い合わせ等に関してのご質問でございますので、端的にお答えを申し上げます。4月からこの制度実施につきまして、今お話のように広域連合の運営する一つの組織での制度でございますけれども、町といたしましてもこの制度の下に町民のこの医療制度、福祉の面からも捉えて制度の下で精いっぱいの努力、取り組みをしておるところでございます。そこでまあ4月以降いろいろまあ課題問題も出ておるわけでございますけれども、特にあの説明会の折り以降、保険証の交付、その他具体的な事務の中で、特に保険証交付以降につきましては30件ほど、それから保険料の関係につきましては70件ほどの問い合わせがございました。そのうちまあ調査の結果再交付、本人の申し出もございまして33人分の保険証の再交付をしたということになっております。4月以降につきましてはほとんどこうした保健医療制度の問い合わせはないというのが現状でございます。

三浦議員

それでは続いて、この制度で町内の医療機関の主治医となるお医者さんが後期高齢者 診療料の届出ということがあるわけですけれども、その状況についてご存じかどうかお 願いしたいと思います。

町 長

ちょっとあの直接には具体的には承知しておりませんので担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長

町内のお医者さん等に行かれまして後期高齢者の被保険者の方が、で、保険証を持っていかない場合、窓口でのお名前等確認して、すぐ役場の方へお電話をいただきまして、確認をして後期高齢の対象という処理をさせていただいております。

三浦議員

私のお聞きしているのは、この医療機関がですね主治医という形で届け出をしている かどうかということをご存じかどうかということです。

住民福祉課長

そのことについてはちょっと承知をしておりません。

三浦議員

この件については町が無関心でよいのかということについて、これからしっかりそういうことも調査していただくような形で、住民の健康についても関心を持っていただき

たいと思います。私はこれまでも後期高齢者医療制度について議会の度に、度々取り上げてまいりました。高齢者を医療差別するこの制度は問題点もマスコミで連日取り上げられ、5月2日の毎日新聞の世論調査では77%が評価をしないと回答をしております。また全国の都道府県30の医師会も廃止もしくは見直しを求めております。実施後わずか2カ月半しかたっていないこの現在、既に政府は見直しを口にしております。私がこの場で以前から指摘をしておりましたとおり、まともな制度とは到底言えない中身であったことが日に日に明らかになってきているというふうに思います。6月8日の沖縄県議選ではマスコミが伝えたとおり後期高齢者医療制度が争点となり、廃止を求める野党が過半数を越えました。このことは地方自治体も政治姿勢が問われたという結果ではないかと思います。町長は3月の定例会で、繰り返し繰り返し制度の浸透を図って理解をしてもらえるよう努力をしていきたいと答弁をしておられます。実施後の状況を見て今でもこの立場に変わりはないのか手短にお答えをいただきたいと思います。

町 長

まあ様々な議論を経てこの4月から新しい制度がスタートしたわけでございます。こ の発足後まあ制度をどういうふうに私自身、また町として捉えておるかということにつ きまして、まあ基本的な考え方につきましては、従来から申し上げておる国の一つの施 策としての持続可能なこの医療制度を構築していくという前提に立っておるわけでござ いますので、それに変わりはないわけでございますが、特にまあ少子高齢化の一層のま あこの進展をしていくというこの状況の中で、毎年まあ今現在11兆円ぐらいのこの高 齢者医療にかかる費用がかかっておるわけでございますけれども、これが5年後の平成 25年には25兆円にもなっていくんだということ、それからその対象人員も現在の1, 300万人ほどの方々が1、600万人ぐらいにもなるということの現実を踏まえて、 特にこの制約なくこの医療を提供あるいは受けていくことのできるこの方策というもの を構築していく必要があると、そういう一つの財源的な基本の問題を中心にこの制度が スタートをしたというふうに考えておるわけでございまして、このことは再三申し上げ ておるこの持続可能な医療制度を堅持していく上にはどうしても必要であるというふう には思っておるわけでございます。まあその一方でそれぞれ今報道もされておりますけ れども、この医療費が比較的多く掛かる75歳以上の後期高齢者、この方達を一つのこ の制度の枠にはめて別建てとしたということにまあひとつのこの差別をするというよう な不満等もあるようでございますし、それからまあ国が十分な説明責任を果たしていな いんではないかと、あるいはまた年金からの天引き、今まで限られた年金の額を計画的 にまあ支出をしていくということの中に対して、この天引きというようなことが入って きたためのいろんなまあ不安というものもあると思います。更にはまた一部の方は保険 料が上がってしまう、というようなこともまあいろんなことがこの不平不満、不信とい うようなものにつながってのこうした全国的ないろんな混乱をしておるということでご ざいます。まあこのことにまあ政府もようやくまあ捉えてですね今後6月のうちにも新 しいまた見直しを改善すべきことはして、というようなことで今取り組んでおるように 報道されておると思いますので、是非ひとつこれがあの住民の信頼を得てですね真にこ の運用可能な定着した制度になっていくように、一日も早くそのことができるようにと いうことで切にまあ願っておるというのがいまの心情でございます。

三浦議員

それでは次に厚労省が実施をしました保険料額の変化に関する調査についてお尋ねを いたします。この調査に対して町が行った回答についてお聞きをいたしたいと思います。 お願いします。

町 長

厚生労働省がこの保険料額の変化に関する調査というものを実施をいたしました。5 月中旬に国保の方から報告を受けましたこの調査、ひとつにはこの基礎年金の受給者そ して平均的な厚生年金の受給者、3つ目には高額の厚生年金受給者、この3つのそれぞ れの受給者の3パターンについてモデルごとの4世帯に区分けをして、従来の国保と比 較をして保険料が負担が増えたのか減ったのかということを把握するのが、この保険料 の変化に関する調査ということで全国一斉実施をされたわけであります。そこで飯島町 の結果について申し上げますけれども、単身世帯の高齢者の方、このモデルは全パター ン負担額が減ったと、100%減ったという形になります。それから75歳以上の夫婦 でおられる世帯、それと一方が74歳以下の夫婦でおられる世帯、このモデルでは高額 年金受給者以外は全員が負担額が減ったということになりました。そして高額年金の受 給者、これは 4,000,000 以上の形になりますけれども、2-3%増額となったということ でご報告を申し上げたいと思います。なおまた本人と若い人たちの夫婦が同居をしてお る3人世帯、この一つのモデルの班につきましては高額年金受給者以外は同額でござい ました。従ってまあ高額の年金受給者は3%増ということになるわけでございます。で、 全体としてトータルでは70%の方が減額という形で、3%までの方が増額世帯という 結果になったということでご報告を申し上げます。

三浦議員

只今結果をお聞きました。この調査では75歳以上の高齢者と子供の同居世帯については、高齢者1人と子供夫婦の場合しか調査の対象とはなっておりません。高齢者夫婦と子供夫婦の4人世帯が最も負担増になると思われますが、それを含めて全国平均では3分の1に相当する世帯がモデルから除外をされているというふうになっております。飯島町では今回の調査モデルに該当した者は、先程言われましたね、ということですので、政府の調査から実質的に外れているそうした内容が飯島町でもあるんではないかというふうに私は思っているわけです。それで町として例えば同様の調査をするとした場合に、高齢者夫婦と子供夫婦の4人世帯ですね、に必要な項目としてこれを取り入れるかどうかその点についてお聞きをしたいと思います。

町 長

まああの今回の調査は、国の統一したまあマニュアルの下での調査を各市町村が実施をしたということでございまして、まあ細分化すればいろんなあの数字も微妙な部分で出てくるかと思いますけれども、一つのモデル4ケースの中で抽出したその過程でございますので体制的にはそう変わりはないんだろうというふうには思いますけれども、その今言う4人以上家族世帯の構成によってはまた増額する部分減額する分いろいろ出てこようかと思いますけれども、それはまた今後必要に応じて、必要であればまた調査をしていくということに思っております。

三浦議員

町としてもしこのような調査をする場合にですね、こういう項目を設けるかどうかというふうにお聞きをしたんですが。

町 長 三浦議員

あの今積極的に町が別個な調査をするという予定は立ててございません。

お答えいただけないようですのでよろしいですけれども、こうしたあの高齢者夫婦と 子供世帯の4人世帯というのは保険料が増額になるというふうに試算をされております。 こうした世帯がこの町の調査には除外をされていたということが事実でございます。厚 労省のこうした調査結果は負担増の家庭を除外した不正確のものですから、そうしたも のです。そうした調査の中でさえも低所得者ほど保険料が高くなるという結果が、実際 には厚労省が初め試算していた以上に多くなっているということが結果として調査で出ております。そういうそうした家庭に対する私は支援が求められているというふうに思っております。県に対して財政支援を求めて住民負担軽減をするように広域連合に働きかけては如何かと思いますがどうでしょうか。

町 長

その今前段のご質問の中で厚労省がその意識的にこの増える部分は除外をして、それも全国一斉各市町村とも捉えて外して調査をしたということはあり得ないと思います。 一つのこのパターンを作って区切り的にそれを抽出してやったということでございますので、その増額されると思われる部分を意識的に外したということは少し誤解ではないかというふうに申し添えておきたいと思います。

それで只今のご質問でございますまあ広域連合が運営しておるこの制度に対して、県に対してこの住民負担減のための助成金を出す考えはないかと、この働き掛けをしてはというご質問だと思います。そこでまあ後期高齢者医療制度は一人ひとりが県の広域連合の定めたこの保険料で納めていただくという仕組みでございます。で、長野県の1人当たりの保険料は全国一老人医療費が低い県でありますので、今回の保険料は均等割額が試算では2番目に低いという結果になっておりまして、所得割額は全国一低く設定をされました。ただ老人医療費の伸び率を見ますと全国平均の伸び率を長野県の場合は若干上回っておるということでございますので、このままいくと医療費が増えて保険料も増えていく傾向にはなるんではないかと、決して予断が許さない状況にはあるということでございます。

三浦議員

広域連合に働きかけるというようなことは考えていないということで捉えていいんでしょうか。

町 長

まあこのことにつきましては、かつてそのことを全県下統一の形の中で要請をした経 過がございますけれども、なかなか財源的に厳しいということで実現をしておりません。 今後とも関係市町村と十分連携の中で引き続きこの要望をしていきたいというふうに考 えております。

三浦議員

これほど問題の多い制度であるというふうに思っております。緩和策の実施を急ぐ必要があると考えます。それでは75歳以上の方は国民健康保険から外されるために、町が実施をしてまいりました健康診断の対象ではなくなるというふうに思います。75歳以上の方の健康診断は引き続き受けることができるのかどうかこの点についてお聞きをいたします。

町 長

75歳以上の方の健康診断、特にまあ人間ドックへの補助の問題でございますけれども、75歳以上の検診費用につきましては、先ほども申し上げましたように、定められた検査項目の費用は国それから広域連合の補助金で賄う、全額賄うということになってございます。ただその項目で見ますと今まで受けていた心電図や貧血検査等がって入っておりませんので、町で独自の上乗せをする検査をすることといたしました。この上乗せ検査分の費用約4,000円から4,300円、このうち町が9割前後を負担をして、ご本人には1割前後約500円になるわけでございますけれども、ご負担をいただくように設定をしてございます。またこの人間ドックにつきましては当町では今までは国保の方のみこの補助制度がございましたが、75歳以上のこの人間ドックの制度自体がなかったために、それに代わる制度として高齢者検診がございまして、これに対して500円の自己負担をいただいているということでございますので、形を変えてこの町としては継続をし

ておるという考え方でございます。従って75歳以上の方につきましては町の各種検診を揃えておりますので、是非これを積極的に受けていただきたいということでございます。なお75歳以上の人間ドックに対する補助は、法的には広域連合の努力義務というふうになっておりますので、先程も申し上げましたように、今後とも広域連合に対して人間ドックの補助も是非ひとつ対象としてもらえるように共に働き掛けをしていくというふうに考えております。

三浦議員

是非人間ドック、今まで受けて来られた方が人間ドックを受けるには非常に自費では 掛かれなくなってしまうということで不安を抱いておりますので、そうした対策を考え ていっていただきたいと思います。高齢者を医療差別する制度を続けさせるべきでは私 はないと思っております。住民の健康と福祉に責任を負う自治体として、制度の廃止を 強く求めることを改めて私は指摘をし、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に飯島町の環境保全の考え方についてお尋ねをしたいと思います。本郷区の産廃業者が廃業をいたしました。環境保全協定が守られないまま放置をされていると聞いております。業者と区が締結をした環境保全協定によれば、事業や土地を譲渡する場合には区の同意を得なければならないとされております。土地は区の同意が無いまま既に第三者の手に渡っており、半年以上にわたって協定違反の状況が続いているということになります。町はこの協定の立会人となっておりますが、この事実について把握をしているかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長

2つ目のご質問で環境保全の考え方に先行をして、この具体的な本郷地区にある自動車解体業者、まあひとつのこれは産業物廃棄業者ということになるわけでございますけれども、この具体例の中で区と業者とが協定を結んでおる、そして町は立会人になっておる、そのとおりでございます。今年に入りましてその状況を把握をいたしております。自己破産という形でなったためにその後の、まあ3カ月後は前ほどにこの内容に変更があった場合には区へ申し出て、地元へ申し出て、そして町も立会人として協議をしていくということになっておりますけれども、そうした状況でございましたので、最近になってこの実態を把握したわけでございます。いま必要な指導を区と協議しながら申し上げておるとこういうことでございます。

三浦議員

只今町長から、今、区と調整、実態についているというふうにお聞きしましたけれども、こうした協定を結んでおきながら実際には機能していなかったということが分かるわけです。これでは誰もがこの環境保全協定を尊重するということができなくなるのではないかというふうに思うわけです。私はこれについて町の積極的な関与をお願いしたいという点で、どのようなこれから対応を、協議をしているということになりますが、それは産廃業者に対しての対応ということで今やっていらっしゃるのでしょうか。

町 長

直接担当が出向きまして、また地元の区長さんとも連絡をとりながら、今その対応を検討しておるというところでございます。

三浦議員

飯島町のさわやか環境保全条例があります。この条例が効果のあるものにするためには、私は協定を結ぶに当たって区ではなく町が当事者として協定を締結をすべきではないかというふうに考えております。今後のこうした事業者との譲渡先とか締結を推進するのに町が当事者として協定を結ぶ、そうしたことを推進する意思があるかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長

この件につきましては三浦議員3月の議会定例会の折りにも触れてご質問がございま

して、ご答弁をさせていただいておるわけでございます。今度のこの産業廃棄物の許可申請等に関わる対応につきましては、全てまあ県知事許可で、市町村行政の立場はこれに意見書を添えるということでございまして、当然のことながらこれは地元と業者が十分な連携の中に、町はそのことを間に入って承知したうえで意見書として県知事に申請に意見を申し上げていくと、こういうまあシステムになるわけでございます。で一方で今あの三浦議員の、飯島町のさわやか環境保全条例というものがあるわけでございまして、これに町は必要に応じてこの協定をするという道が開かれておるわけでございまして、これに町は必要に応じてこの協定をするという道が開かれておるわけでございまして、今までの例でいきますとほとんどがまあ地元の合意の中で、地元と業者が直接協定をして町はほとんどの場合立会人ということで、まあ連携をとりながらこれはやっていく環境保全の一つの考え方でございますけれども、ただ町が特に誘致をした企業のような場合には積極的に町がこの協定の当事者になって、甲乙当事者になってそしてまた地元のまた立ち合いもお願いしたりというような考え方で進めております。で今後ともまあこうしたことについては、業者と地域とそれから町が一体となった一つの環境保全という大きな課題でございますので、必要に応じて協定の当事者うる立場も考えていかなきゃならないというふうに考えております。

三浦議員

只今今後必要とあればというふうにお答えをいただきましたけれども、この協定を結ぶに当たってまあ今回結んであったけれどもなかなかそれが機能をしなかったということでありますので、で、私もあの噂で先ずはこの情報を得たというような状況でもありますし、先ほどお聞きしましたら町でも今年に入ってからその状況をつかんだということですので、早めのそうした情報を入手というものが必要であると思いますし、上伊那地方事務所の環境課では昨年のうちからいろいろな情報はしっかりと持っておるということでありますので、やはり連携も必要であると思いますし、アンテナを高くこうした問題について区と一緒になって対応していかなければならないことだというふうに私は思いますし、そういう中でやはりこうした特に問題の多い業者については、こうした協定を結ぶに当たってはやはり町が主体となってこうした協定を結んでいくということが必要ではないかというふうに思いますが、もう一度その辺についての所見をお伺いしたいと思います。

町 長

まあ今回のケースは、その当事者が自己破産というような非常にまあ不幸な結果になったための混乱の中で、なかなかあの対地元に対しても区長さん自身も知らなかったというな状況でございましたようで、予想外のことであったというふうに解釈しておりますけれども、できるだけ事前にそうした情報を集めながら地元とも立会人の立場としてやっぱり責任を果たしていく必要があるというふうに考えております。

三浦議員

地元ももちろんですけれども、これからも町も一体となって環境を守る姿勢を示していただきたいと思います。ところで飯島町のさわやかな環境を保全する上で、企業誘致にかかわる環境問題も極めて重要だというふうに私は受け止めております。そこで次の点についてお尋ねをしたいと思います。1つに企業誘致に当たって環境に対する飯島町には基準があるのかどうか、また2つ目に現在進められている誘致はその基準に適合をしているのか、3つ目に環境アセスメントを実施をしたのか、事前の環境調査が行われたのか、それから環境に関して懸念される項目が一つもなかったかどうか、それから町民への説明会では懸念をされることも含めて全て情報が公開されてきたのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

町 長

ご質問はこの企業誘致、まあ新規に導入してくる、まあ町が融資したか進出したかは 別にいたしましても、こうした企業進出に対する環境問題のご質問だと思います。この 企業誘致は単に雇用の創出によるまあ人口増に留まらず、地域の活性化や自治体のこの 自主財源の確保という観点からも、今各市町村挙げてこの誘致活動をしておるという状 況でございます。しかしまあ誘致できる企業ならどこでもいいというものではございま せん。今後その企業がこの飯島町に根を下ろして、地域から支持されるこの信頼される 優良企業でなくてはならないことはもう言うまでもないわけございます。まあそんな意 味からも誘致企業に対してはできる限り情報を収集をして判断をして情報公開をして判 断しておるというところでございます。とりわけへ誘致企業に関するこの将来性や企業 導入による周辺に与えるこの環境問題、これにつきましては町内の企業等への影響等に ついては慎重にまあ見極めながら対応をしておるところでございます。でこの環境問題 につきましてはこの地域の福祉に直接間接に影響してまいります。最大限の意を注ぎな がら対応をしていかなければならない問題でございますし、今もそう努力をしておるつ もりでございます。で当然のことながら企業導入につきましては、飯島町のさわやか環 境保全条例の趣旨に基づきまして、先ほども申し上げましたが、環境に関する協定とい うものを一応誘致した責任上協定の当事者となって、企業もこれに配慮していただいた 経営をしていくということで、いろいろとお話合いを進めておるところでございます。 なおこの環境アセスメントにつきましては、当町ではそうしたあの規程は環境影響評価 に関する条例等の規定はございませんので、長野県の環境影響評価の基準の条例を準用 しておるという形になるわけでございまして、これつきましては工業団地の造成につき ましてはこの実施をしなければならない規模というものがございます。工業団地の面積 が50~クタール以上まあかなり大きいものでございますが、森林につきましては30 ヘクタール以上というふうに定められておりまして、従って今までもそれからこれから もですねこの非常に莫大な費用と時間がかかるわけでございますが、そうかといって環 境問題をおろそかにすることもできません。従ってこのほとんどの今考えられる飯島町 の導入企業というものはこの基準以下の面積でございますので、アセスを行うというこ とは考えておりませんけれども、実現した企業との信頼関係を築きながら環境には最大 の配慮をして対応していくと、導入を進めていくということになります。これまでも一 つの事例の中で事前の説明会等やっておりますけれども、十分に今時点でわかる範囲以 内で企業からも資料を収集して、これらの公害問題、環境問題に対することはつぶさに オープンにして、不明な点があればまた企業に再照会をしたりして繰り返し繰り返しそ のことを今現在実施をしておるとこういうことでございます。

三浦議員

環境アセスは費用もかかるしまあ規模も小さいということで考えていないいうふうに お聞きを今いたしたわけです。環境は一度破壊や汚染をされるとなかなか回復はできま せん。長い年月と巨額の費用がそれ対して必要となります。また取り返しのつかない事 態が生じないように万全を尽くすべきと私は考えておりますが、先の懇談会またあの耕 地の中でそんな話があったとお聞きをしておるんですけれども、以前に企業が飯島町に 進出したときに一部井戸水が枯れるというようなことがあったというふうにお聞きをし ましたが、そういう心配とかはこういう中ではないのでしょうか。そういうことを心配 して調査とかそういうことはされているのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

町 長

今度の今進めておる事例に対してですか。担当課長から。

産業振興課長

企業誘致につきましてはあの、今現在の情報を地権者始め集落の皆さん関係区の皆さん水利営農組合の皆さん7~8回説明をしてきました。いろんな心配ごとがありまして、それをこちらで解答できる部分と業者に照会している部分、回答がきましたので今整理をして、公表する準備をしているところでございます。その中に井戸水の件がありましたが、まああの井戸の深さにもよると思いますけれども、一般の家庭がどのくらいの深さでどのくらいの量が出ているかっていうのは、説明会の時にもお話しましたように、調査をしますという話をしてありますが、今回の企業につきましてはかなり深く掘りますので、その専門の業者によりますと、まあ業者としてはもう全く影響がないということを言っておりますけれども、まあ心配でございますので、水の溜まっている層が深さによってかなり違うのでまったく影響がない部分、それから影響が出る部分があると思いますが、今現在進めている事例でいきますとその専門業者によりますと全く影響がないということを言っております。

三浦議員

ただ今照会をしたりして公表をするというふうに言われておりますが、何時頃それは、 まだずいぶん先のことになるんでしょうか。見通しとして何時頃そうしたそういう心配 についての回答が出てくるのでしょうか。お答えください。

産業振興課長

今月下旬に地権者の皆さんとの打ち合わせ会というか話し合いを持つ機会が設定されております。先ずそこで今まで出た経過、それから質問、心配ごと、こういう項目がありましたよと、それはこういうふうですよっていう回答をしようと思っております。その他あの周辺の地域の集落あるいは区等説明会をしてきておりますので、その皆さんにもその例えば文書で隣組回覧してもらうとか、何らかの方法で解るような形で回答をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

三浦議員

是非きちっと情報を公開をしていただいて、こうした事業が安心して地域の皆さんに受け入れられるかどうかということは大きな問題になってきますし、また環境問題は先ほども言いましたけれども、一度破壊をされますと回復は長い年月がかかるということで、特に農村地帯でありますし農業を基盤としている地域でありますので、環境問題は敏感でなければならないというふうに思いますので、引き続きまたこうした中で関心をもって私も見ていきたいと思いますが、対応をお願いしたいと思います。

続きまして最後になりますけれども、農業の品目横断政策による飯島町への影響についてをお聞きしたいと思います。引き続く米価の下落で農家の所得は大きく減少をしております。水田所得安定対策での収入の減少緩和策、いわゆる「ならし」と言われている支援対象が経営規模で切り分けられてというふうになっておって、農家の規模によって差がつけられております。昨年度の実態が飯島町ではどうであったのか、また上伊那全体ではどうであったのかをお尋ねしたいと思います。

町 長

次ご質問のこの品目横断政策によって飯島町へのこの影響、特にまあ4へクタール以上と以下とのこの農業者、この補償の格差がどうなっておるのか、で町はどうか、上伊那全体ではどうかというご質問でございます。ご承知のようにこの1年前にスタートいたしました品目横断経営安全対策事業、これがあの2年目にして今年からは水田経営の所得安定対策事業というふうに名称がふり変わりました。内容も一部変わってまいりました。でこの補償システムの内容を少し申し上げてまた町内、郡下の状況を申し上げておきます。この農業者の高齢化による担い手のまあ減少というようなこの現実の中で、国内あるいは諸外国との貿易上の均衡問題を捉えながら、昨年度、国の農業政策大きく

また再度転換をいたしました。特に国が行う支援は今まではこの全ての農家を対象にし ていたのに対しまして、今後はこの担い手に集中をして支援をしていくという重点的な 考え方に変わってまいりました。まあこの担い手ということの中には様々なこの支援の メニューが用意をされておるということでございますけれども、この申し上げました三 大農政改革、戦後最大の改革とも言われるこの一つであります品目横断的な経営安定対 策が水連経営の所得安定対策にまあ変更されるというようなことの中で、飯島町ではこ の営農センターを中心にして地域複合営農への道、このパートⅢという現在の指針があ るわけでございますけれども、これによりましてこの専業的な農業者、これを位置付け るまた4地区の担い手の法人の設立、あるいは認定農業者の育成が鋭意いま進められて まいりましたので、この水田経営所得安定対策の対応につきましては、4ヘクタールの 規模要件を満たすこの認定農業者については自らが直接制度に加入をして、これ以外の 農家は地区の担い手法人が一体となって制度に加入すると、このことによりまして担い 手法人を通じて、特に麦と大豆に関わる支援交付金を受け取ることができたということ になってございます。つまりまあ4ヘクタール未満の農家であっても、地区の担い手法 人を通じて国の支援を受けたというところでございます。で郡下の状況を見ますと飯島 町のように農業法人が設立をされていない地区がまだまだ大変多いということの中から、 地区内の農家が任意団体を組織いたしまして、その任意組織を通じて麦や大豆、米にか かるこの支援金の交付を受けている状況でございますが、これらの地区ではおおむね5 年後までに飯島町のように任意団体は法人化することが絶対条件となると、こういうこ とでございまして、飯島町は鋭意皆さん方が進んで取り組んでいただいたために、今の この状況があるわけでございまして、格差的にはほとんどないというふうに理解をして よろしいかと思っております。今後飯島町の対応といたしましては米に関わるこの収入 の減少補てん交付金、まあいわゆる「ならし対策」というふうに呼ばれておりますけれ ども、をこの担い手法人を通じて全ての農家が受け取ることができる仕組みづくりを構 築をしてまいります。既に一部の地区では本年度から試験的に実施をしておりますが、 来年度町内全域において本格的に取り組めるよう今準備を進めておるというところでご ざいます。と同時に現在飯島町の小規模農家は米に関しては収入減少補てん交付金の代 替措置として、個々にこの稲作構造改革の推進交付金というものを受け取っていただい ておりますが、この制度は平成21年度までで終了いたしますので、米についても地区 の担い手法人を通じて支援を受けることができるような仕組みづくりを今から構築しよ うと、そういう考え方の下に現在進めておるところでございます。以上であります。

三浦議員

産業振興課長

この制度は去年から始まりまして、4~クタール以上の経営面積、ここは樹園地は除 かれますけれども、それだけ持っていなきゃいけないということで、まあちょっと特例 もありましたけれども、基本的は4ヘクタール以上ということでございます。で今年に なりましてそれが緩和されましてまあ市町村特認ということでございますので、飯島町 では認定農業者として町長の認定を受けた農業者であれば、直接その経営者がこの制度 に加入することができるということになりまして、先日その該当者と思われる方49名 を招集しましてその制度、書類の書き方等の説明を行ったところでございます。以上で

4 ヘクタール未満でも認定農業者は市町村特認ということで支援の対象になったとい

うふうにお聞きをしておりますが、この点について飯島町ではどうなのか、上伊那では

す。

上伊那は。

長

産業振興課長

上伊那の状況でございますけれども、担当課長会議で配られた資料によりますと、飯 島町のように法人化されているところは少ないので、まあ任意組合を作ってですね、皆 でこう共同してまあ法人と同じような仕組みにして、その「ならし対策」の交付金を受 けているということでございますが、それはあの全部の地区ではありませんで、中川村 はまだ組織化されておりませんし、伊那市の中でも長谷地区はまだ組織化されておりま せん。ただ組織化されたとしてもその構成員が全部その制度に加入しているということ ではなくて、一部においては「手挙げ方式」ということでございますので、こうした交 付金を受け取っていないところがあるかと思います。ただあの21年度まではその「な らし対策」に入れないとしても、先程言いましたように、「稲構」というその別の補助 金が暫定措置としてありますので、当町ではそれを去年の場合は3.900円台だったと思い ますけれど、10アール当たり、その交付金を飯島町では受け取っております。以上で

三浦議員

昨年度の米の減収補てんの差、大規模農家とそれ以外の小規模農家とではどのくらい 差が生じていたのか、あまり差はないという言い方をさっきされたような気もしますけ れども、米について。

産業振興課長

それはその非常に数字的には難しい、というのはあの個人で販売している農家が非常 に増えてきておりまして、その価格については全部把握しているわけではございません。 まあ農協の資料によりますと1万数千円くらい米の価格が下落したのでそれを補填する ということになるというふうに「Aの方の数字では聞いております。ただしこの「なら し対策」というのは事前に補てん額の4分の1っていうのは、拠出金で納めていなけれ ばなりませんので、実質それを差し引きますとまあ 10,000 円ちょっとということでござ いまして、まあこの制度に入れない人は「稲構」の補助金を4,000円を限度として補てん されておりますので、実質的にはその差ということです。ただ対象になる人でも自分の 入らないという本人の意思で入らなかった人もおりますので、まあ一律にということで はございませんので、今把握している数字はそういうことでございます。

三浦議員

町として農業と農業者を支える強い取り組みを期待をいたしまして質問を終わります。

議長 11番

松下議員

11番 松下寿雄 議員

先輩であり、また聡明でしかも見識のある三浦議員のあとで質問をいたしますのは、 いささか気後れがいたしますが、一生懸命質問をいたしますので実のある答弁を期待す るものであります。通告してありますまちづくり重点戦略としての「人口増・活性化対 策」について、耕地未加入者の対応についてを順次質問してまいります。中期総合計画 に謳われているのが協働のまちづくりと人口増活性化対策であります。今回は人口増活 性化対策について質問をいたします。重点施策として挙げてあります6つの項目がある わけでありますが、現時点での評価検証をしているのかどうかお伺いをいたします。

町 長

それでは松下議員から町のまちづくりの重点戦略、特にまあ人口増活性化対策につい て、今までの考えてきた方針あるいはまた現時点での達成度等に関するご質問でござい ます。総括的にということでございますので総括的に申し上げますが、再三申し上げて

どうだったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

おりますが、この中期総合計画に基づくまちづくりは人口増活性化対策というのを先ず 一つの大きな重点戦略として、それに施策の複合実施それから出生と転入による人口増 を図っていくということに重点戦略として掲げてあるわけでございます。具体的には企 業誘致や住宅対策に伴う定住の促進、子育て支援、住民の皆さんとの協働、情報の提 供・共有など複合的に実施をすることによって、その効果が高められていくということ ができるというふうに考えております。そのためのまあ個々の施策の取り組みとしまし ては、少し細くなりますけれども若者定住促進のための住宅対策としての特定公共賃貸 住字の建設、老朽化した住字の再生への整備への着手、分譲地の販売促進、乳幼児など の医療費支援の給付対象年齢の引き上げ、保育料の軽減、子育て支援センターの整備、 子ども広場の設置あるいは拡大、それから不妊治療への支援や妊婦検診の無料回数の拡 大、更には都市と農村の交流、自然共生農場づくりの推進、新たな企業誘致と、こうし たまあ数々のこの取り組みの中で、情報発信等も含めて一部にまたふるさと大使を委嘱 したり、まちづくり交付金事業の取り組み等生かしながら、この目標であります人口増 活性化対策というものを地域の皆さん方のご協力ご理解を得た上で進めておるという状 況でございます。賢明な今努力をしておるという状況でございます。でまあ中期総合計 画の人口目標もあるわけでございますが、これはあの昨日も申し上げました、現在の飯 島町の長期構想、第四次長期構想の人口12,000目標というものは、かつて町がこ の長期構想を策定した第1次以降、ずっと12,000というものを掲げて、減らすマ イナス的な思考は許されないということの中で歴代の施策の中で努力をされてきた目標 数字でございます。なかなかこれは厳しい昨今の少子化現象の中では厳しいということ になるわけでございますけれども、今このこれまでも含めて種を蒔いておかないと、や はりこの目標達成は一つでも二つでも近づくには到底かなわないということでございま すので、ハードルは高いわけでありますけれども、今はこのいろんなメニューを組み合 わせて、この下地を整えて投資をしておるという状況の中での総括ということでござい まして、個々の取り組みの数字的な検証はしてございませんけれども、いずれまたこれ は中期総合計画、来年あたりから着手してまいります基礎データとしては当然検証をし て、数字目標、数字の検証をしていかなきゃならないということになりますけれども、 そういう状況でございますので、ただ考え方としてはほぼそうした一つの投資の段階で の目標はほぼ達成、計画どおりにしておるんではないかというふうに考えております。

松下議員

只今の答弁にありましたように、まあこの計画もちょうどまあ中間地点というような 位置付けになるわけでございますが、まあ私はやっぱり福祉医療の充実を、今答弁にあ りましたように、福祉医療の充実また子育て支援についてはかなり充実してきていると 高く評価をいたすものであります。まあ今後も子育て支援また子育て支援センター等の 更なる充実に力を入れていっていただきたいと思うところでございます。まあ企業誘致 にいたしましても定住促進事業にいたしましてもまあ評価をするところでございます。 特公賃住宅入居者について特に何か条件があるようでしたらまたお伺いをしたいと思います。その半面まあ商業の問題は飯島町に限らず非常にまあ厳しい場面に置かれておる わけでございますが、まあ商業振興についてはここにも謳ってあるわけですけれども、まったくお先真っ暗といわれるようなまあ状況が続いておるわけでございます。まあ飯 島の、昨日も町長から答弁がありましたが、飯島の商業の滞留率が17%ぐらいと町長 答弁をしておりましたけれども、実際には13%ぐらいではないかとまあそんなふうに

思うところでございます。そんなことで町のイメージ等を考えたときに行政としてもま あ何とかしなければならないと考えるところまでもう来ていると思いますが、町長はこ の現状をどのように認識しているのか、また商工会当事者等との話し合いを行っている のかをお伺いいたします。

町 長

この前段の新しいまあ定住構想の中で取り組んだ特公賃の住宅、お陰様で12戸募集 と同時にかなりの倍率で応募がございまして、今、満杯でスタートしたということで大 変うれしく思っておりますが、ここに住む方たちが地域との関わりの中で、どういうふ うにまあ飯島町民の一人としてまあやっていただくか、これもまあいろいろあの入居の 時にもお話合いをしながら理解をいただいて、とにかく地域とコンセンサスを持って一 緒にやっていただくと、ただあの地域としては鳥居原耕地の中に包含をされた位置でご ざいますので、いろいろ除雪面その他あるわけでございますけれども、十分地元の総代 さん中心にした話し合いの中でやっていっていただくというこの姿勢は確認できており ますのでご報告させていただきたいと思いますが、そこでまあ商業について大変まあ憂 うという状況でございます。まあこれはあの最近のこうした経済状況の中で商業も含め て工業、農業、大変なまあ状況にあるわけでございますけれども、まあこれはあのいろ んな世界経済日本経済との関連が非常に多くて、工業も農業もなかなか厳しいわけであ りますけれども、まあそれはそれなりきにまた皆さん方の知恵と工夫と意欲でもってま あやっておっていただくわけでございますが、特にあの商業の部分については大変まあ 危惧をしておるのが状況でございます。一つにはこの消費低迷のような社会的なムード ももちろんあるわけでございますけれども、近隣のこの大型ショッピングセンター等が だいぶまあ進出をしてきて、そちらへお客が流れていってしまうというようなことと、 町もまあかつては先駆的に試みの中で共同店舗ショッピング方式というような組織化を してやった歴史があって、大変まあ全国の模範的な位置付けも一時はあったわけでござ いますけれども、時代がガラリと変わりました。まあそれぞれの思いの中での結束して の商業展開であったわけでございますけれども、まあこれにはやはりあのいろんな消費 者ニーズに如何に答えられるか、答えられたのかどうかというようなことも大切でござ いますし、こうしたムードの中で大変当事者も厳しい状況にあります。そこで何とかし てまあ再生をというようなことで、いろいろ町としましても商工会もいろいろ協議懇談 を重ねながら当事者等も入れてやっております。ひとつまたもう一度原点から見直すと いうような今最初のご指導いただいたコンサルも入れながらのご相談が始まっておるよ うでございますので、こうしたことに期待しながら何としても維持向上できるようなふ うにも考えておりますけれども、現実は厳しいというふうに認識しております。同時に また153との問題、堂前線、バイパスとの問題との関連の中で、そのことも含めた検 討も今後一緒になってやっていく必要があるというふうに考えておるところでございま

松下議員

まああの既存の商店街がご承知のような状況でありますので、なんとか再生を願うと そんなことで是非まあ、ここまで来たら行政も是非まあ参加していただいて、いい結果 が出るような対策をともに考えていっていただきたいと思います。まああのこのような 現状は結局まあ消費者ニーズとまた当町においてはまあ10,000そこそこの人口と いうことで、当然消費人口の問題もあるわけでございます。このような現状を見たとき、 やっぱりあの堂前線の改良事業に伴う新たな商業の集積地について検討をするというよ うな項目もあるわけですけれども、まあこれに対しては私は消極的と言われようが何と 言われようがですが、慎重なうえにも慎重に対処をして行っていただきたいことを提言 をしておきます。しかも踏み切りからバイパスまで1キロぐらいあるんじゃないかと思 いますが、まあ将来を見誤ることのないよう重ねて提言をしておきたいと思いますが町 長の見解をお伺いします。

町 長

町の事業としての堂前線のアクセスとしての開設につきましては、これはあのかねてからの伊南バイパスとの関連で進めておるわけであります。今の目標では平成23年度末までにこの153が伊南バイパスの飯島地区の一部供用開始というものを、国の方も目指していただいておるということでございますので、当初からの計画に沿って堂前線もそれと並行してそれまでには開通できるような段取りで今進めて、国の交付金事業を取り入れてまあやっておるという状況でございます。当然まあこの囲まれたエリアの中は一つの町の人口増活性化につながるような、つながるような一つの土地利用を考えていかなければならないというようなことで、決してあのそれぞれが通過交通だけであってはならないという位置付けの中で、それぞれまた関係の皆さんや地域や含まったワークショップ等も重ねながら、具体的にはこの次の地域総合計画の土地利用計画の中で位置付けていくということにしてございますけれども、今からそのことをして、お話にございましたように慎重にひとつやっていかなきゃならないというふうに思っております。それではまああの是非慎重にやっていただきたいと思います。2番目といたしまして目標、人口目標12,000のうんぬんの質問事項があるわけですけれども、昨日からも町長何回かその問題についてを同僚議員からの質問に対してお答えをしておりますの

松下議員

3番目といたしまして人口は一進一退を続けていて、なかなか増加傾向にならない。 このうち外国人は何人でしょうかお答えをお願いいたします。

町 長

今町内に在住されておりますこの外国人の方の人数でございます。平成20年6月1日現在の外国人は、昨年の一つの捉えた地点であります12月の1日現在の733人から47人増えまして780人ということになっております。

松下議員 町 長 私のいただいた資料とちょっと10人ばか違うわけですが、そうすると。 訂正します。37人。

で、私はこれはまあ省くということで、次の質問に移ります。

町 長松下議員

そんなことで、まあ外国人が5月1日現在で770人というようなことになっておるようでございます。それでまあ10,000いくらから現在の5月1日現在の飯島町の人口が10,798人ということになっておりまして、外国人を引くと町の人口が10,028人ということになりますが、飯島町は県下でも外国人が多い方だと聞いております。外国人のおかげでまあ町の体裁を保っている面がありますので、まあ外国人の方には丁重に頭を下げなければならないと、まあそんなふうに感じておるところでございます。まあの相対的に人口が減少する中で、人口増活性化対策はまあ至難の業であろうと思うところでございますが、幸い町には素晴らしいふるさと大使がおります。ふるさと大使の方々とより一層の交流を深める中で、町のメッセンジャーとして飯島町の良さを情報発信していただき、人口増に協力を願っていくのも策かと考えますがどうでしょうか。お伺いいたします。

町 長

お話のとおりそういう趣旨でもってふるさと大使を委嘱してお願いして、また新たに 今回お願いした3人も特にそうした面では大変まあ造詣の深い方々でございますので、 松下議員

より強力にそうしたこともお願いしてまいりたいということでよろしくお願いします。

まあ是非町長自ら率先してやっていただきたいとまあそんなふうに考えるわけでございます。それではこれからの質問は、増え続ける耕地未加入者について質問をいたします。現在、耕地未加入世帯は何世帯でしょうか、また外国人は何世帯かお伺いいたします。

町 長

現在、耕地未加入世帯でございますけれども、昨年の12月1日現在から4世帯減の320世帯、681人というふうになっております。

松下議員

これも私のいただいた資料とはちょっとかけ離れておりますが、平成20年5月1日 現在で未加入世帯が322世帯で、私が12月議会でちょっと時間切れになってちゃったときにお聞きしたのが324世帯ぐらいで、まあ2世帯減ったというようなことでございます。それから外国人世帯が478世帯ということであります。合計800世帯が耕地未加入とそんなように思われるわけでございます。それでまあ未加入者はIターン Uターン者が多いのではと思われますが、永住者もしくはアパートの居住者等の内訳が把握できているようでしたらお伺いをいたします。日本人だけで結構でございます。

町 長

お手元にあの入手されておる資料は5月1日の資料ではないかと、今あの、今日は6月の議会でございますので一番最新の6月1日現在の数字をつかむように指示をしまして、そのことを今申し上げておりますので、もう一度申し上げますが現在320世帯681人ということで未加入世帯でございます。ということでございます。

議長

町長、今のアパートなどの未加入者の状況は。

この日本人の方の耕地未加入世帯のうちのアパートの居住者と思われる世帯は104世帯204人というふうになっております。なお外国人につきましては424世帯63 3人ということで今承知しております。

松下議員

それでは次の質問に移ります。3月議会で同僚議員の質問に対しましてアンケート調査を行うとの答弁があったわけですが行ったのかお伺いいたします。まだ行っていないということはやらないということなのか、それともこれから行うのか確たる答弁を求めます。

町 長

3月議会の折りにご質問いただきまして、アンケートを実施するというふうにお答えをしまして、過日各課懇談でいろいろ今年度の事務の確認を進める中で、今年度の後半早い時期にこのアンケート調査を実施するという段階で今準備中でございます。

松下議員

まあ是非早い段階で、行政はなかなか腰が重いということが通り相場になっておりますので、是非まあ早い段階でお願いいたします。それでは次の質問に移ります。まああの未加入者の要因にはいろいろあると思いますがどのようなことがネックになって加入をしていただけないのか、そのようなことどこがネックになっているのか、どうお考えかお伺いをいたします。

町 長

まあこの未加入に対する考え方というのは非常にあのいろいろあるわけでございまして、また松下議員なりきのお考えもあると思いますし、まあ行政で捉えておるこの考え方、それから議員全員の方がそれぞれのいろんなお考え、住民の方も含めてだろうと思いますけれども、まあ我々がこうずっと振り返りながら現況を見るにつけて考えておることを少しちょっと申し上げたいと思います。特にまあこの今ある集落組織というものの基本、昨日も森岡議員からいろいろとご指摘もいただきご質問をいただいておる部分でございます。言葉でいえばこの共助の部分になるわけでありますけれども、この地域

力が非常に落ちてきておるということは否めない事実であり、そうしたこともこうした 未加入いうものに対するこの関連につながっておるんではないかというふうに第1の地 点で考えるわけでございます。昔でいえば農業の共同作業、いわゆる「結い(ゆい)」 というようなものも行われておりまして、そしてお互いが援助、協力、輪番制等、生活 面では冠婚葬祭であるとかお見舞いなどのこの相互扶助、共助の中心で成り立ってきた 歴史があるわけでございますけれども、最近の社会情勢はそのことが一変をしてきてお るということでもう申し上げるまでもないわけでございます。そのことが半面特にあの 都市の方というと語弊がありますけれども、この地域の方も一部そういうふうな考え方 も多いんではないかというふうに思いますけれども、全員とは申しませんけれども、の んびり過ごしたいのにこの地域での一緒になって作業をして汗かくのが嫌だというよう なこと、いろんな役職をやりますとこの役員が回ってくるのも煩わしい嫌だというよう なこと、地域の付き合いが非常にこの面倒で加入したくないと、こういうまあ一つの思 惑があることは皆さん事実であろうというふうに思っております。またこの新規に耕地 に加入をする場合、多くの耕地がまあ金銭面ではこの加入金、区費をいただくという耕 地費をいただくということを原則にしておりますけれどもやはりそうした面、それから 耕地の山林や集会所等のこの財産的な面からその金額に数千円から数万円といったよう なこの差もあるということで、大変まあ高い加入金のところについては、そのお話をも っていったときに大変驚かれてしまうというようなことも現実としてあるというふうに 思います。それからまあ都会でいえばこの税金を納めていれば国民の生活する権利が一 応まあ保障されておるというようなことの中で、このほかにまあ地域にとってはこれも また良い面もあるわけでありますけれども、この税外負担の問題もかなりいろいろとあ って、多いということも聞いております。で、半面で耕地への加入の気持ちはあるけれ ども、役員などの皆さん方がなかなか話に誘いに来てくれないというような声も一部に あるというようなことでございまして、こうしたことを考えるとやはりこれはあのこう した、是非町が、好んで気に入って住んでいただく人達とのコミニュケーションという ものもどうしてもこれは必要で、その上に立ってこの地域を理解をしていただくという 一つの考え方と取り組みが必要なんではないかなというふうにつくづく思うわけでござ いまして、従ってまあこうしたことを網羅した形で、また後ほどお話にも出るかと思い ますけれども、そのお話し合いの場というようなものも、いろんな各層の中で設けてひ とつ進めていく必要があると、要はこの心のふれあいと申しますかコミュニケーション、 こうしたことが一番の入り口としての先決問題であろうというふうに思っております。

松下議員

町長の答弁と私の思っておることとまあほとんど同じでございます。まあそういうことでなかなか入っていっていただけないとそんな面があるのではないかと思います。それでは次の質問に移ります。先日、新聞報道によりますと駒ケ根市では協働のまちづくり条例案を6月議会に提出し、7月1日の施行を目指すとありました。まあその中で杉本市長は条例をこれからのまちづくりのよりどころとし、自治組織は住民が心豊かで安心して暮らすため、また協働を進めるため最も大切な組織と位置付ける。市全体としてはやっぱり7割程度の自治組織加入率を底上げしたいと、そんなコメントが載っておりました。まあこれは駒ケ根市長が言うまでもなく全くそのとおりだと私も考えるところであります。まあ耕地未加入者は飯島町だけの問題ではなく、どこの自治体でも同し問題を抱えているのが現状でございます。まあそこで日本には次のような言葉があります。

「郷に入れば郷に従え」また西洋においては「ローマにありてはローマ人のごとくせよ」という言葉もあります。これは決して古い言葉でもなく、人間社会においては当然のことではないかと私は思うところでございます。今日本人にはこの従うということが死語となっております。このことが今日の社会情勢に反映し、人間関係が悪化に陥り、そういう現状がこのまあ毎日報道されているような事件としてのまあ裏返しになって現れているのではないかと私は思うところでございます。まあ町長はこの言葉をどう理解されるかお伺いをいたします。また突然ではございますが教育長にもお伺いをいたします。先程も答弁にありました。320何世帯が未加入者です。まあ未加入者の方もいろいろと理由があるとは思いますが、これは比べてみると田切区にも匹敵する世帯数です。現実には町の中が二重構造になっているということであります。自治組織の確立なくして、もう一方の重点施策、協働のまちづくり、みんなでつくる自然豊かなふれあいの町、飯島町が成り立っていくのか憂慮するものであります。この点をどう考えているのかもお伺いをいたします。

町 長

この未加入ということに関して、まあ古い西洋や日本のこの「ことわざ」を引用して の見解でございます。一つにはこの「郷に入って郷に従え」と、このことわざから意味 することは、他人の家に入ったらその家の「しきたり」に従いなさいと、また他の国に 行ったらその国の習慣・風習を認めて従ってくださいということだと思います。すなわ ちこの飯島町に住むようになったら飯島の習慣や風習を認めて、それを基本に生活をし ていきなさいと、こういう一つのことわざであり戒めであり一つの道しるべというふう に解釈するわけで、正にそのとおりであろうと思います。飯島に縁があって住んでいた だいた方については、この飯島を愛していただいて、と同時にまた義務と権利と両方を まあひとつ併用しながら、この地域力の力となっていただくということを大いに期待す るわけでございますので、そうした基本的な考え方を前提に立って、これから先ほども 申し上げましたアンケートの方もいろんな内容が跳ね返ってくると思いますし、そうし た当事者それからそれを取り巻く迎える側の方々とも交えたこの懇談の中で、一つのま た方法も出てくるかと思いますので、繰り返しそうした努力をしながら、と同時にこれ はあの特に上伊那の中でもいろいろ折りあるごとに話し合いをしますけれども、共通の 悩みであります。非常にあのまだまだ飯島よりも率として多くの方がこの地域に参画し ないというような厳しい現実を抱えておる町村も多いわけでありますので、近々またこ れを一つのテーマにした理事者以下総務課長まで含めたその話し合いの場を持つ機会を 予定しておりますので、また他町村の考えておることも情報交換しながら、ひとつ参考 にしながら飯島町なりきのまた対応をやってまいりたいというふうに考えております。

教育長

お答えします。通告書には私の名前がなかったもんですから用意はしてありませんけれども、かつてですね日本人の風土を表すのに「風の人それから土の人」というとらえがあったということを覚えております。風の人というのは、私は一時期県下各地を歩きましたので、ある部分風の人であったかというふうに思っております。もう一方ですね、土の人というのは、その土地の臭いを嗅ぎ、そこの土地に根ざし、そしてその風土に親しむというふうに私は理解を、その言葉を受け止めていましたけれども、いずれにしてもやはりその土地に入れば土の人になっていっていただきたい、そしてその風習に合わせて行っていただきたいというのが、私はずっと歩いてきたもんですからそんなことを思うわけでありますけれども、教育の見方から言いますとやはり子ども達は地域にあっ

て地域で育っていく、そしてそういうことを地域の方がまあ育てていただくにはやはり 土の人の観点で子ども達に関わっていただきたいな、子ども達を育んでいただきたいな ということは思っております。用意をしていませんでしたのでこの点はご理解いただけ ればというふうに思っております。以上です。

松下議員

教育長には突然の指名で答弁いただきました。私たちはやっぱり長い歴史の中で治山 治水に努め、また安心安全な水源を確保し、生活用水、農業用水、河川愛護、また生活 道路の維持補修をし、先祖からこの自然を受け継ぎ環境を守ってきたのであります。そ んなことをやっぱり「ターン者の方々にも理解をしていただき、この歴史の重みという ものを十分に理解をしていただき、加入をし、自治組織の充実に努力をお願いしていか なければと思うところであります。それには耕地担当制の職員も一役買ってはと考えま すが町長の見解を求めます。

町 長

いろんな形の中でこの耕地担当 、区担当というものがあるので、これをひとつ大いに まあ活用し、また地域としてもご活用いただくような方向で、今後そのことを生かして いきたいというふうに考えております。

松下議員

それでは最後の質問をいたします。私はIターン者の何人かの方に、飯島町に来た動 機を伺いました。まあその中には環境が良いまた田舎らしさが良いとかいろいろな方が おります。中には田舎暮らしをするまでにいろいろ若いころから考えて、35歳から考 えて25年間考えたと、まあそんなことで日本全国あっちこっちを歩いたところ、やっ ぱりここが一番良かったと、それで来てみてどうですかといったら、非常にあの私は 「田舎暮らしの本」という本を読んで、田舎に暮らすにはそういうことを理解をしない と田舎には住めないと、そういう勉強をしてきたので、なんら不自然さは感じないと、 まあそんな方がおりました。またその方は比較的暖かいとこから見えた方で、寒さはど うですか堪えますかどうですかと言ったら、そういうことは全然感じないと、全く快適 に住めて非常にまあいいということで、その方は地区の役員とか公民館の役員とかいろ いろやっていただいて、地域にまあ溶け込んでいてくれるのではないかとまあ私はそん なふうに感じたわけでございます。まあその半面、中にはまあ町に対し地域に対して、 まあホントそういうことを言って良いのか悪いかわかりませんが、まあよくもそこまで 言うかというようなご意見もあったことも事実でございます。まあ今まで私がこうやっ て質問してきた集大成として次のことを提案するものであります。まあ加入者、未加入 者の方々と行政、区、地域、三位一体となり懇談会、意見交換会等を開催すべきと提案 をするものであります。まあ先ほども町長そのような意向を述べられたわけでございま すが、ここで行政用語ではない前向きな答弁を求めるものであります。

町 長

お話にございましたようにあの大変多くの方がこの飯島の風土を好んでいただいて、 気に入っていただいて、そして飯島の一員となって一緒になって汗出していただく、そ れで協働のまちづくりにまあお手伝い一緒になってやっていただいておること、大変う れしく感謝しておるところでございます。半面まあ一方でさっき言ったような理由の中 から、なかなかそうしたふうに考えていただけない方も多いわけでございますので、ま あ人口増活性化という一つの大きな目標の中に、その辺のところをひとつの意思の疎通 を図りながらやっていくことがどうしても必要だと、そのことについてまあ行政も外か ら見ておるような傍観者であってはいけないというふうに思っておりますので、地域の 皆さん方と一緒になってそのことを少しでもまあ前進できるように努力をしてまいりた いと思っておりますが、そのためにひとつにはまあ実態どうお考えなのかというアンケ ート、それからその結果を受けてひとつ分析しながら各階層ごとがいいのかまた地域ご とがいいのか、またいろんな別の形がいいのか、いずれにしてもこの複数的な考え方で もってとにかく膝を突き合わせながら、懇談的なことを重ねて地道にやっていく必要が あるということでございますので、必ずこれは実施するように計画してまいりたいと思 っております。

松下議員

私もこの問題で何回か質問をしてきたわけですけれども、今日ほど町長が確たる答弁 をしていただいたのは初めてでございますので、まあ是非期待に沿うようよろしく実施 ができますようにお願いするものでございます。まあこのような意見交換会を持つこと によって私たちが気付かなかったこと等、まあいろいろと示唆に富んだ話も出てくると 思います。 I ターンUターンの方々たちは私たちとは違った世界を見てきていることも 事実でございます。良いことは吸収し理解を得る中で一体となり協働のまちづくりをし ていけるようにすべきと考えるものであります。そうすれば、ふるさと大使は外部ばか りではなく、内なるところにもいたんだわということにもなると私は考えますがいかが でしょうか。町長の見解を求め私の質問を終わります。

町 長

今までこの飯島で住んでいただいておる皆さんと、それから新たにお迎えをする皆さ ん方との気持ちの融合を図りながら、むしろ新しく見えた方、これから来られる方のお 知恵を拝借するような姿勢でもって、融和を図りながら一体としてこの地域が支えられ ていく、そういうことが理想でございますので、まあふるさと大使のお話もございまし たけれども、先ずこの地元の足元からそのことを固めていきたいというふうに思ってお ります。

松下議員

終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時46分 休憩 午前11時 5分 再開

議長

10番

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。 10番 内山淳司 議員

内山議員

それでは通告に基づきまして質問をいたします。私は国土調査についてと町道の認定 についてという活字の中で質問を進めてまいりたいと思います。この国土調査につきま しては課税客体の正確な把握と各所有する境界線を明確にするための調査であり、大変 重要な事業であると認識をいたしておりますが、この調査が始まって以来、平成6年か ら始まって今日までにこの調査の進行状態、進捗状況はどうかといいことでお尋ねをし たいと思います。

町 長

それでは今一般質問の最終の質問をいただきました内山議員にお答えをいたします。 国土調査、まあ地籍調査とも呼んでおりますけれども、先ずこの調査の事業の進捗状況 にご報告を申し上げます。この事業につきましては国土調査法等を根拠法令といたしま して、国土交通省所管によってお話にございました平成6年度から当町は平成36年ま

でを調査期間といたしまして、調査面積、計画では1,850ヘクタール31調査区を設ける中で国が2分の1、県が4分の1の補助を受けて、町も当然まあ4分の1という形になるわけでございますが、この補助制度の中で事業を行っております。事業の進捗状況につきましては調査区域ごとに地籍調査委員会が設置をされておりまして、委員の皆さんはじめ調査地区の皆さん大変ご協力をいただいてやってまいりました。現地調査でもって現時点37.8%、登記の完了実績として31%が平成19年度まで3月までの進捗率となっておりますのでご報告申し上げます。

内山議員

進捗状況についてお伺いしたわけでございますが、平成17年の4月の現在での予定では平成34年までがこの期間、調査期間というような形の計画であったようでございますけれども、この20年の4月現在においては36年までというような調査が伸びたということでございますが、このことについてその理由はどういうことで遅れてきたのかその辺をお聞かせ願いたいと思います。

建設水道課長

その件につきましては、この計画の第、当初第4次10カ年計画で事業を進めてきたところでございますけれども、第5次10カ年計画に変わりましてこの平成34年が36年まで延ばすという計画になったわけでございますのでお願いをいたします。以上でございます。

内山議員

この原因は予算的なものにも影響しておるというようなことをちょっと伺っておりましたが、その第4次の計画を立てるときにそういった状況下にあったんだなというような解釈をしていいんでしょうか。そんなように受け止めておりますがどうでしょうか。

建設水道課長

この関係につきましては国の予算配分等を考慮しながら、この第5次の計画を立てたということになりますので、そんなふうでご理解をいただきたいと思います。

内山議員

それから現地調査の中で37.8%、これはあの6年から始めておりますので、もう14年を経過してようやく37.8%ということ、それからそのうち31%登記完了ということでございますが、この登記完了をまあ未完了の部分ですね、その部分がさし引いてみますと6.8%ぐらいあるなというように感じるわけでございますけれども、この未登記分っていうのは何か未登記でおるその理由があるのでしょうか。もしありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

建設水道課長

19年度現在で31%登記済みということでございますから、18年度のような本認定されて登記所に要するに登録されたものがまた残っておるわけでございますので、19年度に調査したものは20年度で登記されますので、その分がその数字になるということでございますのでお願いをいたします。

内山議員

はいわかりました。私はあのこれをちょっと見たときに、これだけ未登記の何か理由があってちっとも進まなんどるんだかと思いました。そういった登記の手続きの中で遅れとるというようなことがこの差にあるんだとこういう理解でいいんですね、そう理解をいたしておきます。

それでは次に民民の境界の確定など住民役を高めるためがこの事業の一番の本題であり、町民の評価はどのような評価がされておるか、そのことについてお聞かせを願いたいと思います。

町 長

続いてご質問は民民の境界確定など非常にこの事業が町民の皆さんに与えるメリットが多い事業であるというふうに言われておるけれどもその評価はどうかということでございます。ご承知のようにこの地籍調査につきましては一筆ごとの土地について、その

所有者、地番、それから地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行いまして、その結果を地図及び簿冊に作成するものでございます。地籍調査によって作成されたこの地籍簿と地籍図はその写しが登記所に送付をされまして、登記所において地籍簿をもとに土地登記簿が改められるという他に、地籍図が地図として備え付けられていくという大変まあ整理をされていくわけでございます。地籍調査の一筆調査それから地籍測量、成果の閲覧等の中で一筆ごとの土地について所有者、土地の所有者の立ち会いで、この所有者や地番、境界等の確認が逐一行われまして、いわゆる土地の正確な位置等が確認をされると、そして確定をしていくということになります。この地籍調査では自分の土地の正確な把握、登記所の地図と土地の現状が一致をしていくために、売買の折りにや、それから分・合筆の円滑化、さらに未登記解消も図られるために町民の皆さんから大変まあこの国土調査事業ということの実施段階では早期に実施が求められてきた事業でございまして、また土地の境界確認が簡単にできるために道路整備などの公共事業の計画決定や、用地取得及び災害復旧の迅速化等にも役立っておるという現状でございます。こうしたことをまあ総合的に考えますと、現実の問題として町民の皆さんから大変大きな評価をいただいておるというふうに考えておるところでございます。

内山議員

確かに今答弁のあったようなことが、まあ期待もされとるし、それからそういう成果が上がっておるということを感じております。こういった調査がなされておれば、いろいろな場面でトラブルというか土地のトラブル等に役立ったのではないかというような事例が今までにもたくさんございます。しかしながらこういった調査、地籍調査をする中でそういったことが解消されていくんだということで、大変結構なことだと私も感じております

続きまして課税客体の適正な把握による課税効果には上がっているかどうかということでございますが、そのことについて説明をしていただきたいと思います。

町 長

この調査事業を進めることによって確定したこの効果、特にまあ課税への波及の問題もあるわけでございますけれども、まあ税額でどうのこうのという細かい把握までは至っておりませんけれども、この登記簿面積等の増に、まあ長伸びをするというふうによく言われておりますが、これによりますと平均で4.8%今までの調査前よりも増えておるということが把握をしておりまして、この増加分が課税効果の方にも波及して効果があったというふうに推計をされております。まあこれはあの決して増収対策のためにやっておる事業ではございませんけれども、結果としてこういう課税への効果も認められるということでございます。

内山議員

着実にその課税効果が表れているというような解釈をするものでございます。続きまして今後の事業計画及び事業完了までの見込みについてお聞かせを願いたいと思いますが、一番先の質問の中で、34年が36年に流れたと伸びたという形の中で、今この財政困難な時期にそのようなことでこれ以上伸びるということはないかどうかということと、その見通しを含めながら答弁を願いたいと思います。

町 長

この事業のまあ今後の取り組み計画でございますけれども、やはりこれはあの町民の皆さんはもちろんでございます、まあ行政としても一番基礎的な基本的な調査でございますので、財政問題いろいろあるわけでございますが、国県の補助を受けて計画どおり何としてもまあ最優先で進めていきたいというふうに取り組んでおりますので、今後のそうした見通しと年次計画等の、それからあるいはまた最終目標的なことについて担当

課長の方から申し上げます。

建設水道課長

先程も申しましたように第5次10カ年計画がこの9年目になっておりますので、この22年に6次10カ年計画を立てるように今進めているところでございます。それでこの第6次の計画を立てるにあたりまして、まあ国との予算の配分等も財源の配分等もありますので、まあ36年に確実に終わるという計画が立てれるかどうかということには確約できませんけれども、今平均40ヘクタール余の計画で36年をもって終わるという計画でおりますので、まあそれに従って出来るように計画を申請をしていきたいというように考えておりますのでお願いをしたいと思います。

内山議員

これから36年までと言いますと16年間、まあ第6次は10年間というような形の中でこれから立てるんだということのようでございますが、その後まだ第7次というような計画もその時点になれば立てていくんであろうと、こんなように思うわけでございますけれども、こういった調査ができるだけ住民益のためにも早い時期のうちに完了するような、そんな形での国あるいは県への要望、そういうことができるかできないものか、またそのようなことを要請をしていくことが大事じゃないかなとこんなように思うわけです。ことにまあこれは時代が流れていくわけでございますけれども、それぞれ年配というか年をとってきた者が今、中心になってというかそういう形の中で過ごしておるわけでございますけれども、そういった人たちが自分の土地そしてそれが、あいまいのままの中でその時を過ごしていくということは大変こう気持ちの上で心配な部分があるわけでございますので、このことができるだけ計画より早まるような施策を講じてもらえるように、その要請をお願いをしておきたいこんなように考えますが、町長はそういう意思というか気持ちがあるかどうかお聞かせを願いたいと思います。

議長

その前に只今地震が発生したようでありますので、総務課長に情報をキャッチするよう今この席をちょっと退席いたしましたのでご承知おき下さい。

町 長

そんなことでまた報告があり次第ご報告を申し上げます。

今後の進め方についてこれはあの飯島のみだけではございません。全国こうした事業を取り組んでおりまして、まだまだこれは息の長い事業でございますので、国の方も途中で途切るというような施策は毛頭考えてはいないと思いますので、これまでもあの県議会が上伊那の現地調査等で入ってきた時にもいろんなまあ道路や川やことの中にこうしたメニューも入れて、引き続いて促進するような要望も申し上げたり、それから県の町村会の土木部門での、私もそのメンバーの一員でございますが、こうしたことも他の関連の施策に含めて、計画的な進捗というものを求めてきておりますので、今後とも途切れることなくひとつこの事業、続けれるような今後とも努力をしてまいるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

内山議員

それでは次の問題に移ってまいりたいと思います。町道認定についてということで町道の認定に関する基本的な町の考え方についてお尋ねをするわけでございます。そのことについてどのような基準を持ちながら、そしてこのことを町道としての認定をされておるのか、そのことについてお聞かせを願いたいとこう思います。

町 長

それでは最後のご質問のこの町道認定ということに関しまして町の基本的な考え方について申し上げます。この町道の認定につきましては昭和27年に制定をされました道路法の第8条というのがございますが、各自治体まあ町では町長は議会の議決を経たうえで町道認定をするという手続き制度になっておるところでございます。そこで飯島町

が現在認定している町道は昭和59年に整備をし直しまして、その際に各耕地の同意を得たうえで完成したものでございます。今のところ総延長が345.6キロという延長になっております。町が新設改良する道路につきましては、用地買収をして用地の確定をして道路完成の時点で町道認定をしてまいります。これ以外にまあ民間の方で宅地開発等をする場合が多いわけでございますけれども、これにまあこの敷地内道路というものもつくわけでありますが、こうしたものにつきましてはこの道路敷地及び工作物等については町へ寄付をいただいて、完成後に寄付をいただいて、それで町の所有とした後に町道に認定をすると、こういう手続きで今お願いをしてまいりました。ただし道路の幅員が建築基準法の42条というのがございまして、この法の道路の定義によりまして幅員が4m以上あって道路構造令に適合していることを条件としておると、これがあの町道認定の基本的な考え方でございますのでご承知いただくようにお願い申し上げます。

内山議員

只今町道認定に関して町としての基本的な考え方をお伺いいたしましたが、昭和27 年に制定された道路法により町長が議会の議決を経てうえで認定をしているというお答 すでございましたが、現在認定している町道は昭和59年に整備を見直し、その際に各 耕地の同意を得たうえで完成したものだとこのように言われておりますが、これらの経 緯を踏まえて認定された町道が、一個人の生活や営業のために私有地に開設した道まで が、本人の知らぬ間に町道として認定されていたというような事例がありました。現に 今議会の議案に上程され廃止に採択された道路もあったわけでございますが、これもそ の地主が勝手に自分のとこへ道路を開け使用していたと、そしてそれも町道としてとい うような形の中での審査というかお願いもしないうちにそれがそういう形になっとった というような事例がございます。もともと今度これが廃止になり個人のとこへ戻ってき たわけでございますので、当然ながら自分のものとして今まで管理をしてきたものでご ざいますので、そのことの経緯にとやかくいうわけではございませんけれども、そうい った形で認定をされたそんな道路がこの町内にもかなりあるのではないかなあとこんな ように思うわけでございます。特に昭和59年に整備を見直したという形の中では、航 空写真によるものを基礎として、そこに写っていた道路をそのように便宜上扱ったとい うようなふうにも受け止められるわけでございますが、そういったところが他にもかな りあるのではないかなと、まああえて言いますがそんな気がいたしております。と言い ますのはそれぞれ町道の拡張なり改良工事なりしたときに、地先から少しずつ出し合っ て町道を改修補修をしたというような場所で、そういうとこに携わっておる皆さんがど うもおかしいと、我々のところにはそういう話がなくとって、何時か知らん間に町道に なっとったと、いうそういうことを言っておる方がおります。かなり多くございます。 以前のことでございますので、今の工事においては道路を工事をする前に、そういった 登記までの確認をきちっとした形の中で進められているようではございますけれども、 以前の時にはそういったものが無かったのではないか、そんなような気がいたしており ます。そこら辺はどのようなことを思っておられるのか、また見解はどうなのかお願い をしたいと思います。

町 長

まああのこの道路の認定改廃につきましては、先程申し上げたひとつの道路法の基準 と手続きによってやっておると思います。ただあの今おっしゃるような事例が、まあか つては町の方も地元施行というようなことで、土地のご協力とまあ実際道路を作る方も ご協力いただいて、結果として開いた道が町道になっておるというようなことも、それ がなかなか登記が遅れておったというかつての経過も承知しておりますが、これがかなり町内に頻繁にたくさんあるというようなことがどうなのか、ちょっとあの担当課長の 方から現状、分かっておる範囲内で申し上げたいと思います。

#### 建設水道課長

道路の廃止につきましては今、内山議員さんから申しましたように、今現在では道路 改良につきましては要するに用地補償の契約をし、その権利が町に移譲できた時点で道路の改良をしていくと、こういうことでまたそれで改良が終わった時点で認定をして議会の議決を経て町道認定という形になっておるわけでございます。内山さんの言うもう一つの、今まで要するに町道で59年の見直しに町道認定したが、そこは私有地であるとこういう部分の廃止でございますけれども、この関係につきましては59年の時点で、要するに私有地であっても皆さんが共有して道路として使っている道路につきましては、町道として上げて、それに不都合があれば要するに町道から外していくというそういう部分の中で認定をしてきたというように記憶をしております。そういうことで今の経過等があれば、その申し出によりまして耕地総代さんまたその隣接者、区長さんの同意を得て廃止をしていくとこういうことでしておりますので、お願いをしたいと思います。以上でございます。

#### 内山議員

納得をいたしました。しかしそれはあのそれぞれの地元から要請があった場合であるのか、それからあの小さなことでは、あの拡幅をしたときに自分は提供したが、その部分のものがちゃんと登記をされておって、町道として成り立っており、固定資産の負担は受けておらんのだろうが、その辺がはっきりしないというまあ方もございます。そんなような形の中ではそういった工事を行うときに、これからは今までのことは別として、これからはちゃんとその地元の人に納得をしてもらうなり、また登記ができた段階でその写しなんかをその関係者に渡していくっていうことが親切であり、必要があるんではないかとこんなように思います。特にこれからあの土地の異動等がかなり出てくる地域もございます。そういった形の中ではそのことが大きくネックになり、そして国調にかからない、まだかかっていない30何年かになるというような地域の人たちにしてみれば、自分でその土地を放すときにその費用を測量費用を出しながらそれをやっているというような事実がございますので、そういった形の中で今言った登記が済んだ、何々がどうしたという時には、そのものをその関係者に売ったことにしろ、分けてもらったことにしろ、そのまあ買ったときにはそれはちゃんとわかるんでありましょうけれども、そういったことをまあやっていただきたいなと、そんなことを要望しておきます。

それから町道の新設や道路改修、拡幅工事で道路構造上、道路と民地の境に関する基本的な考え方、もしくは基準はどうなっておるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

#### 建設水道課長

その件につきましては場所によって状況が違います。隣接する民地の方の要望等で条件が変わってくるところでありますので、基本的には民地側の形状変化にあっても道路本体を確保できるところを境界ということでしております。またあの側溝等構造物が壊れた場合に民地に迷惑をかけない修繕のできるように、30センチの余裕をもって境界としております。

## 内山議員

その件は承知をいたしました。それではあの次に新設改良等用地取得後の登記事務は 順調に進んでいるのかどうか、ということをお聞きをしたいと思います。

#### 建設水道課長

先程も申しましたように、現在、新設・補修等の関係で用地の買収等をする場合につ

きましては、契約をし、登記をし、その完了後工事をするということになっておりますので、未登記というのは無いわけでございますけれども、たまたまその土地について相続が困難だという場合につきましては、そういうところが若干ありますので、早く相続をして譲渡してほしいという形で進めておるところでございます。

## 内山議員

先程も申し上げましたが、是非、今の形の中で、例えば登記をしたときにその、こっちへ返してくるっていうか、その元地権者だったとこへ返してくるというようなことの手続きなり確認をしっかりさしていっていただきたいとこんなように思います。このことはこれからの工事の扱いの上でそのことを明確に今後しっかりと進めていってもらいたい、このように思います。

町道用地について長期にわたり未登記を原因とする納税者は考えられるかどうかとい うことをお聞きをしたいと思います。

#### 住民福祉課長

固定資産税の土地の地目の認定につきましては、現況の地目で評価をしているのが現状でございます。未登記部分につきましては航空写真等を参考に、道路部分と分割評価を行い非課税としています。また公図と現地が全く異なっている場合など多々見受けられるわけでございますが、分割評価のできないところがあります。国土調査によりまして課税客体の適正な把握が必要となっているのが現状と考えられます。

#### 内山議員

それでは次の問題へ移ります。未登記があれば今後の登記事務に関する方針はどのようにされるおつもりかお聞かせ願いたいと思います。

## 建設水道課長

未登記の主な原因につきましては公図と現地が合わないための地図混乱、及び相続不能または現職員の気宇が主なものとなっております。現在の町道にかかわる用地取得につきましては登記完了後に事業実施をしておりますので、未登記の事例はほとんどありませんが、それ以前の事業に伴う未登記につきましては地図混乱が原因の未登記になって、国調の解消または相続について関係者の働きをかけて行って、未登記解消に務めております。

## 内山議員

未登記解消にはそのような事態があるというようなことで、そういうことで解消するというように理解をいたしますが、最後にいろいろな原因によるこの未登記によっては国調に委ねる方針のようでありますが、近年中に国調に入る調査区域は別といたしまして、最終年度に予定されている調査区域にあたる地帯はこれから15年も6年もあるわけでございまして、この八重ますが、国調でのこの調査を一日も早く完了することを願うところでございます。先程も申し上げましたけれども、そういったことの解消するためにも国県へのこういったことに対しての要請活動を願いまして私の質問を終わりたいと思います。

#### 議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。 その前に先程の地震の関する情報で総務課長より報告申し上げます。

# 総務課長

それではあの地震の速報が入っておりますので報告をさせていただきます。11時2 1分頃の地震ということでございまして、震源地は長野県南部、木曽方面でございます。 震源の深さは約10キロ、地震の規模はマグニチュード4.8と推定をされております。 この地震による震度でございますが、特に震度4、木曽方面でございます。震度3が諏訪、伊那地区、それからこの役場におきましては、役場の震度計は1.5を指しておりまして、これはあの報道では2となります。速報でも震度2飯島ということになってお りますので報告させていただきます。以上でございます。

午前 11時45分 散会

# 平成20年6月飯島町議会定例会議事日程(第4号) 平成20年6月17日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 請願・陳情等の処理について

日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

# 平成20年6月飯島町議会定例会議事日程(追加日程第1号)

平成20年6月17日

追加日程第1 発議第2号 「森林・林業・木材産業施設の積極的な展開を求める意見書」の提出に

ついて

追加日程第2 発議第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第4号 「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出につい

て

追加日程第4 発議第5号 「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大

と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出につ

いて

- 1 町長閉会あいさつ
- 1 閉会宣告

# ○出席議員(12名)

1番 森岡一雄2番 曽我 弘3番 宮下覚一4番 坂本紀子5番 三浦寿美子6番 野村利夫7番 宮下 寿8番 竹沢秀幸9番 平沢 晃10番 内山淳司11番 松下寿雄12番 織田信行

# ○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高 坂 宗 昭	副 町 長 箕浦税夫 総務課長 小林広美 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会 計 課 長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 塩沢兵衛

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠 議会事務局書記 千村弥紀

# 本会議再開

開議

長

議

平成20年6月17日 午前9時10分

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。

去る10日の本会議において付託した請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に 配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。

本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営 の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。 なお気温の上昇が予想されます。 上着の着用を自由といたします。

議長

日程第1 諸般の報告。諸般の報告はありません。

議長

日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

議事進行についてお諮りします。各請願陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

宮下総務産業委員長。

総務産業 委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る6月10日の本会議において本委員会に付託されました20陳情第6号「森林・林業・木材産業施設の積極的な展開を求める陳情」につきましては6月16日に委員会を開催し、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり、採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程に出された主な意見につきましては、近年地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まっているが、一方で林業を取り巻く厳しい状況のため森林経営は危機に立っている。このような中、森林整備を推進していくためには森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策や、公的機関の役割の強化、または森林・林業の担い手等、山村の再生に向けた積極的な取り組みが重要であるということでございます。また町でも森林税の活用をはじめ、森林・森づくりには前向きな取り組みを行っているところであり、地域林業の振興は推進すべきというものでありました。

続いて20陳情第7号「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり 宣言」採択にかかわる陳情」につきましても、6月16日に委員会を開催いたしまして内 容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択とすべきものと決定しました ので報告いたします。審査の過程に出されました主な意見につきましては、本案件の内容 を要約しますと、長時間労働の根絶や労働者の社会的基盤の確立等、職場における労使双方の間の問題と思われる。また、まちづくり宣言文に関わる陳情におきましては、飯島町では既に労働時間の短縮に関係した宣言として、ゆとり宣言が平成2年6月20日付で議会議決されておりまして、今回と重複する点が多いという意見がありました。以上報告といたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

議 長 社会文教

委員長

内山社会文教委員長。

それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る6月10日本議会におきまして本委員会に付託されました3件の請願案件につきまして、6月16日委員会を開催し、説明者として請願人である飯島町公立学校教職員組合代表の小野氏の出席を要請し、説明を求め内容を審議いたしましたので結果を報告いたします。

初めに20請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する請願書」については、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。なお審査の経過及びその過程において出されました意見について申し上げます。保護者や市町村負担が増えている。教育の機会均等、財源的支援が必要である。給食費や授業未納は保護者に責任とけじめが必要。節度ある認識の上、本請願に替成する。

次に、20請願第2号「35人学級の早期実現、教職員定数の増を求める意見書提出に関する請願書」については、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しました。なお、審査の経過及びその過程に出されました意見について申し上げます。教職員の「狙い撃ち」という文言を考慮する中で賛成という意見が出ました。次に請願20号の3でございますが、「長野県独自の30人規模学級及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」につきましては、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しました。なお審査の経過及びその過程において出されました意見について申し上げます。理想は30人以下学級が良いとのことがアンケートで多く出ている。早急に求めていくことが良いなどという意見が出ました。以上報告といたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。内山社会文教委員長自席へお戻り下さい。

宮下四区陳情審查特別委員長。

四区陳情審査 特別委員長

それでは四区陳情審査特別委員会の審査報告を申し上げます。去る6月10日本会議において本委員会に付託されました20陳情第8号飯島町四区連絡協議会陳情につきましては6月13日に委員会を開催し、参考人として四地区の区長、また説明員として関係所管課課長並びに次長の出席を求め、内容を慎重審議いたしました。なお本陳情は飯島町四区

- 3 -

- 4 -

連絡協議会から提出されたものではありますが、内容からして各区ごとの要望案件であるとの判断ができることから、一括審議ではなく1案件ごとの分割が妥当ということの認識の上に審議することといたしました。その結果お手元の報告書のとおり、(1)飯島町の機構と四区制の位置付けについては趣旨採択とすべきもの、2つ目、竜東線建設促進については採択すべきもの、3、公民館へのNTT電話設置につきましては採択すべきもの、4、田切地区への住宅団地造成については継続審査とすべきもの、5番、本郷農免農道及び飯沼線交差点への信号機設置につきましては採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

次に審査の過程で出されました主な意見を順次に申し上げます。1番に飯島町の機構と 四区制の位置付けにつきましては、現在、町と区長を中心とした各区との関係は二重構造 となっているため、共に苦慮している面が多く見られると思う。よって解消の方向で検討 すべきということ、一方で理事者が今考えている方向に沿って拙速な結論ではなく、前向 きに検討する必要があるということでございました。2つ目、竜東線の建設促進につきま しては現在、県伊那建設事務所で153号線バイパス工事とともに建設に向け鋭意努力さ れてところであるが、建設促進には同意できるということでございます。 3 、公民館へ のNTT電話設置の件につきましては田切公民館のみならず、9月のCEKデジタル化に 伴う対応が各区並びに各公共施設への設置については早急な対応を望む、また使用料金を 含めて検討が必要ということでございます。次4番、田切地区への住宅団地造成の件につ きましては町の人口増対策においては住宅団地の造成も必要と思われるが、田切地区内で 計画あるいは想定される位置がまだ決まっていない、2つ目、町としては現時点では予算 措置を含め計画されていない。また建設には費用対効果の観点から、計画を含め早急な結 論ではなく、今後において検討する必要がある等の意見から、委員会の総意となりました。 5番、本郷農免農道との国道交差点への信号機設置については要望の実現に向けて町の対 応は認めますが、この案件は既に議会としても採択されており、交通の安全の面からも一 日も早い設置を望むというものでございます。以上報告とさせていただきます。

議長

議

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。宮下四区陳情審査特別委員長自席へお戻り下 さい。

議 長 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

なお20陳情第8号飯島町四区連絡協議会陳情につきましては、委員長報告に基づき項目ごとに討論採決を行いたいと思いますが異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、20陳情第8号飯島町四区連絡協議会陳情につきましては項目ごとに 討論採決を行うことに決定しました。

最初に20請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」についてを採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って20請願第1号は採択することに決定しました。

議長 次に20請願第2号、「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20請願第2号、「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って20請願第2号は採択することに決定しました。

議 長 次に20請願第3号「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の 拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」につ いて討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20請願第3号「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大 と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」を採決し ます。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長の報告の とおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って20請願第3号は採択することに決定しました。

議 長 次に20陳情第6号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情」につい て計論を行います。計論はありませんか。

(なしの声)

議長討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第6号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って20陳情第6号は採択することに決定しました。

議 長 次に20陳情第7号「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり宣言採択にかかわる陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

- 5 -

- 6 -

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第7号「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のまちづくり宣言採択にかかわる陳情」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って20陳情第7号は趣旨採択することに決定しました。

議長

次に20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(1)飯島町の機構と四区制の位置付けについて」を討論を行います。討論はありませんか。

1番 森岡議員

私はこの件について採択の立場から意見を申し上げたいと思います。この陳情につきましては飯島町独特の区と耕地という二重構造の中で行政協力が行われてまいりました。近年行政事業も増えるとともに二重構造故、不都合も生じてきております。陳情の意志・趣旨は自治体組織として安定した運用のできるようということが求められております。その方法として条例又は規定や法人化などを含めて、審査会等研究検討の場を持って十分審議をしていただきたいと、こういう陳情でございます。聞いておりますと趣旨採択の理由とほぼ同じな気がいたしますが、そうした理由からこれは採択すべきものということで申し上げたいと思います。

議長

他に討論ありませんか。

平沢議員

9番

私は趣旨採択の立場で討論を行います。区の権能は当初よりこれ財産区及び営造物の管理処分のみに限定されておりました。対外的には行政権の主体として公法的な権力関係を生ずる余地はありません。また町村制においては単に町村内の区、または町村の一部とあるのみで、それが私法人であるのか、法人格を要するものかは疑問であります。従って町条例規定等、区の位置付けを明確化することにより一層の区の負担が増すことも懸念されると考えられます。この二重構造の解消はこれは新たに取り組む基本構想審議会の中で、協働のまちづくりを重点施策として取り組んでいかなければなりません。陳情の内容については深く理解をいたします。よって趣旨採択を尊重して前向きに十分検討する必要を認め、趣旨採択を提唱いたしたいと思います。以上です。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情 (1) 飯島町の機構と四区制の位置付けについて」を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情を趣旨採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

ご着席下さい。起立多数です。従って20陳情第8号(1)は趣旨採択することに決定しました。

議長

次に20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(2)竜東線建設促進について」討論を行います。討論はありませんか。

9番

平沢議員

竜東線田切区早期工事着工についての賛成の立場で討論をいたします。竜東線については再三ご説明のとおり、平成10年3月吉瀬・日曽利間3.8キロメートルのバイパスルート案が設定以来10年の月日を経過しております。この時代の背景もルート見直しの大きな理由と考えられますが、この当初目的の、各地でまあ地震も起きております。震災対策緊急輸送道路に指定をされております。そして広域的な南北軸として地域間の交流・連携を強化され、地域の活性化のためにも、このもう既に新ルートの取り組みもなされております。一日も早い工事着工に向けて議員各位のご賛同をお願い申し上げて賛成討論といたします。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(2) 竜東線建設促進について」採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って20陳情第8号(2)は採択することに決定しました。

議長

次に20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(3)公民館へのNTT電話設置について」討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(3)公民館へのNTT電話設置について」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って20陳情第8号(3)は採択することに決定しました。

議長

次に20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(4)田切地区への住宅団地造成について」委員長報告は継続審査であります。お諮りします。本件は委員長報告のとおり継続審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情」(4)田切地区への住宅団地造成については継続審査とすることに決定しました。

議長

続いて20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(5)本郷農免農道及び飯沼線交差 点への信号機設置について」を討論を行います。討論はありませんか。

11番

- 7 -

- 8 -

松下議員

この請願は今までに何回かというか出ておるわけですけれども、まあ今度、農免農道も 完成する中で重大事故も何件か人身事故の、それこそまあ大変な事故が二度起きておりま す。そんなことでまああのバイパスの完成をみてというようなそんな考えもあるようです けれども、まあ是非それまでというとまあかなり年数も経過いたしますので、是非早急な 設置を要望するものでございます。是非皆様方のご協力を得たいと思います。

議長

他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

20陳情第8号「飯島町四区連絡協議会陳情(5)本郷農免農道及び飯沼線交差点への信号機設置について」を採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って20陳情第8号(5)は採択することに決定しました。

議長

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査とい たします。

議長

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

[追加議案配布]

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま、お手元へお配りしましたとおり、竹沢秀幸議員から3件、宮下寿議員から1件の議案が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し、議題にしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って議案4件を日程に追加して議題とすることに決定いたしま した。

議長

追加日程第1 発議第2号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 宮下 寿 議員

7番

宮下寿議員

それでは趣旨説明をしたいと思います。「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を 求める意見書」の提出について説明をいたします。森林はそれ自体が資源の供給源となる ばかりでなく、国土及び自然環境を保全し、国民の生活と生態系の持続性を維持する基盤 となっていることを認識しなければなりません。適切に管理され健全な状態にある森林で は地中の樹根が発達し、これが土砂をしっかり保持してその崩壊を防止すると同時に、地 表が下草などで覆われ、土壌の流出を防止する機能が発揮されています。また森林は二酸 化炭素を吸収し炭素を固定貯蔵する働きにより地球の温暖化の防止にも貢献するほか、大 気の浄化にも役立っています。わが国の林業は木材価格の低迷、林業経営費の増加、林業 労働力の減少、高齢化など林業経営を取り巻く環境は年々厳しくなってきており、このま までは林業経営者の意欲が一層低下し、適切な森林整備が行われなくなることが懸念され ます。今後の森林整備に当たってはこれまで造成された人工林の適切な整備が重要ですが、 その主体を成す間伐は実施が停滞しています。このような状況に対応して意欲的な林業経 営者や事業体を中心に経営基盤の強化を推進し、林業経営を改善していくことが必要です。 林業の担い手である山村の現状は人口が国の4%に満たず、国土面積で47%、森林面積 で60%を占めています。国土の大半を占める森林の管理や林産物の供給がわずかな人口 の山村の人々によって支えられてきたことは言うまでもありません。一方で山村の基幹的 産業である農林業は収益性の低下、労働力の減少、高齢化など極めて厳しい状況に直面し ており、従来山村住民を中心として支えられてきた森林整備が適切に行われなくなってき ています。このような状況から今後の林政の展開にあたっては、森林吸収源対策の推進は 元より、特に国有林野事業などにおいて安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要 な役割を果たす水源林など、公益森林の整備、更に地域林業、木材産業の振興を通じた山 村の活性化に十全に寄与できるよう、先の朗読にありましたとおり、4項目を付して意見 書の提出を求めるものであります。議員各位にはこの趣旨をご理解いただき、全員のご替 同をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

9番 平沢 晃 議員

9番 平沢議員

只今提案の森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について、提案者 の意見を全面的に賛成の立場から所信を申し上げます。説明のように森林は土砂災害や洪 水を防止し、水や空気を育み二酸化炭素の吸収源として地球の温暖化防止に貢献したり、 再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するなど様々な機能を持 っており、私たちの安全安心な暮らしには欠くことの出来ない社会共通の財産であるとと もに、ひいては緑の社会資本でもあります。森林は今危機的な状況にあります。木材価格 の低迷などによる林業の採算性の悪化や、薪・炭などのエネルギー利用の減少などにより、 森林と人との多様な結びつきが途切れて、間伐などの手入れが行われずに森林の荒廃が進 行しております。このままでは安全安心な生活環境への影響が懸念されるとともに、地球 規模の環境保全への貢献にも支障をきたす状況です。従って森林づくりを支えるために集 中的な間伐を中心とした森林づくりを行う必要があり、先送りできない時期を迎えており ます。長野県でも「森づくり県民税」による里山を中心に森づくりを推進しており、市町 村が行う地域性を生かした森林整備を行っております。当町でも地域づくり委員会が中心 となって森林の多面的機能を発揮すべく計画が進んでおります。今後の林政の展開にあた っては安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等広域森 林の整備、更には地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に寄与できるように強 く要請しなければなりません。当町でも直面している大きな問題と受け止めて、議員各位

のご賛同をお願い申し上げます。

議 長 6番

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

野村議員

私はあのこの内容ということではなくて、実は文書の統一をお願いしたいと思います。 実は横書きでありますのでやはり算用数字を使って、1,2,3,4、で、( , ) 打ち、 文章を繋げていくと、この提案をいたします。

議長

ご意見として承っておきます。

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号森「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議 長 (議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員

それでは義務教育費国庫負担制度とその堅持を求める意見書についての提案趣旨説明を行いたいと思います。この課題は前年に引き続き提案するものでありまして、国の21年度予算編成に向けて意見書を提出する議案であります。わが国及び地方自治体の財政再建の手段として三位一体の改革が行われまして、国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減の代わりにですね、住民税等地方への税源移譲が行われつつあるわけでありますけれども、同義務教育費国庫負担金も2006年から国庫負担率がご案内のとおり2分の1から3分の1に引き下げられたところでございます。要するに一般財源化されましたわけでありまして、このことによりまして結果として市町村負担あるいは保護者負担の増額ということになっている現状であるわけであります。本来国民に等しく義務教育を保証する観点から言えば、本来国の責任において財政負担を負うべきであると思うわけであります。本意見書を昨年長野県81市町村中60市町村が意見書を提出しているところでございます。子ども達に平等な教育環境を整えることが必要でありまして、要望2項目が実現されますよう議員各位のご理解をいただき、本意見書を議決賜りますよう提案申し上げます。以上でございます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

5番 三浦寿美子 議員

5番 三浦議員

それでは義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出することに賛成の意見を申し上げます。生活に困窮をし教材が買えない、修学旅行に行けない行かない、そういう子どもが増えているという実態が現実の話として報道をされておりました。義務教育である小学校中学校の話です。家庭の事情で受ける教育に格差が生まれてはならないと思います。国庫負担率が3分の1に引き下げられ、市町村の財政負担は増え、保護者負担の増額などにも繋がっていると思われます。国は教育の機会均等を保証するという観点からも国庫負担率を2分の1に戻すべきだと私は考えております。また今までに除外をしてきました教材費・旅費・共済費などなどを国庫負担として元にすべきで、保護者負担や市町村負担を軽減するように努めるべきだと思います。様々な格差が生まれている中で、子ども達が日本のどこにいても格差のない公平な教育が受けられるようにすることは今まで以上に求められているように感じております。私は意見書を提出することを賛成いたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長

日程第3 発議題4号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出 についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議 長 (議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員

再び登場いたしました。「35人学級の早期実現、教職員定数を増求める意見書」についての提案趣旨説明を行います。国の定数改善策は40人学級のままであります。国の21年度予算編成に向けて意見書を提出する議案であります。どの子にも行き届いた教育をするため35人学級の早期実現、教職員の増を求めるものであります。国の法改正を受けまして本県、長野県も含め独自の財政措置により少人数学級を実施していますが、国の責任で35人学級を実施していく必要があるわけであります。わが飯島町はまあ田舎でございまして、良識ある保護者と教員のコミュニケーションがとられているわけでありますけれども、全国的には子どもを通わせている学校に対して、一般常識では考えられないようなクレームをつける親がいるわけでありまして、この失言ですが「モン親」と略されておりまして、モンスターペアレント、「クレーム親」とも言われているのが横行している今日であるわけでございます。国への制度改革要求をする必要でありますけれども、保護者

の意識改革は相まって行われる必要があると思います。文科省では25,000人教職員増ということを要求しておりますけれども、現実は財務省との食い違いもあるということで、意見の食い違いがあるところであります。教育現場の声として適正な人数の学級となりますとですね、発達障害の児童生徒を含めて接する時間など違うし、教員のゆとりもできて良いという現場報告もいただいたところでございます。定数は幾人が適正かという議論もあるわけですけれども、限りなく少なければいいというものではないわけでありまして、生活集団と学習集団の一致できる適正規模というのが必要なわけでありまして、教育現場の全国アンケートの中では30人以下というのが適正だという報告があるところでございます。本意見書は国の次期定数改善計画で35人学級とすると同時に、必要な教職員の人員人材の確保を要望する意見書でございます。これが実現されますよう議員各位のご理解を願い、本意見書を議決賜りますよう提案申し上げます。以上でございます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

2番 曽我 弘 議員

2番曽我議員

今この青少年の育成についてということが非常にまあ重大な課題であることは申し上げ るまでもなく、ご理解がいただけるものと思います。そういう中で子ども達が非常にまあ 環境に左右されやすい支配されやすいということがあるので、是非この家庭でも学校でも 社会でも良い環境づくりに努力しなければならないとこういうふうに考えます。従って学 校教育も従来のような詰め込み学級、60人1クラスというような時代から今はまあこの 35人 学級というものに求められてきておるわけですが、提出者の説明もあったとおり、 まあ30人以下、25人から30人という先生方の意見が半数を超えて圧倒的に多いと、 25人以下というのはもうごく本当に1ケタも下の1ケタというふうで、まあだいたい3 0人、25人から30人くらいがいいというふうに言われております。そうすると大変生 徒も先生もゆとりのあるきめ細かな教育が受けられる、教育ができるということです。の ようです。従って理想を求めるのが教育でありますので、是非そういうふうな措置をとっ てもらいたいということです。まああの国県いろいろそれぞれの予算の都合もありますけ れども、文科省では教員の増を希望し、財務省、総務省ではまあこれを削減しようという ことの中で、退職者に対して新規採用が非常に少ないと、これはまあ大変先生方にとって は危惧されている問題だということをお聞きしました。参考までに申し上げると飯島では だいたい30人規模学級がそこに該当して、特殊な小学校で5年生、中学で1年生あたり がちょっと35人を超えた部分もあるけれども、ほとんどまあ理想的な範囲内でされてお るということでありますので、ああ飯島はよかったかなあとこんなふうに考えます。是非 そういう教育が実施されるよう要請することが必要であると思いますので賛成意見といた します。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第4号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを 採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議案朗読)

議長

異議なしと認めます。従って発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第4 発議第5号「長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議 長

暫時お待ちください。

休憩を解きます。先程の追加日程第4発議第5号で、表題の一部割愛した点がありましたので、省略した点がありましたので訂正致します。これから「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出について議題とします。事務局長は只今議案を朗読いたしました。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 竹沢秀幸 議員

8番 竹沢議員

3度の登場でございます。「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自 由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」についての提案趣 旨説明を行います。本件は「信州こまやか教育プラン」に基づき今年度から5・6年生の 30人規模学級について、市町村との共同事業によりまして県費での実施の運びとなった わけであります。本意見書は更に中学校全学年への早期拡大、複式学級の解消、本県独自 の教職員増員を要望する長野県へ向けての意見書提出の議案であります。どの子にも行き 届いた教育をするため、また一人一人の子ども達と深い信頼関係に基づいた心の通う教育 が必要であるところでございます。本県は一早く30人規模学級を目標に取り組んでまい りまして一定の成果があり、中学校へ拡大しようというものであります。意見書中にあり ます自由度の拡大ですけれども、市町村の裁量によりまして教員の配置を実態に応じ配置 することができるようにするという意味合いを持っておるわけであります。複式学級であ りますけれども、1学年8名以下になった場合にこの措置が行われるわけでございまして、 近隣では伊那市新山小学校が該当し、また辰野小野小学校は教員の加配によりこれを対処 しているわけであります。実はわが町も七久保小学校1年生、私の孫もおるんですが、1 4人しかいません。従ってわが町も将来この複式学級は他人ごとではなくて時間の問題か もしれないところでございます。次に本県の教職員の配置ですが、この春360人が退職 し新規採用が160人ということで200人減っているわけでありまして、この不足の部 分は一部臨時雇用の講師等で賄っているのが実態であるわけであります。総体的な児童生 徒数の減少とかけ離れているわけでありまして、いわゆる自然減とは別に教職員の数が補 充が不十分であるとこういう実態でありまして、古の教育県長野県はこんなことでよいの であろうかということを思うところでございますが、本県のこれまでの取り組みを評価し つつも、教育県長野に恥じないように充実した教育環境を整えるよう、これが実現されま すよう議員各位のご理解をいただき、本意見書を議決賜りますようご提案申し上げまして 趣旨説明とさせていただきます。以上です。

- 13 -

- 14 -

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 野村利夫 議員

6番

野村議員

それでは私の方から賛成意見を申し上げます。提案者の子ども達の取り巻く状況、ある いは長野県独自の30人規模の実施状況等については、全て私は提案者に全面的に賛成す るものであります。その中で30人規模学級についての6年生までの見通しがつき、今後 は県の責任においてこれからは中学全学年に拡大の必要、これを一つは望んでおるわけで ございます。もう一方少子化の中で過疎化の進む中、複式学級、これは先程も提案者の説 明ありましたけれども、この関係、相方を併せて先生の増員も含めて要望するものであり ます。その中で6月1日現在の飯島町の現況であります。先程も一部説明ありましたけれ ども飯島小学校、30人規模に対して2年生これは各クラスとも2人多いと、また4年生 は1人多い、5年生は4ないし6人多いと、次に七久保小学校、これにつきましては全て 30人以下となっております。また飯島中学校これは1年生3クラスで7から8人、そし て2年生は3クラスのうち2クラスが1人多いと、また3年生は3クラス4ないし5人の 増となっております。また複式学級については、今提案者も説明がありましたけれども、 七久保小学校は1年生が13人、この複式学級の基準は8人以下でありますので、今後は 飯島町でも複式学級の問題が近々に出てくるのではないかと心配する向きもあります。こ のような内容の下でありますので議員各位の本内容、また当町の現況を踏まえていただい て、理解をいただき替同をお願いし、私の方からの賛成意見といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第5号「長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。ここで町長から議会閉会挨拶をいただきます。

町 長

それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る6月10日から本日まで8日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては連日慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件全てを原案のとおり議決承認をいただきまして誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

さて、先週土曜日に発生をいたしました山形宮城内陸地震は震度6強という大地震であ

りまして、大きな災害が発生をいたしました。亡くなられた方々には心から哀悼の意を表するとともに、行方不明者の一日も早い救出と災害に遭われた皆さまに衷心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。国を挙げての一日も早い復興をお願いをするものでございます。一つの議会の会期中に様々な出来事で、何度もお悔やみやお見舞いを申し上げなければならないほど、最近の社会世相に憂いを想いつつ、まさに世の中多事多難、なんともやりきれなさを感じずにはおられません。特にこのところの自然災害による大災害を見るにつけて、自然災害の恐ろしさを身にしみて感じているところでございます。災害が起こらないことを祈ると同時に、今後災害を想定したより実践的な訓練を重ねるなど、いざというときの出来る限りの対策を講じてまいりたいと考えておる次第でございます。

一方地球規模での取り組みが必要になっております地球温暖化対策を主要テーマとした 洞爺湖サミットが来月の7日から3日間開催をされます。かけがえのないこの地球を全世 界の人々が守っていかなければなりません。当町におきましては温暖化対策や新エネルギ ービジョンを実効あるものとするため、新たな委員会を設置して取り組んでまいります。 町民の皆様それぞれが自身の問題としてお取り組みをいただきたいと思っております。ま た長年の懸案でありました広域連合で行う新ごみ中間処理施設の施設用地の候補地が先ご ろ発表をされました。地元の皆様のご理解ご協力をいただく中で、一日も早い施設建設が 進められることを願うとともに、広域連合の一自治体として積極的にサポートをしてまい ります。平成20年度もはや3カ月過ぎようとしておりますが、本年度事業として計画し た各種事業につきまして、住民の皆様のご理解とご協力を賜り積極的に事業の推進を図り、 住民の付託に応えてまいる所存でございます。また平成19年度の決算及び各種事業の総 括とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政運営の指標となる 健全化判断比率の算出をする時期となりましたので、この比率を下に更なる財政健全化に 向けた取り組みをしてまいります。このほか今議会の議案審議や一般質問を通じてそれぞ れの場面でいただきました貴重な数々のご意見やご提案等十分に胸に止め置き、今後の町 政運営に全力で努めてまいりたいと思いますので、各位のご尽力ご理解を重ねてお願いを 申し上げる次第でございます。

本年度は早い梅雨入りでありましたが、集中豪雨等が心配されるわけでありますが、今のところ梅雨の中休み状態というふうになっておりますものの、今後末期特有の豪雨災害など発生がないことを祈るとともに、議員各位には時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、6月定例会閉会のご挨拶といたします。大変にありがとうございました。

議長

以上をもって、平成20年6月飯島町議会定例会を閉会します。

午前10時34分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員